

第6期宮前区地域福祉計画（素案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

特記事項

本計画（素案）は、令和2年11月初旬時点の内容のものであり、令和3年3月の策定（改定）に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

宮前区

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	9
(2) 取組の推進イメージ	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿	12
(1) 地域福祉とは	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿	13
6 第6期計画期間における施策の方向性	15
(1) 計画の基本理念・目標	15
(2) 計画推進における圏域の考え方	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 宮前区地域福祉計画策定にあたって	23
1 宮前区地域福祉計画とは	25
(1) 計画の趣旨・期間	25
(2) 計画策定の流れ	26
(3) 宮前区の地域包括ケアシステム	26
2 宮前区の特徴	27
(1) 宮前区の概況	27
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状	28
3 調査等から分かる宮前区民の状況	43
(1) 第5回川崎市地域福祉実態調査から分かること	43
(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること	48

4	宮前区地域福祉マップ	51
5	地区の概況	53
	(1) 宮前第一地区	54
	(2) 宮前第二地区	56
	(3) 有馬鷺沼地区	58
	(4) 東有馬地区	60
	(5) 宮前第三地区	62
	(6) 宮前中央地区	64
	(7) 向丘地区	66
6	第5期計画の振り返り	68
	(1) 第5期計画における重点項目の取組状況	68
	(2) 第5期計画全体の取組状況と課題	75
第2章 宮前区地域福祉推進の取組		81
1	宮前区がめざす地域福祉	83
	(1) 基本理念	83
	(2) 基本目標	84
	(3) 計画の骨子	85
	(4) 事業体系一覧表	86
2	重点的な取組	88
3	具体的な取組	89
第3章 第6期計画の推進体制		99
1	計画の推進体制	101
2	計画の進行管理	102

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

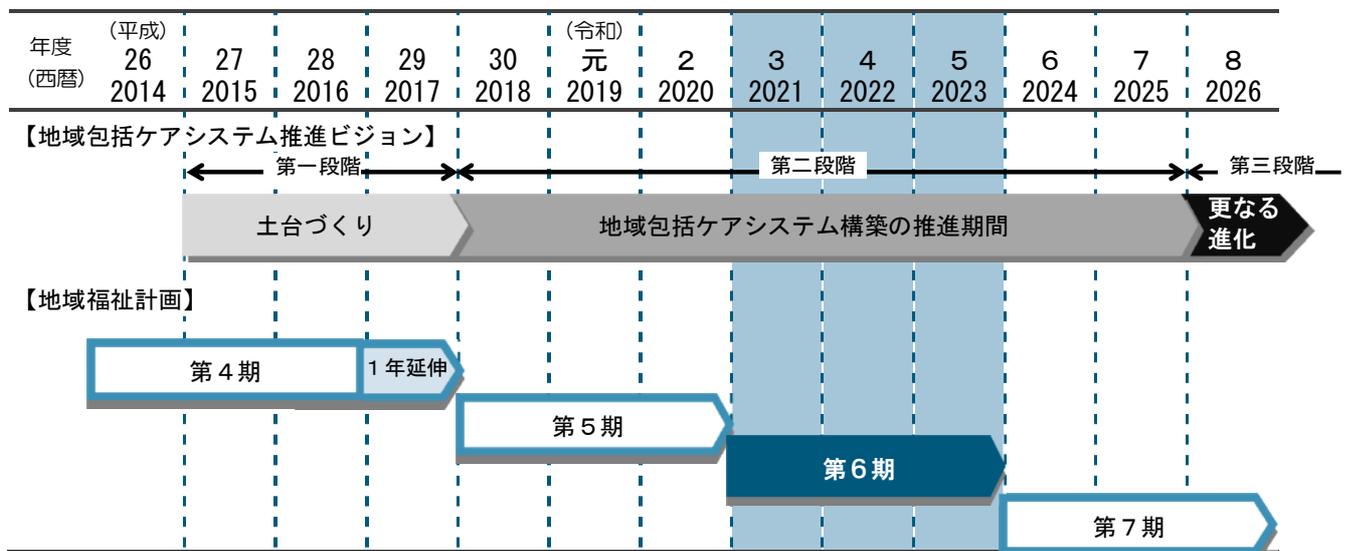
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回が第6期となります。今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

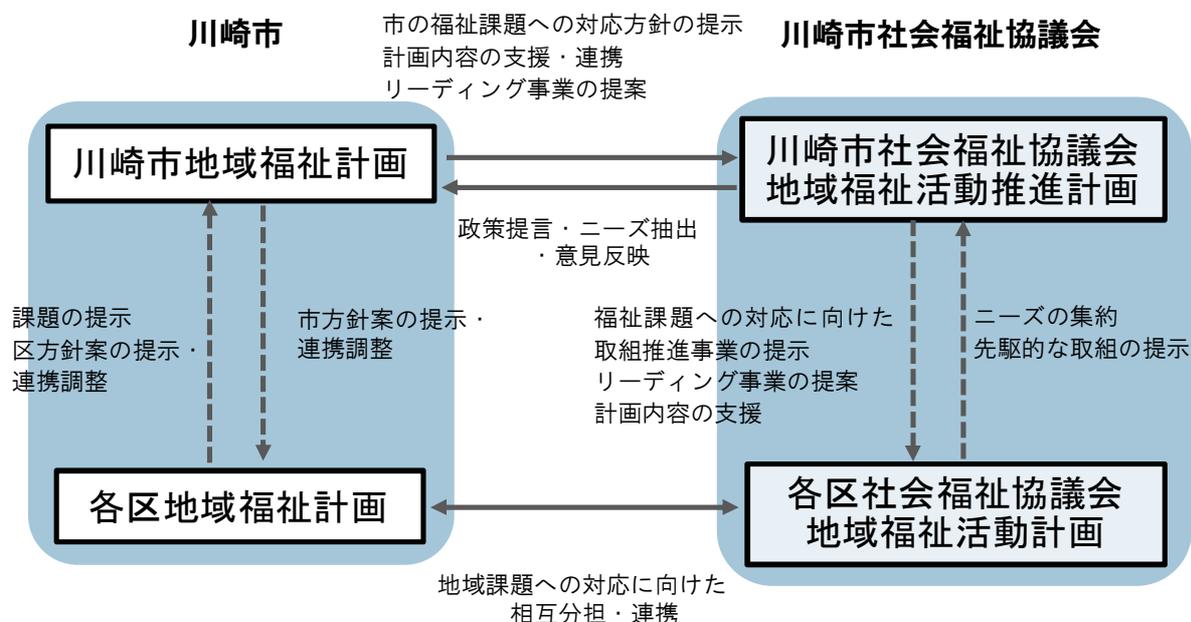
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市においては、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27(2015)年3月に、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざし、まちづくりや地方創生な

どの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



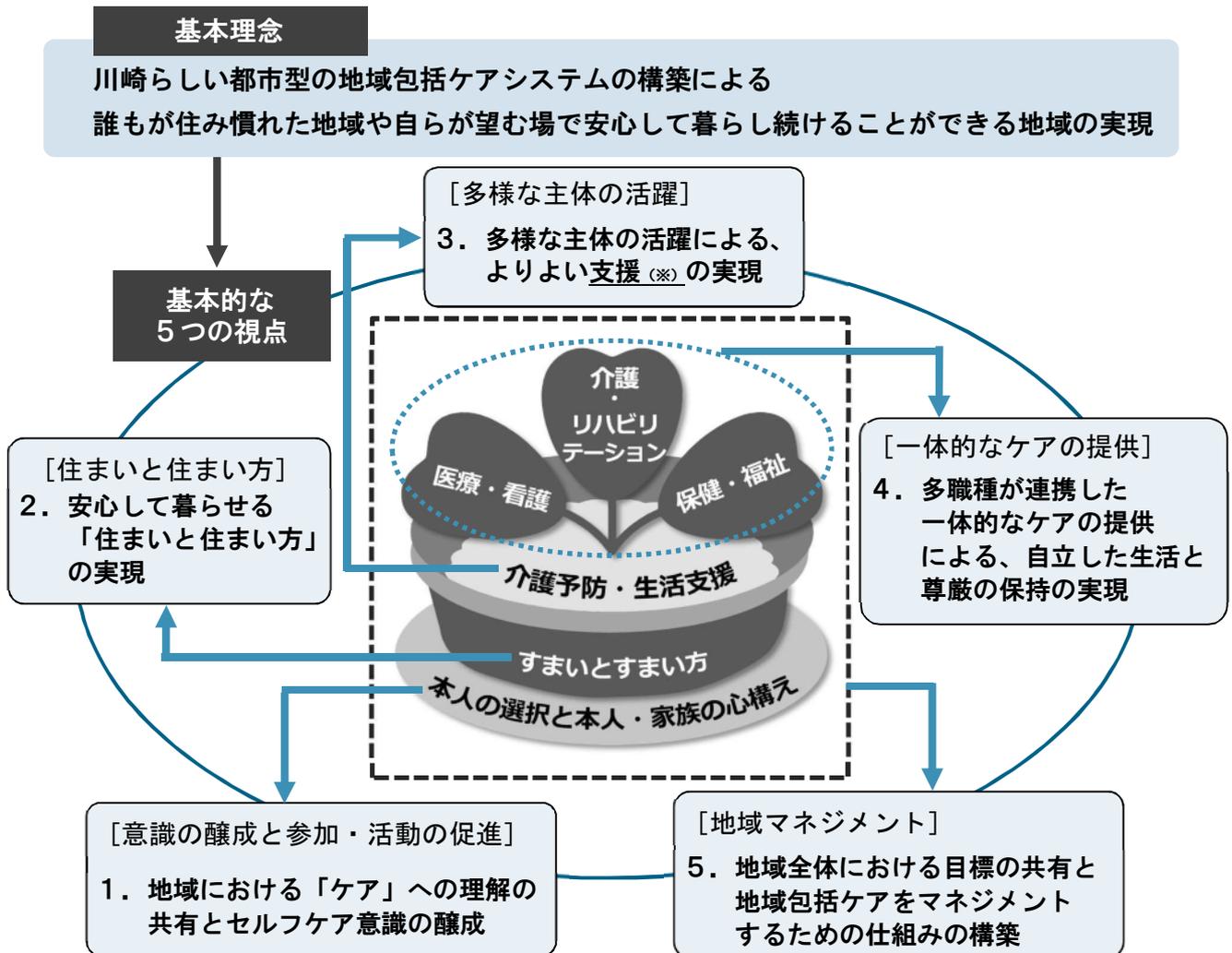
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

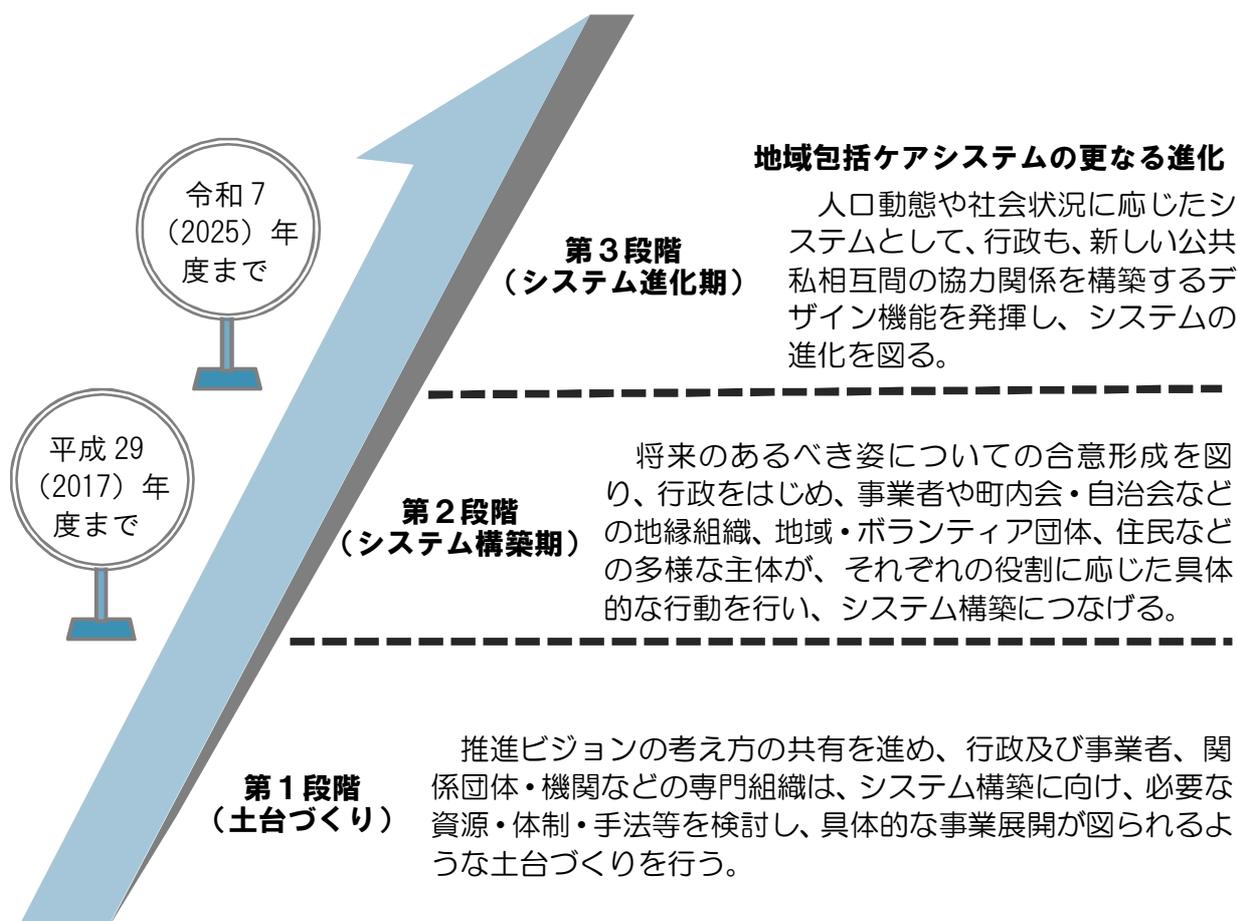
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

（４）地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年以降には、高齢者ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

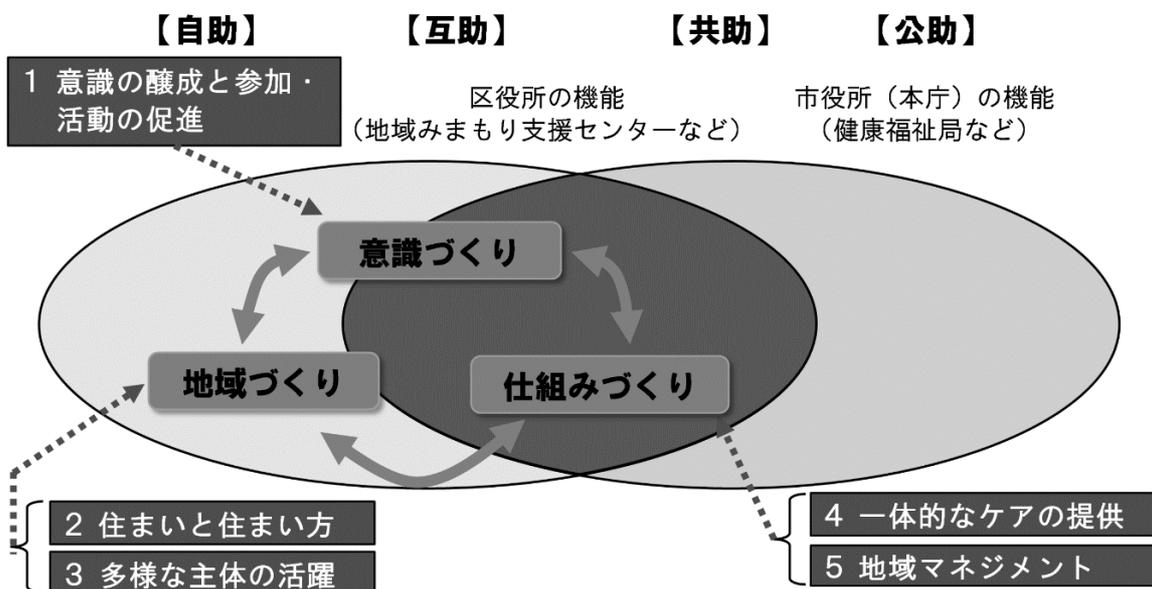
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



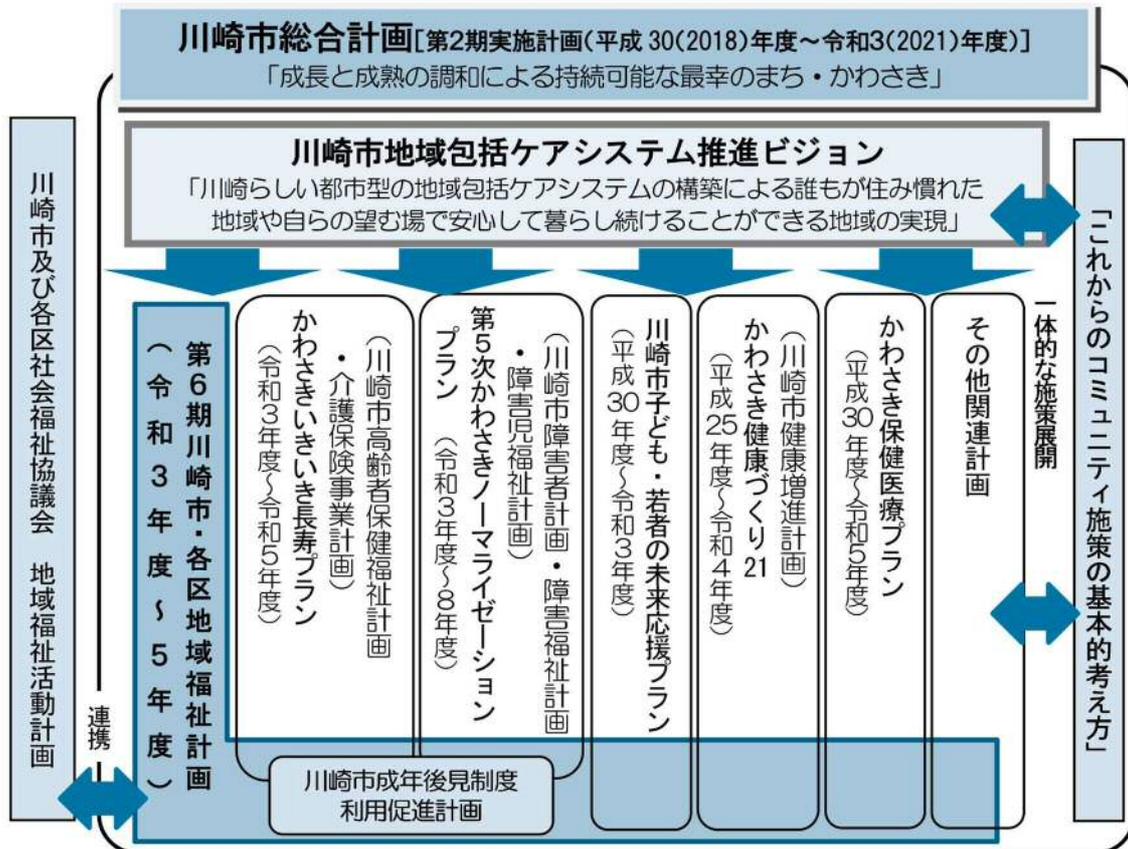
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要介護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取り組みをつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいつくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に対応した取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開を目指して、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】 (令和2年5月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会(650) 小学校区(114校区) など	(例示) ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域(44圏域) 人口平均 約35,000人 中学校区(52校区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域(7区) 人口 17万人~26万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約154万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

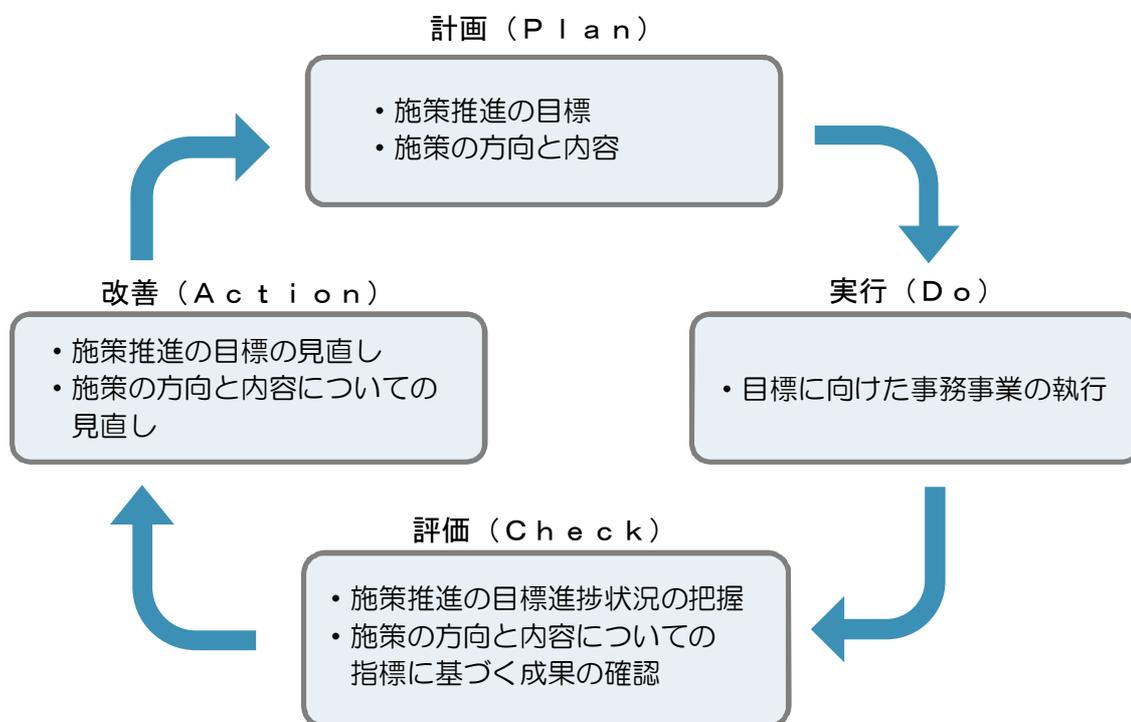
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- ＊ 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に定期的に電話し、おしゃべりをしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。
- ＊ テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、**地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。**

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いこいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
- ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
- ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
- ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

**宮前区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

1 宮前区地域福祉計画とは

(1) 計画の趣旨・期間

宮前区では、「誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくり」をめざして、平成16(2004)年度に第1期計画を策定し、地域福祉の向上をめざす取組を推進してきました。

少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所との関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱える状況が続いています。

これらの課題は、住民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。

隣近所をはじめとする「身近な地域での助け合い」や、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが、地域の課題解決に協働・連携して取り組むことは、誰もが暮らしやすい地域づくりのために大切なことであり、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間の計画期間とする第6期計画においても、取組を進めていきます。

計画期間と基本理念等の変遷

- 第1期計画 平成16(2004)年度～平成19(2007)年度 ※当初は5年計画
安心して暮らせるまちづくり ～支え合う地域社会の実現を目指して～
- 第2期計画 平成20(2008)年度～平成22(2010)年度
宮前の福祉をみんなでつくる ～支え合う地域社会の実現を目指した地域力の向上～
- 第3期計画 平成23(2011)年度～平成25(2013)年度
区民一人ひとりが主人公、小さな力から大きな助け合いの輪が広がるまちをめざして
- 第4期計画 平成26(2014)年度～平成29(2017)年度
区民一人ひとりが主人公、身近なあいさつから広がる地域の輪

- 第5期計画 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
みんなでつくろう 地域の輪
～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～



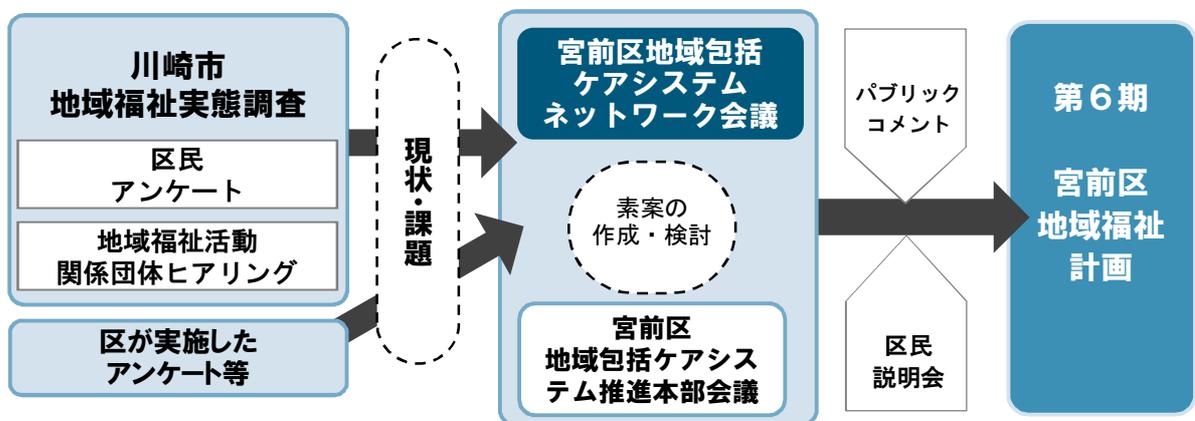
第6期の計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

(2) 計画策定の流れ

第6期計画の策定にあたっては、川崎市が実施した「第5回川崎市地域福祉実態調査」や、宮前区が行った講演会・シンポジウム・アンケートなどにより、地域の現状や課題を把握しました。

次に、宮前区長を本部長とし、区役所の全部署で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」と、学識経験者・各分野の団体の代表・事業者等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において、地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組などについて検討を行い、計画の素案を作成しました。

素案を公表し、パブリックコメントや区民説明会で寄せられた区民の意見を踏まえた検討を経て、本計画を策定しました。

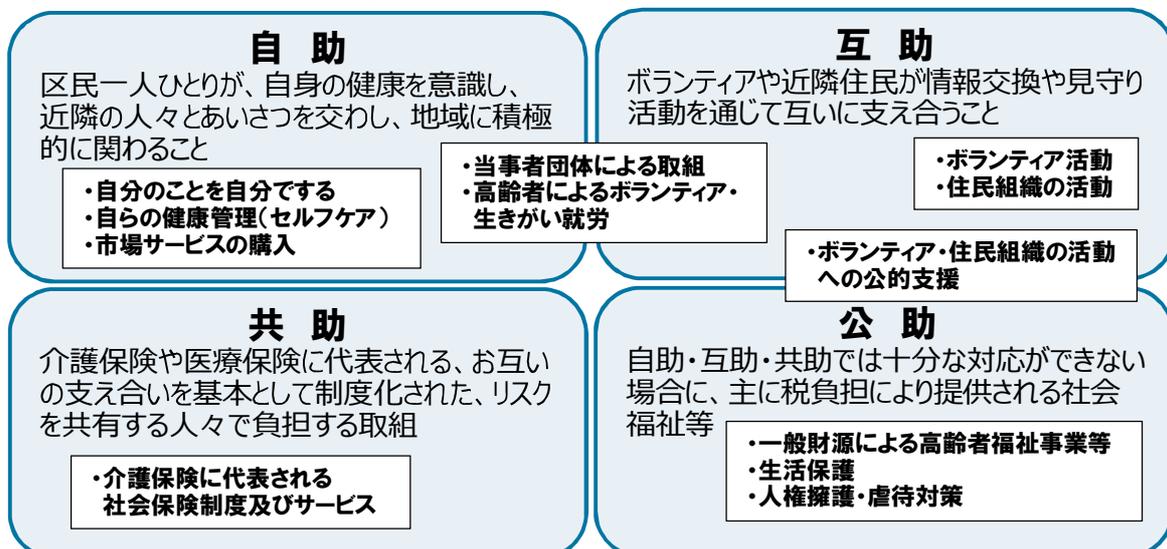


(3) 宮前区の地域包括ケアシステム

第6期計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、策定されています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンがめざす「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」をつくるには、自助、互助、共助、公助が適切な組み合わせで行われることが重要です。

自助・互助・共助・公助の関係性



2 宮前区の地域の特徴

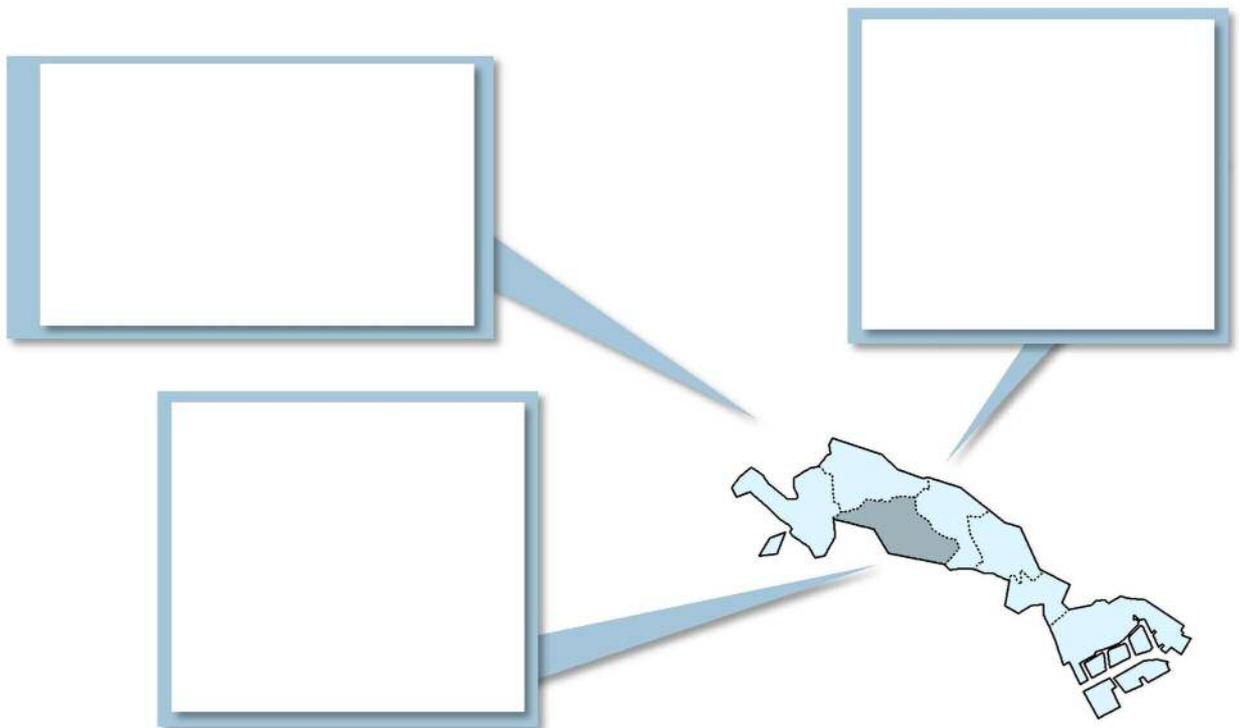
(1) 宮前区の概況

宮前区は、多摩丘陵の一角に位置し、区内には、平瀬川、矢上川、有馬川の3つの河川が流れています。これらの川に挟まれて、丘陵、坂、谷戸などで構成された起伏に富んだ地形が特徴です。

明治22(1889)年の市制・町村制の施行に伴い、橘樹郡(たちばなぐん)宮前村(みやさきむら)と向丘村(むかおかむら)が誕生しました。両村は、昭和13(1938)年に本市に編入され、昭和47(1972)年に本市が政令指定都市に移行した後は高津区に属していましたが、昭和57(1982)年に分区し、現在の宮前区となりました。

昭和41(1966)年の溝の口から長津田間の田園都市線の開通、昭和43(1968)年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジの開通・開設などによる交通基盤の整備とともに、郊外住宅地としての開発が進みました。その結果、人口は、分区当時の約15万人から急速に増加し、令和2(2020)年9月現在で約23万人となっています。

市内7区の中では生産緑地面積が最も広く、農産物直売所が区内各地に点在しているほか、公園、公園緑地数も2番目に多いなど、身近に農や緑を感じることができます。また、旧石器時代の鷲ヶ峰遺跡や弥生時代の東高根遺跡、本市初の国史跡である橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群などが存在し、歴史のある土地でもあります。



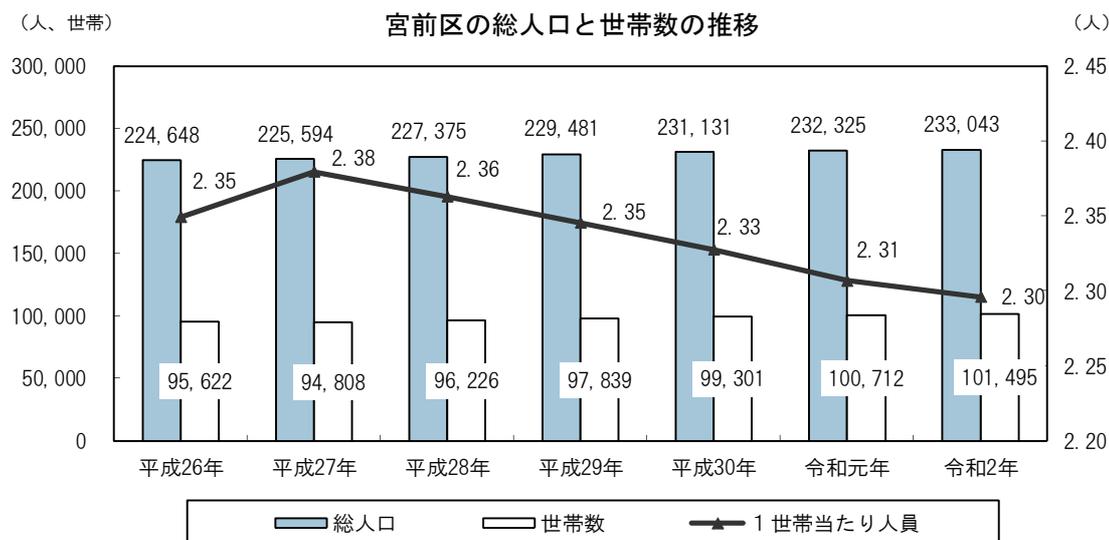
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状

① 総人口と世帯数の推移

1) 総人口と世帯数の推移（全体）

宮前区の人口は、令和2（2020）年4月1日現在で233,043人と市内で4番目に多く、世帯数は101,495世帯と5番目となっています。

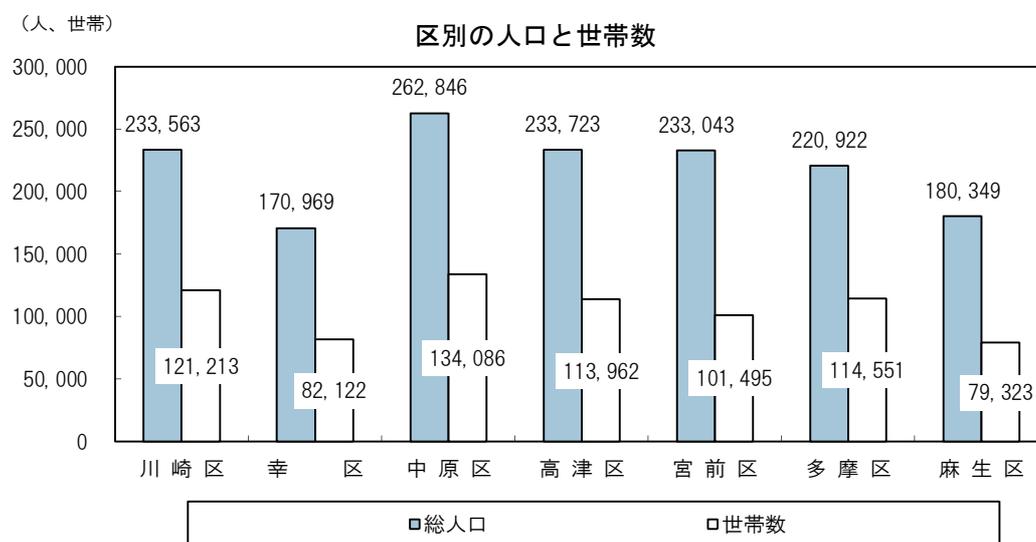
また、1世帯当たり人員は、平成27（2015）年をピークに、平成28（2016）年から連続して減少傾向となっており、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加していると考えられます。



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）
※令和2年は4月1日現在

2) 区別の人口と世帯数

川崎市の総人口は令和2（2020）年4月1日現在で1,535,415人、総世帯数は746,752世帯です。宮前区の人口は市内で4番目に多く、世帯数は5番目です。



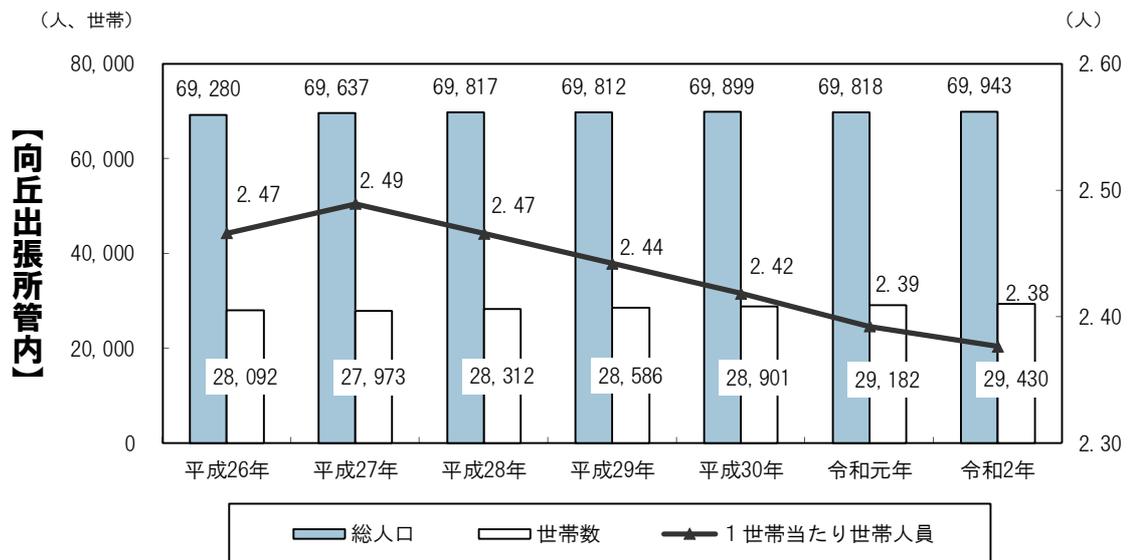
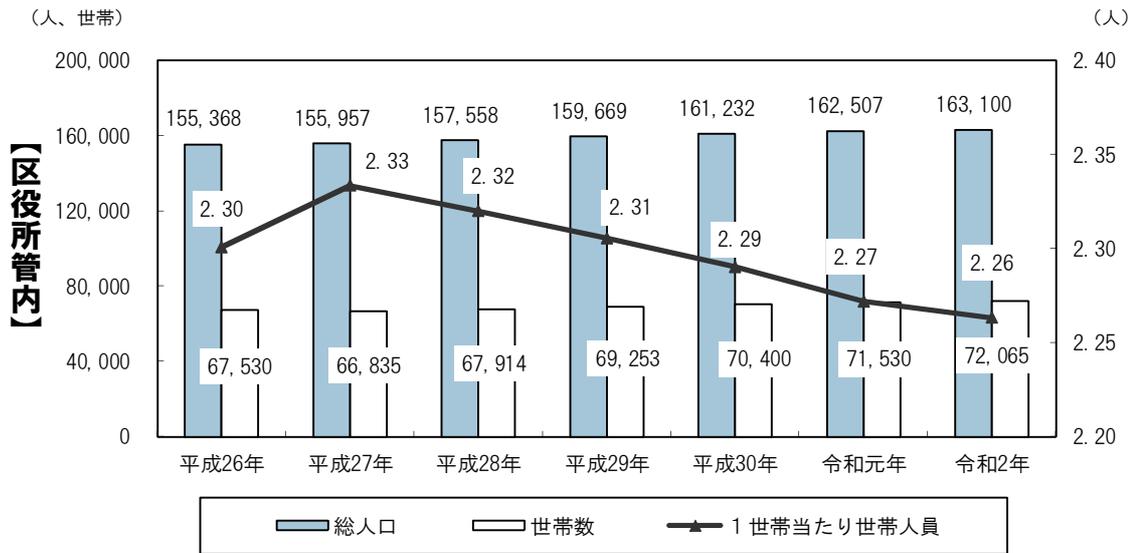
資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（令和2年4月1日現在）
※令和2年は4月1日現在

3) 総人口と世帯数の推移（区役所管内・向丘出張所管内）

管区別に見ると、区役所管内は総人口と世帯数は増加傾向にあります。向丘出張所管内では総人口は横ばいですが、世帯数は増加傾向となっています。

1世帯当たりの世帯人員をみると、区役所管内・向丘出張所管内のいずれも減少傾向となっていますが、向丘出張所管内のほうが区役所管内よりも1世帯当たりの人員がやや多いことが特徴です。

宮前区の総人口と世帯数の推移（管区別）



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）
 ※令和2年は4月1日現在

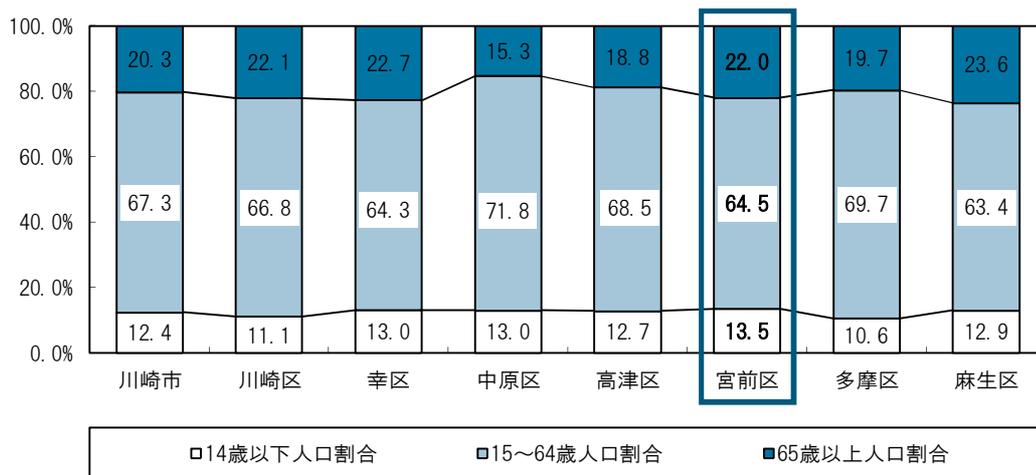
②年齢からみる人口の推移

1) 市と各区の年齢3区分別人口構成

宮前区は、市内で最も14歳以下人口割合が高い区です。

また、65歳以上人口割合は、第5期計画策定時の平成29(2017)年に21.3%となり、初めて20%を超えましたが、さらに増加し、市内で4番目に高くなっています。

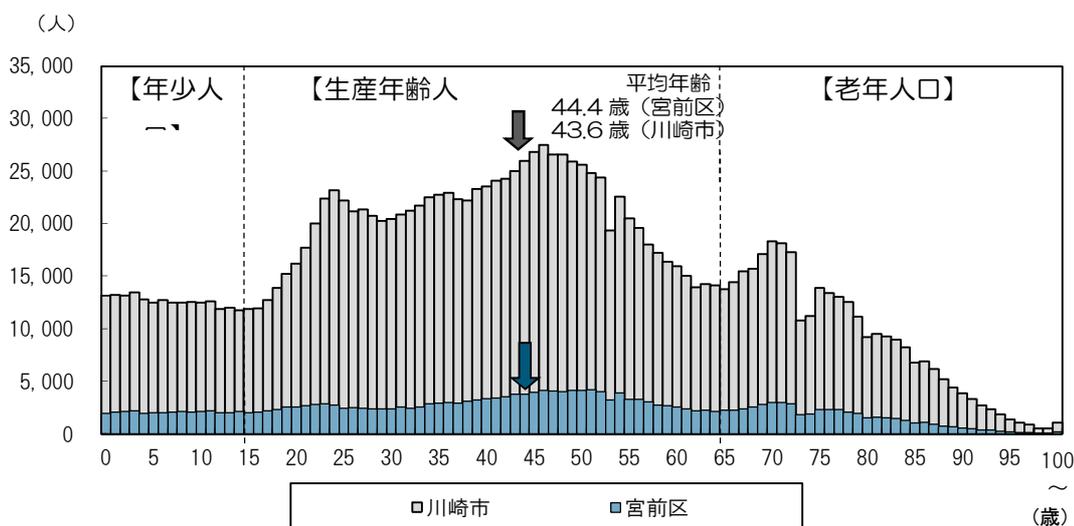
川崎市・区の年齢3区分別人口構成



資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」(令和元(2019)年10月1日現在)

2) 宮前区の年齢別人口

宮前区の年齢別人口

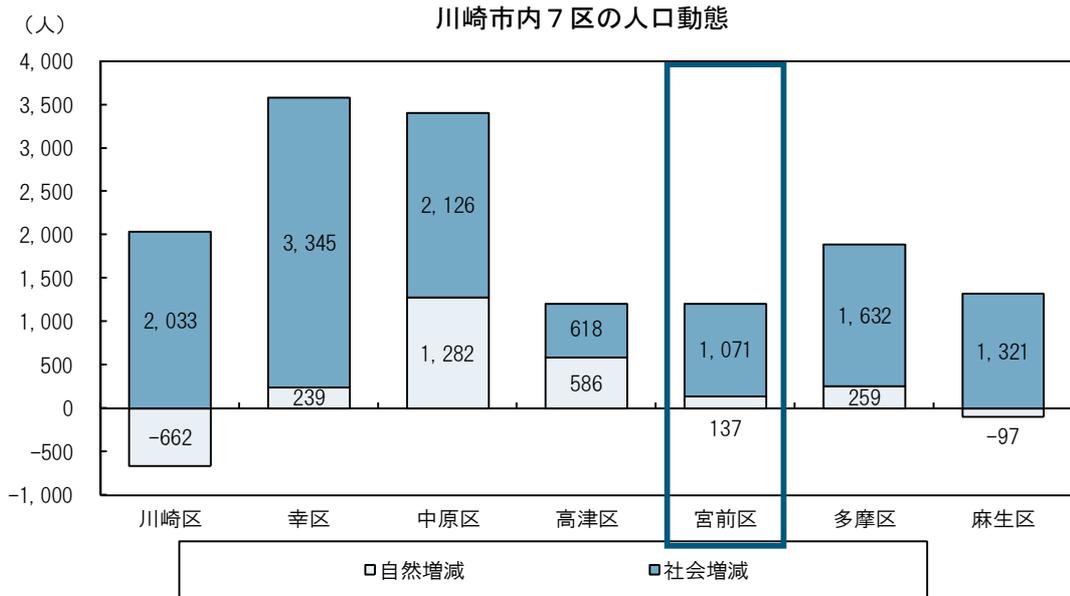


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」(令和元(2019)年10月1日現在)

3) 川崎市内7区の人口動態

令和元（2019）年の人口動態は1,208人増で、転入による社会増が出生による自然増を上回っています。出生による自然増は、市内で3番目に少なくなっています。

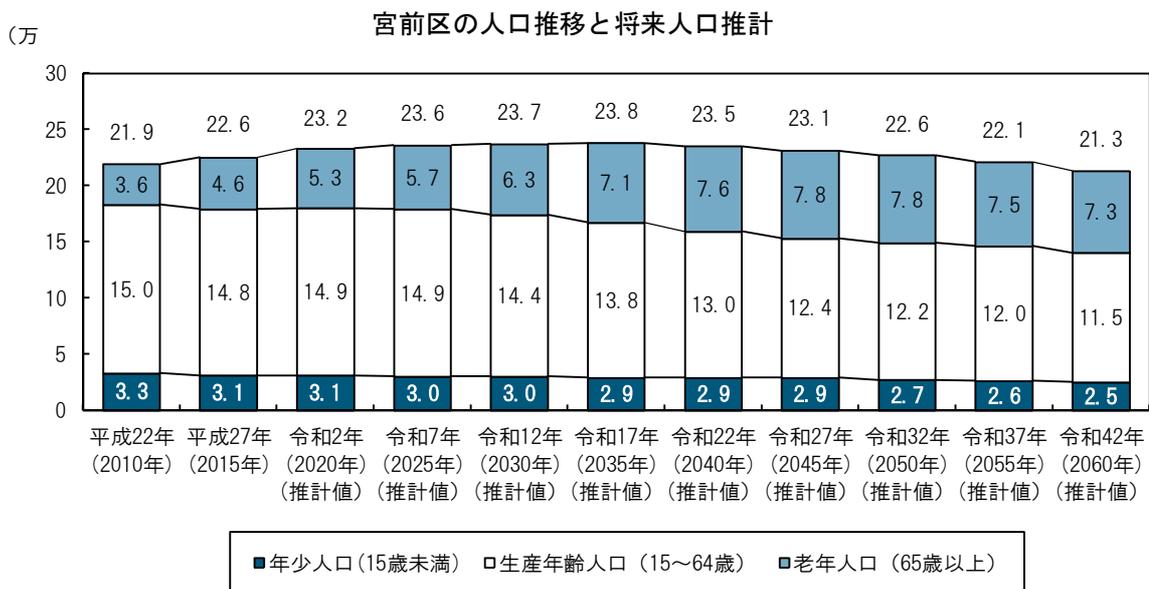
出生による自然増については、第4期計画策定時の平成24（2012）年には1,065人で、1,000人を超えていましたが、第5期計画策定時の平成28（2016）年には657人、令和元（2019）年には137人となり、大きく減少し続けていることが宮前区の特徴です。



資料：川崎市の統計情報「人口動態」（令和元年）

4) 宮前区の人口推移と将来人口推計

0～14歳人口は令和7（2025）年には約30,000人となる一方、65歳以上人口は約57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想されます。



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29（2017）年5月）

③町丁別にみる人口の推移

1) 総人口

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 3月末 総人口割合	平成28年 から 令和2年の 人口増減率
宮前区	226,657	228,762	230,412	231,606	232,324	100.0%	2.5%
区役所管内	156,955	159,065	160,628	161,903	162,496	69.9%	3.5%
有馬	22,078	22,216	22,264	22,234	22,277	9.6%	0.9%
有馬1丁目	3,803	3,869	3,904	3,856	3,955	1.7%	4.0%
有馬2丁目	1,782	1,881	1,893	1,866	1,870	0.8%	4.9%
有馬3丁目	1,859	1,860	1,890	1,873	1,869	0.8%	0.5%
有馬4丁目	2,679	2,632	2,646	2,663	2,653	1.1%	-1.0%
有馬5丁目	1,766	1,772	1,767	1,812	1,790	0.8%	1.4%
有馬6丁目	2,846	2,844	2,833	2,816	2,791	1.2%	-1.9%
有馬7丁目	2,485	2,475	2,489	2,524	2,540	1.1%	2.2%
有馬8丁目	2,941	2,999	2,940	2,926	2,934	1.3%	-0.2%
有馬9丁目	1,917	1,884	1,902	1,898	1,875	0.8%	-2.2%
梶ヶ谷	2,394	2,484	2,612	2,647	2,662	1.1%	11.2%
けやき平	3,278	3,223	3,259	3,186	3,173	1.4%	-3.2%
小台	7,530	7,376	7,678	7,909	7,922	3.4%	5.2%
小台1丁目	3,232	3,180	3,106	3,293	3,297	1.4%	2.0%
小台2丁目	4,298	4,196	4,572	4,616	4,625	2.0%	7.6%
鷺沼	12,074	12,122	12,273	12,447	12,446	5.4%	3.1%
鷺沼1丁目	3,991	4,022	4,120	4,309	4,313	1.9%	8.1%
鷺沼2丁目	1,973	1,988	2,006	2,002	2,017	0.9%	2.2%
鷺沼3丁目	2,771	2,778	2,760	2,678	2,652	1.1%	-4.3%
鷺沼4丁目	3,339	3,334	3,387	3,458	3,464	1.5%	3.7%
神木	2,103	2,088	2,129	2,174	2,198	0.9%	4.5%
神木1丁目	621	610	614	608	607	0.3%	-2.3%
神木2丁目	1,482	1,478	1,515	1,566	1,591	0.7%	7.4%
土橋	17,097	17,195	17,051	17,057	17,314	7.5%	1.3%
土橋1丁目	3,112	3,093	3,067	3,065	3,148	1.4%	1.2%
土橋2丁目	3,576	3,554	3,567	3,461	3,439	1.5%	-3.8%
土橋3丁目	1,987	1,972	1,899	1,933	1,988	0.9%	0.1%
土橋4丁目	3,762	3,789	3,751	3,807	3,926	1.7%	4.4%
土橋5丁目	1,019	1,100	1,083	1,097	1,096	0.5%	7.6%
土橋6丁目	1,787	1,790	1,803	1,833	1,860	0.8%	4.1%
土橋7丁目	1,854	1,897	1,881	1,861	1,857	0.8%	0.2%

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 3月末 総人口割合	平成28年 から 令和2年の 人口増減率
野川	28,413	28,395	28,366	28,513	28,525	12.3%	0.4%
野川	28,413	28,395	28,366	27,239	12,657	5.4%	
西野川1丁目					3,787	1.6%	
西野川2丁目					2,567	1.1%	
西野川3丁目					3,156	1.4%	
野川本町1丁目					2,688	1.2%	
野川本町2丁目					2,386	1.0%	
野川本町3丁目				1,274	1,284	0.6%	
東有馬	12,933	12,895	13,021	13,045	13,019	5.6%	0.7%
東有馬1丁目	2,035	2,091	2,124	2,115	2,133	0.9%	4.8%
東有馬2丁目	3,343	3,346	3,411	3,436	3,424	1.5%	2.4%
東有馬3丁目	2,075	2,050	2,095	2,072	2,069	0.9%	-0.3%
東有馬4丁目	2,266	2,284	2,272	2,343	2,306	1.0%	1.8%
東有馬5丁目	3,214	3,124	3,119	3,079	3,087	1.3%	-4.0%
馬絹	15,769	15,887	15,999	16,032	16,283	7.0%	3.3%
馬絹	15,769	8,667					
馬絹1丁目		3,953	3,988	4,045	4,046	1.7%	
馬絹2丁目		1,322	1,329	1,358	1,375	0.6%	
馬絹3丁目		1,945	1,933	1,957	1,974	0.8%	
馬絹4丁目			4,726	4,642	4,636	2.0%	
馬絹5丁目			1,683	1,717	1,918	0.8%	
馬絹6丁目			2,340	2,313	2,334	1.0%	
宮崎	22,386	23,189	23,303	23,420	23,340	10.0%	4.3%
宮崎	5,149	5,287	5,293	5,375	5,356	2.3%	4.0%
宮崎1丁目	3,692	3,757	3,762	3,730	3,762	1.6%	1.9%
宮崎2丁目	4,136	4,554	4,632	4,679	4,616	2.0%	11.6%
宮崎3丁目	3,984	3,915	3,899	3,932	3,927	1.7%	-1.4%
宮崎4丁目	1,225	1,214	1,198	1,196	1,182	0.5%	-3.5%
宮崎5丁目	2,051	2,044	2,029	2,062	2,055	0.9%	0.2%
宮崎6丁目	2,149	2,418	2,490	2,446	2,442	1.1%	13.6%
宮前平	10,900	11,995	12,673	13,239	13,337	5.7%	22.4%
宮前平1丁目	3,007	3,152	3,285	3,246	3,242	1.4%	7.8%
宮前平2丁目	3,956	3,879	4,000	4,580	4,664	2.0%	17.9%
宮前平3丁目	3,937	4,964	5,388	5,413	5,431	2.3%	37.9%

※斜線部（「馬絹1～6丁目」、「西野川1～3丁目」、「野川本町1～3丁目」）は、平成28年以降にできた町丁のため、各年の総人口と平成28年からの増減率は算出していない。

※野川地区は平成30年からの住居表示の実施により、区域が縮小したため、平成28年からの増加率は算出していない。

※馬絹地区は、平成29年までに1～6丁目となったため、平成30年度以降の人口、令和2年の3月末総人口割合、平成28年からの増減率は算出していない。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 3月末 総人口割合	平成28年 から 令和2年の 人口増減率
向丘出張所管内	69,702	69,697	69,784	69,703	69,828	30.1%	0.2%
犬蔵	16,526	16,482	16,636	16,652	16,672	7.2%	0.9%
犬蔵1丁目	3,089	3,076	3,084	3,145	3,157	1.4%	2.2%
犬蔵2丁目	9,292	9,285	9,295	9,264	9,277	4.0%	-0.2%
犬蔵3丁目	4,145	4,121	4,257	4,243	4,238	1.8%	2.2%
五所塚	1,439	1,426	1,443	1,440	1,449	0.6%	0.7%
五所塚1丁目	628	602	602	606	601	0.3%	-4.3%
五所塚2丁目	811	824	841	834	848	0.4%	4.6%
潮見台	1,692	1,720	1,692	1,741	1,730	0.7%	2.2%
神木本町	8,757	8,798	8,792	8,793	8,847	3.8%	1.0%
神木本町1丁目	1,697	1,709	1,709	1,683	1,681	0.7%	-0.9%
神木本町2丁目	1,980	2,000	1,999	2,030	2,062	0.9%	4.1%
神木本町3丁目	1,122	1,132	1,120	1,088	1,104	0.5%	-1.6%
神木本町4丁目	2,174	2,162	2,174	2,169	2,156	0.9%	-0.8%
神木本町5丁目	1,784	1,795	1,790	1,823	1,844	0.8%	3.4%
白幡台	1,879	1,869	1,859	1,861	1,858	0.8%	-1.1%
白幡台1丁目	1,086	1,079	1,060	1,059	1,057	0.5%	-2.7%
白幡台2丁目	793	790	799	802	801	0.3%	1.0%
菅生ヶ丘	2,802	2,807	2,798	2,822	2,821	1.2%	0.7%
菅生	12,533	12,582	12,563	12,566	12,714	5.5%	1.4%
菅生1丁目	1,756	1,787	1,786	1,815	1,878	0.8%	6.9%
菅生2丁目	2,520	2,492	2,516	2,594	2,639	1.1%	4.7%
菅生3丁目	2,961	2,934	2,938	2,913	2,927	1.3%	-1.1%
菅生4丁目	1,366	1,443	1,431	1,433	1,436	0.6%	5.1%
菅生5丁目	1,872	1,915	1,906	1,850	1,868	0.8%	-0.2%
菅生6丁目	2,058	2,011	1,986	1,961	1,966	0.8%	-4.5%
平	12,355	12,296	12,288	12,186	12,142	5.2%	-1.7%
平1丁目	2,942	2,975	3,016	3,033	3,028	1.3%	2.9%
平2丁目	3,551	3,464	3,393	3,336	3,338	1.4%	-6.0%
平3丁目	1,578	1,577	1,579	1,564	1,550	0.7%	-1.8%
平4丁目	1,390	1,400	1,405	1,408	1,395	0.6%	0.4%
平5丁目	1,417	1,439	1,460	1,429	1,430	0.6%	0.9%
平6丁目	1,477	1,441	1,435	1,416	1,401	0.6%	-5.1%
南平台	4,474	4,426	4,431	4,391	4,364	1.9%	-2.5%
初山	5,141	5,108	5,083	5,017	4,975	2.1%	-3.2%
初山1丁目	2,215	2,204	2,183	2,152	2,157	0.9%	-2.6%
初山2丁目	2,926	2,904	2,900	2,865	2,818	1.2%	-3.7%
水沢	2,104	2,183	2,199	2,234	2,256	1.0%	7.2%
水沢1丁目	31	34	34	34	39	0.0%	25.8%
水沢2丁目	862	894	933	950	964	0.4%	11.8%
水沢3丁目	1,211	1,255	1,232	1,250	1,253	0.5%	3.5%

資料：川崎市の統計情報「町丁目別世帯数・人口」（各年9月末日現在）

※令和2年は3月末現在

※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

2) 年少・老年人口

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	令和2年 3月末 年少人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率	令和2年 3月末 老年人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率
宮前区	32,463	14.0%	-0.8%	47,360	20.4%	8.1%
区役所管内	22,979	14.1%	1.8%	30,529	18.8%	8.1%
有馬	3,171	14.2%	-1.5%	3,883	17.4%	11.1%
有馬1丁目	499	12.6%	8.0%	678	17.1%	11.0%
有馬2丁目	251	13.4%	14.6%	345	18.4%	4.5%
有馬3丁目	242	12.9%	-16.3%	325	17.4%	13.2%
有馬4丁目	371	14.0%	-3.9%	546	20.6%	12.1%
有馬5丁目	264	14.7%	-6.0%	299	16.7%	6.8%
有馬6丁目	401	14.4%	-9.5%	552	19.8%	7.8%
有馬7丁目	486	19.1%	-1.6%	347	13.7%	6.4%
有馬8丁目	389	13.3%	4.0%	476	16.2%	18.1%
有馬9丁目	268	14.3%	-1.1%	315	16.8%	21.2%
梶ヶ谷	439	16.5%	19.6%	498	18.7%	24.2%
けやき平	261	8.2%	-13.9%	1,191	37.5%	5.5%
小台	1,142	14.4%	4.3%	1,012	12.8%	15.0%
小台1丁目	441	13.4%	0.5%	466	14.1%	8.9%
小台2丁目	701	15.2%	6.9%	546	11.8%	20.8%
鷺沼	1,773	14.2%	1.9%	2,096	16.8%	8.8%
鷺沼1丁目	532	12.3%	18.8%	795	18.4%	10.0%
鷺沼2丁目	219	10.9%	-13.1%	339	16.8%	16.1%
鷺沼3丁目	301	11.3%	-21.0%	476	17.9%	3.3%
鷺沼4丁目	721	20.8%	9.4%	486	14.0%	8.0%
神木	267	12.1%	5.5%	552	25.1%	6.6%
神木1丁目	40	6.6%	-23.1%	226	37.2%	2.7%
神木2丁目	227	14.3%	12.9%	326	20.5%	9.4%
土橋	2,693	15.6%	-1.0%	2,830	16.3%	10.8%
土橋1丁目	476	15.1%	17.8%	529	16.8%	7.3%
土橋2丁目	561	16.3%	-14.5%	455	13.2%	6.3%
土橋3丁目	217	10.9%	0.5%	470	23.6%	0.6%
土橋4丁目	662	16.9%	3.4%	526	13.4%	36.3%
土橋5丁目	217	19.8%	9.6%	150	13.7%	23.0%
土橋6丁目	231	12.4%	-11.8%	320	17.2%	12.7%
土橋7丁目	329	17.7%	-4.4%	380	20.5%	1.6%

	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	令和2年 3月末 年少人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率	令和2年 3月末 老年人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率
野川	3,589	12.6%	-8.3%	6,954	24.4%	5.2%
野川	1,491	11.8%		3,261	25.8%	
西野川1丁目	402	10.6%		1,115	29.4%	
西野川2丁目	442	17.2%		485	18.9%	
西野川3丁目	510	16.2%		556	17.6%	
野川本町1丁目	338	12.6%		658	24.5%	
野川本町2丁目	284	11.9%		497	20.8%	
野川本町3丁目	122	9.5%		382	29.8%	
東有馬	1,768	13.6%	-5.2%	3,359	25.8%	6.1%
東有馬1丁目	322	15.1%	-0.3%	396	18.6%	15.5%
東有馬2丁目	642	18.8%	-3.7%	535	15.6%	2.5%
東有馬3丁目	256	12.4%	-3.8%	514	24.8%	2.6%
東有馬4丁目	234	10.1%	-13.3%	735	31.9%	16.5%
東有馬5丁目	314	10.2%	-7.1%	1,179	38.2%	0.8%
馬絹	2,468	15.2%	3.7%	2,461	15.1%	5.6%
馬絹1丁目	645	15.9%		452	11.2%	
馬絹2丁目	218	15.9%		260	18.9%	
馬絹3丁目	239	12.1%		390	19.8%	
馬絹4丁目	768	16.6%		826	17.8%	
馬絹5丁目	280	14.6%		260	13.6%	
馬絹6丁目	318	13.6%		273	11.7%	
宮崎	3,015	12.9%	0.3%	4,012	17.2%	8.1%
宮崎	701	13.1%	5.1%	872	16.3%	5.4%
宮崎1丁目	453	12.0%	-4.6%	752	20.0%	13.1%
宮崎2丁目	529	11.5%	30.9%	737	16.0%	11.7%
宮崎3丁目	551	14.0%	-15.6%	583	14.8%	11.5%
宮崎4丁目	142	12.0%	-43.2%	133	11.3%	10.8%
宮崎5丁目	257	12.5%	-6.9%	404	19.7%	2.3%
宮崎6丁目	382	15.6%	27.3%	531	21.7%	1.7%
宮前平	2,393	17.9%	41.8%	1,681	12.6%	11.0%
宮前平1丁目	376	11.6%	4.7%	509	15.7%	8.5%
宮前平2丁目	923	19.8%	33.8%	584	12.5%	4.1%
宮前平3丁目	1,094	20.1%	71.2%	588	10.8%	21.5%

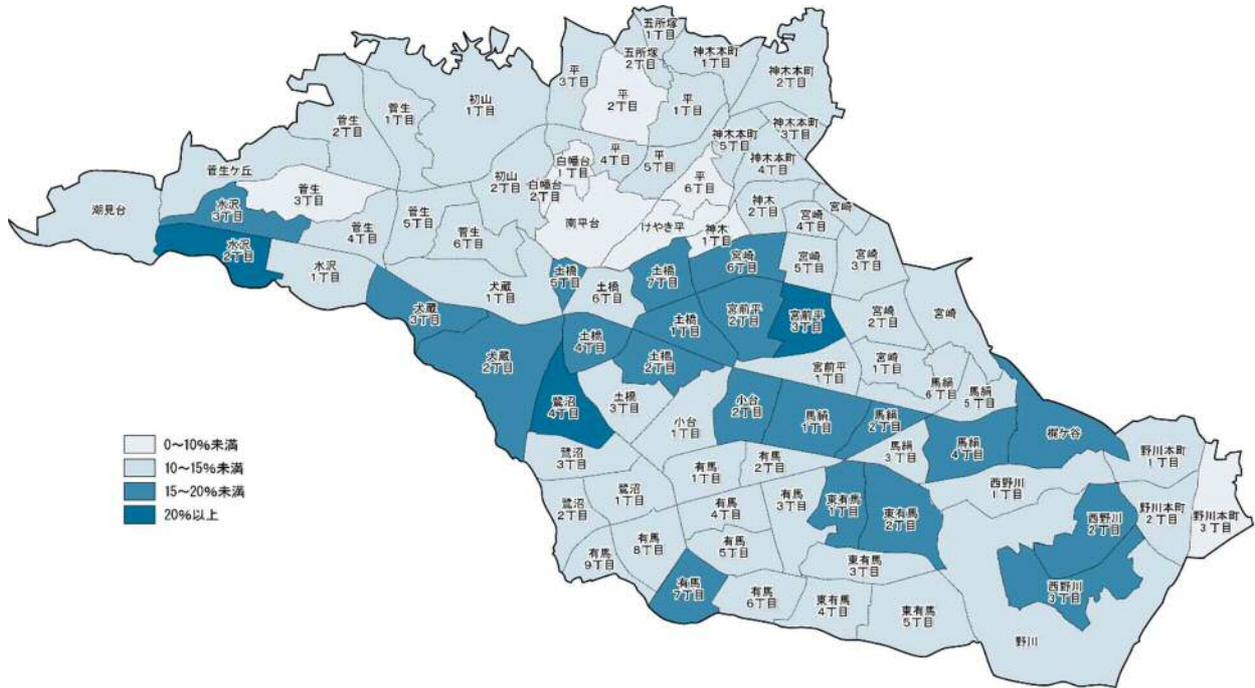
※斜線部（「馬絹1～6丁目、西野川1～3丁目、野川本町1～3丁目」）は、平成28年以降にできた町丁のため、平成28年からの増減率は算出していない。

※野川地区は、平成30年からの住居表示の実施により、区域が縮小したため、平成28年からの増減率は算出していない。

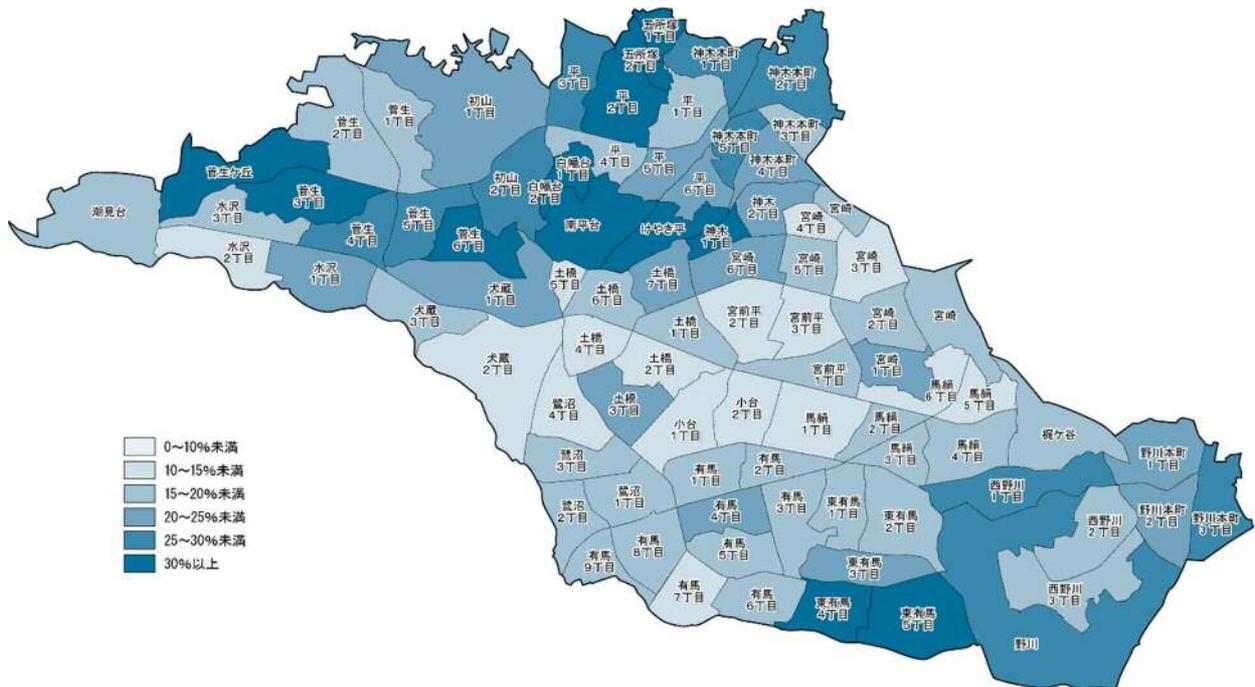
	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	令和2年 3月末 年少人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 年少人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率	令和2年 3月末 老年人口	令和2年 3月末 各町総人口 における 老年人口割合	平成28年 からの 令和2年 人口増減率
向丘出張所管内	9,484	13.6%	-6.5%	16,831	24.1%	8.0%
犬蔵	2,985	17.9%	-5.0%	2,849	17.1%	16.5%
犬蔵1丁目	416	13.2%	8.6%	728	23.1%	8.2%
犬蔵2丁目	1,783	19.2%	-9.2%	1,299	14.0%	18.8%
犬蔵3丁目	786	18.5%	-1.3%	822	19.4%	21.1%
五所塚	168	11.6%	9.8%	481	33.2%	1.5%
五所塚1丁目	64	10.6%	-7.2%	214	35.6%	-7.0%
五所塚2丁目	104	12.3%	23.8%	267	31.5%	9.4%
潮見台	231	13.4%	-21.7%	326	18.8%	26.8%
神木本町	1,131	12.8%	-3.4%	2,179	24.6%	8.3%
神木本町1丁目	192	11.4%	-12.3%	421	25.0%	5.3%
神木本町2丁目	229	11.1%	6.5%	582	28.2%	8.4%
神木本町3丁目	144	13.0%	-19.1%	201	18.2%	6.3%
神木本町4丁目	322	14.9%	-5.6%	501	23.2%	10.4%
神木本町5丁目	244	13.2%	11.9%	474	25.7%	9.7%
白幡台	144	7.8%	-14.8%	635	34.2%	0.6%
白幡台1丁目	79	7.5%	-21.0%	351	33.2%	2.0%
白幡台2丁目	65	8.1%	-5.8%	284	35.5%	-1.0%
菅生ケ丘	391	13.9%	7.1%	859	30.5%	5.8%
菅生	1,531	12.0%	-3.8%	3,344	26.3%	4.8%
菅生1丁目	270	14.4%	-1.8%	328	17.5%	11.6%
菅生2丁目	351	13.3%	-1.1%	443	16.8%	15.4%
菅生3丁目	272	9.3%	-15.5%	996	34.0%	0.6%
菅生4丁目	191	13.3%	12.4%	416	29.0%	8.1%
菅生5丁目	230	12.3%	2.7%	526	28.2%	5.6%
菅生6丁目	217	11.0%	-11.8%	635	32.3%	-0.9%
平	1,384	11.4%	-13.3%	3,150	25.9%	6.6%
平1丁目	363	12.0%	-8.6%	580	19.2%	19.3%
平2丁目	288	8.6%	-23.4%	1,308	39.2%	5.1%
平3丁目	223	14.4%	-12.5%	404	26.1%	0.2%
平4丁目	191	13.7%	-9.5%	247	17.7%	14.9%
平5丁目	186	13.0%	3.3%	296	20.7%	1.7%
平6丁目	133	9.5%	-25.3%	315	22.5%	-0.3%
南平台	428	9.8%	-13.7%	1,441	33.0%	9.9%
初山	650	13.1%	-8.8%	1,262	25.4%	2.4%
初山1丁目	280	13.0%	-7.9%	515	23.9%	4.7%
初山2丁目	370	13.1%	-9.5%	747	26.5%	0.8%
水沢	441	19.5%	-2.4%	305	13.5%	17.8%
水沢1丁目	4	10.3%	-20.0%	9	23.1%	28.6%
水沢2丁目	227	23.5%	-0.9%	99	10.3%	19.3%
水沢3丁目	210	16.8%	-3.7%	197	15.7%	16.6%

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（平成28年は9月末現在、令和2年は3月末現在）
 ※数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

宮前区年少人口割合地図



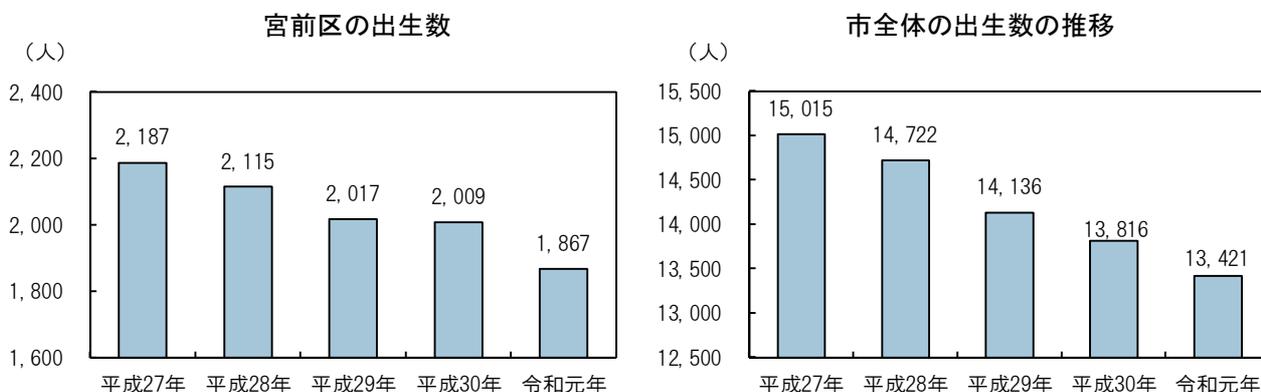
宮前区老年人口割合地図



④出生数・出生率の推移

1) 宮前区の出生数・市全体の出生数

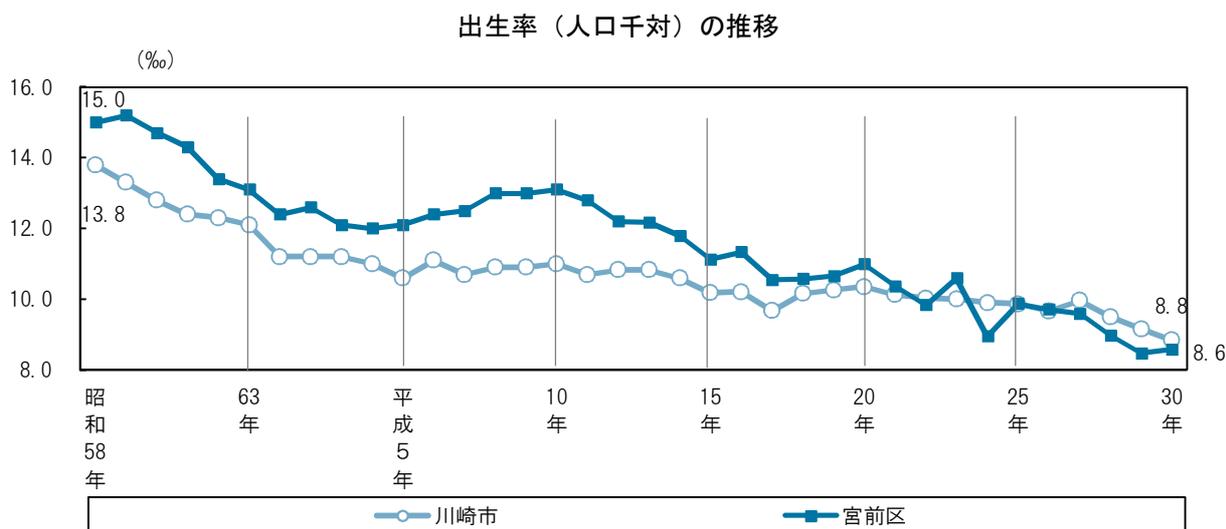
過去5年間の出生数は減少傾向にあり、令和元（2019）年には初めて2,000人を下回りました。



資料：川崎市統計書「人口動態」

2) 出生率の推移

出生率（人口千対）をみると、川崎市平均を上回る年が多かった出生率は、平成24（2012）年に10.0%（パーミル）を割り込み、以降、市平均より低く推移しています。平成30（2018）年の出生率は、全国平均7.4%と比べると、川崎市は8.8%、宮前区では8.6%となっています。

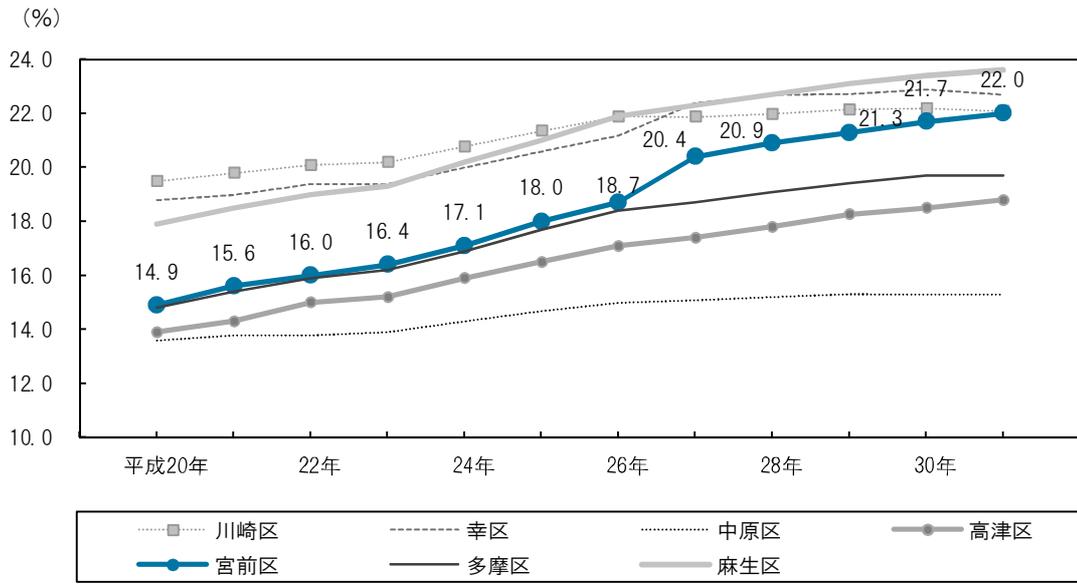


資料：川崎市統計書／厚生労働省 人口動態統計月報年計（出生率全国平均）

⑤川崎市内7区の高齢化率の推移

高齢化は急速に進み、高齢化率は平成27(2015)年には20%を超え、令和元(2019)年10月には22.0%となっています。11年前の平成20(2008)年と比べると、7.1ポイントの増加となっています。

川崎市内7区の高齢化率の推移

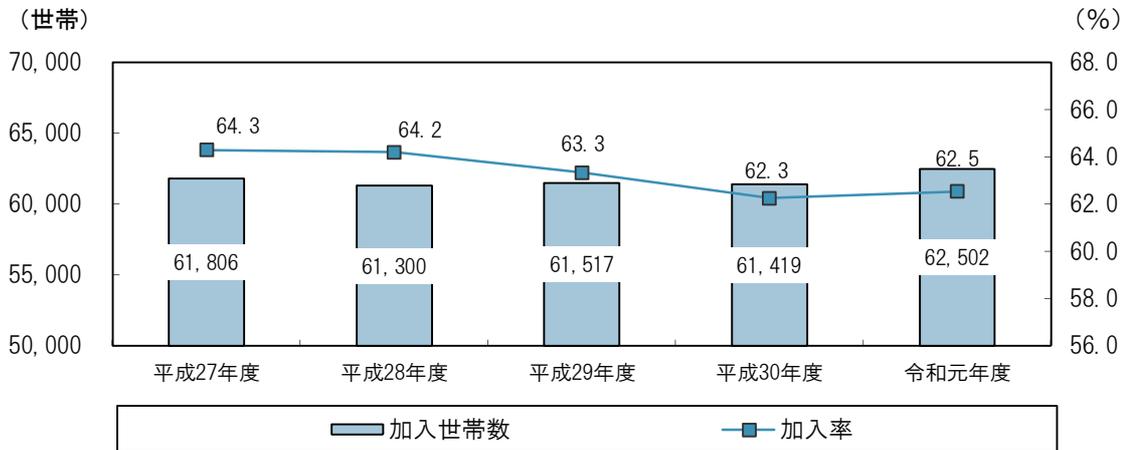


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」(各年10月1日現在)

⑥町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入状況を見ると、加入世帯数・加入率とも、前年度より増加しています。加入率については、平成24(2012)年の66.2%から連続して減少していましたが、令和元(2019)年度は7年ぶりに増加となっています。

宮前区の町内会・自治会加入状況の推移

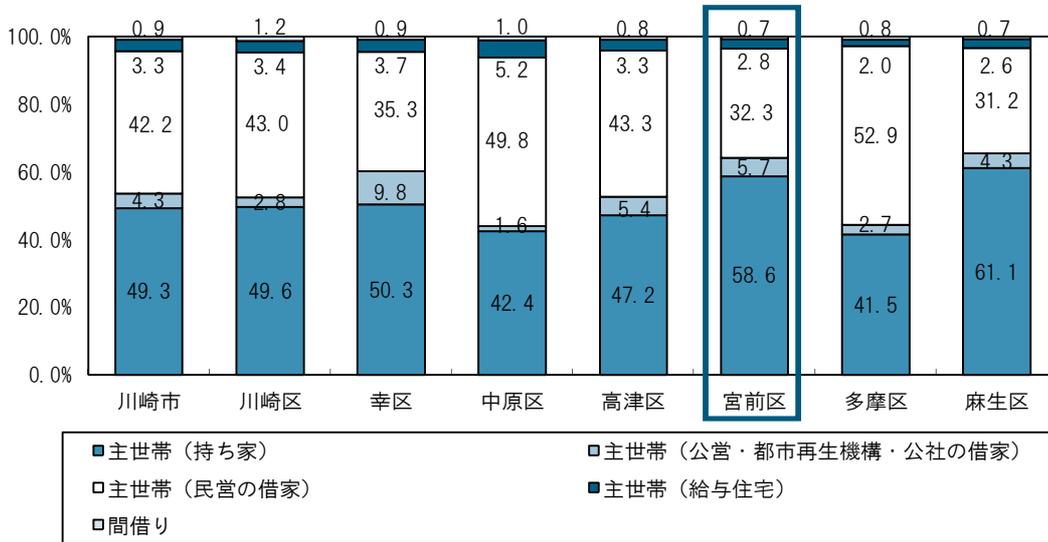


資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」(各年度4月1日現在)

⑦市内7区の住宅の状況

平成25（2013）年度の区内の住居の種類では、主世帯（持ち家）が58.6%と最も高く、この数値は市内で2番目に多くなっています。

市内7区の住居の種類（一般世帯数のうち住宅に住む一般世帯）



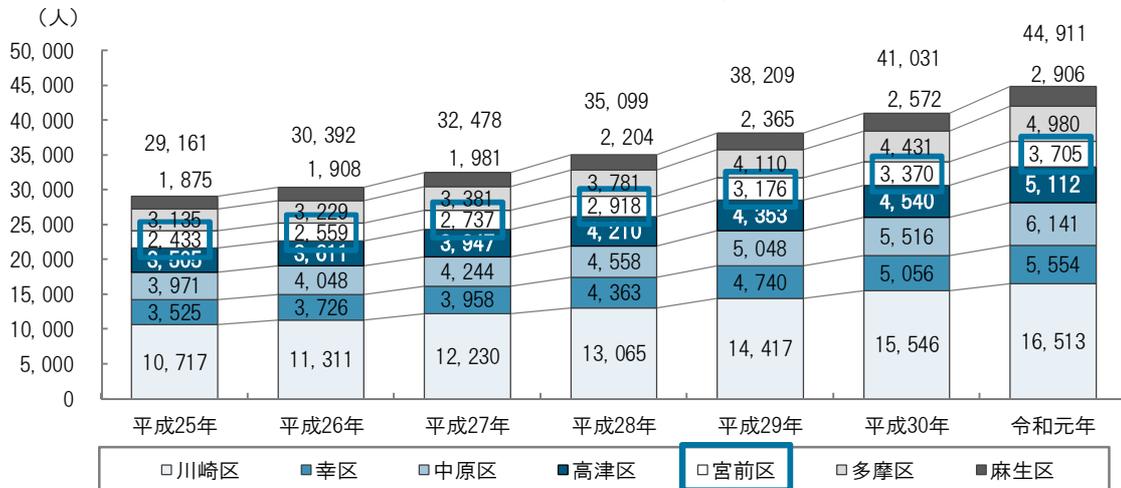
資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査（平成25（2013）年10月1日現在）

⑧外国人住民人口の推移

宮前区の外国人住民人口は、増加傾向にあり、令和元（2019）年9月30日現在で3,705人となっています。

市全体では2番目に少なく、市全体の8.2%となっています。

宮前区の外国人住民人口の推移



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月30日現在）

3 調査等から分かる宮前区民の状況

(1) 第5回川崎市地域福祉実態調査から分かること

川崎市では、「第6期川崎市地域福祉計画」の策定に向けて、地域の生活課題及び地域福祉活動の状況などを把握するため、令和元（2019）年11月～12月に「第5回川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。

本調査は、市民に対する「地域の生活課題に関する調査」と地域福祉活動を行う団体等に対する「地域福祉活動に関する調査」で構成されています。

① 「地域の生活課題に関する調査」から分かること

Q1 「地域」において、何が問題だと感じている？

地域防犯・防災に関する問題（交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など）	…39.3%
高齢者に関する問題（介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど）	…36.2%
地域のつながりに関する問題（近所づきあい、人と人との関係が希薄など）	…29.4%
子どもに関する問題（育児不安、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど）	…22.9%
障害児・者に関する問題（地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など）	…

分かること① 地域防犯・防災、高齢者、地域のつながりに関する問題への意識が高い

- ・「地域防犯・防災に関する問題」は市内6区と比較すると、2番目に高い。
- ・「地域のつながりに関する問題」は、市全体（26.2%）より3.2ポイント高い。

Q2 助け合いができる「地域」の範囲は？

隣近所程度	…38.7%	} 隣近所と町内会・自治会を合わせると、75.2%（約4分の3）
町内会・自治会程度	…36.5%	
小学校区程度	…9.6%	← 「小学校区程度」との回答は1割未満
中学校区程度	…4.6%	
区内程度	…3.4%	

分かること② 約4分の3が「隣近所」や「町内会・自治会程度」の範囲を、助け合いができる地域として捉えている

- ・市全体では、「町内会・自治会程度」が38.8%で、「隣近所程度」の36.9%より1.9ポイント高いが、前回同様、宮前区では割合が逆転しており、「隣近所程度」が「町内会・自治会」より、2.2ポイント高くなっている。

Q3 家庭生活で感じる不安は？

身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない …38.1%

経済的に生活できるか不安である …30.7%

介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない …29.4%

※ 「家族の中に 65 歳以上の方がいる」が 37.5%で市全体（35.6%）を上回り、3 番目に高い。

分かること③ 高齢化を背景に、自分のことや経済的なこと、家族の介護が不安

・家族の介護への不安は、市全体（27.9%）より、1.5 ポイント高い。

Q4 地域活動やボランティア活動への参加の経験は？

参加したことがない…46.1%

⇒その理由は？

仕事や家事が忙しく時間がない …44.3%

きっかけがつかめない …32.9%

身近に活動グループや仲間がない（知らない）…29.5%

⇒どのような状況になれば、参加する？

きっかけがあれば…18.8%

活動する時間ができれば、興味を持てる活動があれば …ともに 13.4%

分かること④ 活動への参加を増やすには、 情報提供や周囲の促し等による「きっかけづくり」が有効

- ・「参加したことがない」は、市全体（42.2%）より、3.9 ポイント高い。
- ・「仕事や家事が忙しく時間がない」は、前回調査（51.0%）より、6.7 ポイント減少。
- ・「きっかけがあれば（参加する）」は、市全体は 14.6%で、市内で最も高い。

Q5 日頃の近所づきあいの程度は？

あいさつをする程度 …50.2% ときどき話をする程度 …27.6%

分かること⑤ 近所づきあいは、約半数が「あいさつをする程度」 近所づきあいの希薄さについて問題意識がある

- ・「あいさつをする程度」は、前回調査（48.2%）から、2 ポイント増加。
- ・「ときどき話をする程度」は、前回調査（27.9%）とほぼ同じで、市全体（25.8%）より高い。
- ・Q1 では、「地域のつながりに関する問題（近所づきあい、人と人との関係が希薄など）」への意識が 29.4%で 3 番目に高い。

Q6 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性は？

- 困った時は当然助け合うべきだが、
 日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない …37.2%
 地域で助け合うことは大切であり、
 そのためにもふだんからの交流は必要だ …26.0%
 いざという時に助け合いたいのので、
 多少面倒でもふだんから交流しておいた方が良い…25.7%
- 交流の必要性を認識している人は半数以上

分かること⑥ 近所づきあいや交流について、半数以上が必要性を認識している

- ・「ふだんから交流はしておいた方が良い」は、前回調査（31.3%）では1番多かった。
- ・「日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」は、前回調査（29.9%）より、7.3ポイント増加。

Q7 地域福祉を進めるため、市民が取り組むことは？

- 地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること…35.9%
 家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと …31.9%
 地域で困っていることや自分ができることを知らせる
 情報が集まる場をつくること…30.3%
 ボランティアや地域で活動する人を増やすこと …24.1%

分かること⑦ 交流を通じた「助け合いの意識」向上の重要性を認識している

- ・「ボランティアや地域で活動する人を増やすこと」は、市全体は23.1%で、市内で2番目に高い。

Q8 孤立死を防ぐために有効なことは？（複数回答）

- 地域住民による声かけ、見守り …58.5%
 新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有 …41.2%
 水道、ガス、電気の利用に関する情報共有 …34.7%
- ⇒その原因は？
 一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること …80.5%
 隣近所のつきあいが少なくなっていること …64.1%

分かること⑧ 孤立死の防止には、「地域住民による声かけ、見守り」が有効で背景に、高齢者だけの世帯増や近所づきあいの減少があると認識

- ・「地域住民による声かけ、見守り」は、前回調査時（63.1%）と同様、最も多い。

Q9 地域の人たちに手助けしてほしいこと、手助けできることは？

〔手助けしてほしいこと〕		〔回答者自身ができること〕	
安否確認の見守り・声かけ	…53.9%	安否確認の見守り・声かけ	…62.8%
災害時の手助け	…45.8%	災害時の手助け	…32.8%
炊事・洗濯・掃除などの家事	…24.5%	ちょっとした買い物	…30.0%
ちょっとした買い物	…20.7%	趣味など世間話の相手	…18.0%

分かること⑨ 見守り・声かけや災害時の手助けは、「手助けしてほしいこと」、「手助けできること」のどちらも高い

- ・「炊事・洗濯・掃除などの家事」は、手助けしてほしいとの回答が24.5%だったのに対し、手助けできるとの回答は7.7%にとどまっている。

Q10 地域福祉を進めるため、行政が取り組むことは？

サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実	…37.5%
福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示	…37.5%
ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成	…31.6%

分かること⑩ 行政に求められることは、福祉サービスに関する対応や、地域で活動する人材の育成

- ・「ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成」は、市全体は29.2%で、市内で2番目に高い。

Q11 人生の最終段階の医療について、意思表示の書面や家族での話し合いは必要？

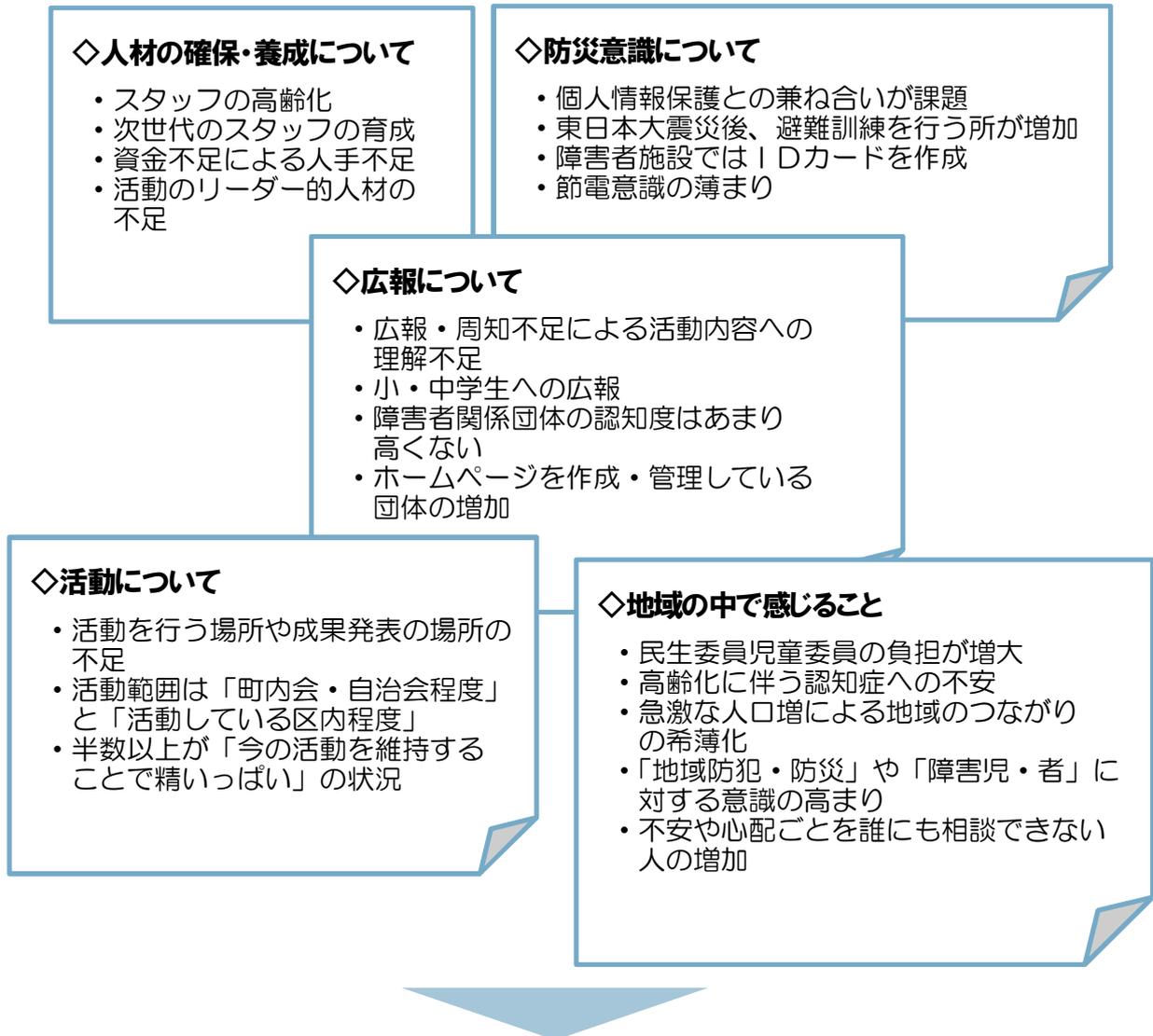
意思表示の書面は必要であるが、まだ作成していない	…47.7%
意思表示の書面は必要ないが、家族で話し合う必要はある	…20.7%
意思表示の書面は作成していないが、家族で話し合っている	…15.5% (全市：14.8%)
意思表示の書面は必要であり、既に作成している	…4.6% (全市：3.6%)

分かること⑪ 意思表示の書面の作成は、半数以上が必要と考えているが、既に書面を作成している人は少ない

- ・「家族で話し合っている」と「(意思表示の書面を)既に作成している」の合計は20.1%で、市全体の合計(18.4%)より多く、実際に行動している人の割合が市全体より高い。

②「地域福祉活動に関する調査（団体アンケート）」から分かること

福祉団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」及びヒアリングから分かることは次のとおりです。



【今後求められること】

- 地域活動の場を確保すること
- WEB や SNS 等の新たなツールや、ご近所での情報交換などにより、情報を必要とする人に必要な情報が伝わること
- 地域住民の地域福祉活動への関心を高めること
- 活動の担い手となる次世代の人材を集め、人材不足を解消すること
- 活動のリーダーなど中心的役割を担える次世代の人材を育成すること
- 財政面も含め、団体の活動を継続するための支援を行うこと
- 地域住民の不安や困りごとを軽減する相談の場があること

(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること

① 在宅介護等に関する講演会

- 1) 宮前区在宅医療と介護に関する講演会（平成30（2018）年11月10日開催）
「親や家族の介護を担うとき 知っておきたいこと」 参加者アンケート

- ◇家族や周囲に迷惑をかけず、医療や介護保険制度を利用し在宅生活を続けたい
⇒健康を維持しながら、在宅生活を継続することの支援が求められる。
- ◇医療・介護・認知症・経済面・遠距離介護などについて、具体的な知識や情報が必要
⇒医療・介護等の制度や窓口について、分かりやすい説明と情報提供が求められる。
- ◇区役所・地域包括支援センターなどの相談先の情報を把握したい
⇒住み慣れた地域で、安心して生活を継続するための地域情報の提供が必要。
- ◇在宅生活の継続には地域とのつながりが欠かせないため、自分の「地域」の情報を得たい
⇒個人の意向には配慮しつつも、見守りや声掛けなど、地域から個人へのアプローチを継続的に行うことにより、地域のつながりを保つことが大切。

- 2) 宮前区在宅介護に関する講演会（令和元（2019）年11月30日開催）
「がんばりすぎない介護のヒケツ」 参加者アンケート

- ◇遠距離介護への支援
介護者の視点として、「遠距離介護」について不安を感じている人が多い。
⇒関連する医療や介護保険制度の知識・情報不足への対応が求められる。
- ◇様々な状況にある介護者へのケア
 - ・在宅での介護者にとって、仕事や家事との両立、ダブルケア、老老介護などの課題が増加している。
 - ⇒医療・介護保険の制度や、上手に制度を利用している事例の提供などから、在宅介護の可能性について周知を図り、介護者やこれから介護者となる人の身体的負担と精神的不安をできるかぎり少なくする取組が求められる。
- ◇専門的で分かりやすい講座の開催
 - ・「健康維持や介護予防」、認知症対応・夜間介護・入浴介助・要介護者へのメンタルケアなどの「直接的な介護技術」、また、介護が必要となった際にかかる費用・私的介護保険・相続などの「経済面」に関する講座のニーズがある。
 - ⇒分かりやすく伝える講座の開催が求められる。

② 宮前区地域包括ケアシステム推進シンポジウム（平成30（2018）年9月15日開催）

川崎市が平成27（2015）年11月に策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理解を深め、区内で熱心に活動している団体同士で課題を共有し、多様な団体による地域での支え合いの拡がりについて考えるため、シンポジウムを開催しました。参加者に対するアンケートの結果から分かることは、次のとおりです。

「地域づくりの実際の実例から考える」参加者アンケート

◇人材育成

- ・小・中学校の授業で地域包括ケアシステムについて取り入れることも要検討
- ・担い手を育てるということは、本当に大変

◇地域の中で感じること

- ・自治会は子育て家庭には敷居が高く、なかなか参加が難しい
- ・高齢者と子育て世代が交わることが少ないので、橋渡しができる活動があるといい
- ・全体的に高齢者寄りが多いので、もう少し子育て世代寄りのことを増やしてほしい
- ・障害者の施設などで、週末等の空いた時間に地域の人が集まれるようにしてほしい

◇活動の場

- ・地域活動をする場を創ってもらいたい
- ・地域の交流の居場所としても、「場」の確保は大切

◇コミュニティカフェ

- ・町会・自治会の集会所でのカフェは、いいと思う
- ・宮前区全体のカフェの状況を知りたい

◇ワークショップ

- ・地区事例紹介は、水平展開する上での参考になる
- ・基調講演や事例紹介は有用
- ・これからもワークショップなどを進めてほしい

◇ひきこもりへの対応

- ・当事者にどう働きかけるか
- ・どこまでの個人情報が必要な人と共有するか
- ・ひきこもりの方が1人でも多く外に出られるような工夫を

◇その他

- ・地域通貨（ボランティアポイント）を検討できないか

【今後求められること】

- 地域人材となる新たな担い手を育成するため、教育現場での普及啓発を行うこと
- 地域の中で多世代交流を進め、共生社会の実現に向け地域包括ケアシステムを推進すること
- 地域とのつながりは誰にとっても欠かせないため、交流や地域活動の場があること

4 宮前区地域福祉マップ

行政機関・福祉機関等

△ 行政機関・福祉機関等

1	宮前区役所
2	宮前区社会福祉協議会
3	向丘出張所

高齢者に関する施設

地域包括支援センター

4	みかど荘
5	鷺ヶ峯
6	富士見プラザ
7	レストア川崎
8	フレンド神木
9	宮前平
10	ピオラ宮崎

いきいの家

11	野川いきいの家
12	有馬いきいの家
13	白幡台いきいの家
14	平いきいの家
15	鷺ヶ峰いきいの家

老人福祉センター

16	宮前老人福祉センター (宮前いきいきセンター)
----	----------------------------

障害者に関する施設

障害者相談支援センター

17	みやまえ基幹相談支援センター
18	地域相談支援センターポポラス
19	地域相談支援センターれもん
20	地域相談支援センターシリウス

地域生活支援拠点

21	まじわーる宮前
----	---------

障害者支援施設

22	れいんぼう川崎
23	障がい者支援施設みずさわ

子どもに関する施設

こども文化センター

24	宮崎こども文化センター
25	有馬こども文化センター
26	野川こども文化センター
27	宮前平こども文化センター
28	平こども文化センター
29	白幡台こども文化センター
30	菅生こども文化センター
31	蔵敷こども文化センター

地域子育て支援センター

32	さぎぬま
33	すがお
34	花の台
35	ペジューブル
36	たつのこのこ
37	たいら
38	みやざき
39	のがわ

児童相談所

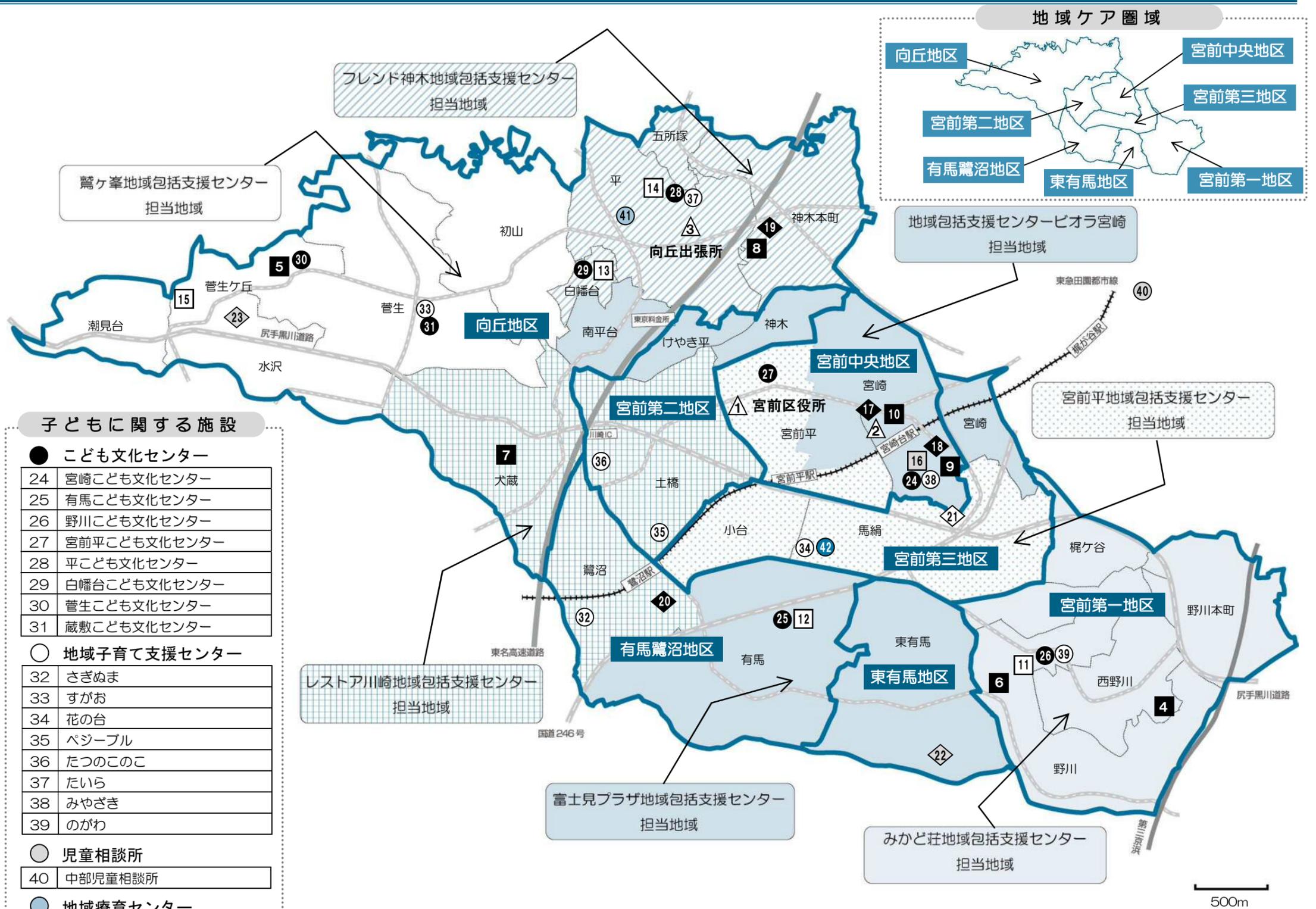
40	中部児童相談所
----	---------

地域療育センター

41	川崎西部地域療育センター
----	--------------

児童家庭センター

42	まぎぬ児童家庭支援センター
----	---------------



※所在地等の詳細は裏面に記載

■【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。電話や面談、訪問などによる相談を受けることができます。

	施設名	所在地	電話
4	みかど荘地域包括支援センター	野川1413	044-777-5716
5	鷺ヶ峯地域包括支援センター	菅生ケ丘13-1	044-978-2724
6	富士見プラザ地域包括支援センター	野川2911	044-740-2883
7	レストア川崎地域包括支援センター	犬蔵2-25-9	044-976-9590
8	フレンド神木地域包括支援センター	神木本町5-12-15	044-871-1180
9	宮前平地域包括支援センター	馬絹6-20-4	044-872-7144
10	地域包括支援センターピオラ宮崎	宮崎2-8-32コスモ宮崎台102号	044-948-5371

□【いこいの家】

地域の高齢者のふれあいや生きがいの場となる施設です。入浴施設が利用できるほか、教養講座や健康づくり教室、会食会などの様々な活動を行っています。

11	野川いこいの家	野川3182-1	044-788-2271
12	有馬いこいの家	有馬4-5-2	044-855-2177
13	白幡台いこいの家	白幡台1-13-1	044-976-0786
14	平いこいの家	平2-13-1	044-865-1033
15	鷺ヶ峰いこいの家	菅生ケ丘32-10	044-976-6418

■【老人福祉センター（いきいきセンター）】

川崎市内に住んでいる高齢者の生活や健康などに関する相談をお受けしています。また、健康増進、教養の向上のため、教養講座実施や趣味のサークル活動の場を提供しています。

16	宮前老人福祉センター	宮崎2-12-29	044-877-9030
----	------------	-----------	--------------

◆【障害者相談支援センター】

障害者が地域で生活をしていく上での日常生活や就労などの様々な問題や悩みについて、電話や面談、訪問などによって支援し、解決のお手伝いをしています。

17	みやまえ基幹相談支援センター	宮崎2-6-11宮崎台バースピレッジA棟106	044-750-0581
18	地域相談支援センターポポラス	宮崎2-13-35モア宮崎101	044-870-5236
19	地域相談支援センターれもん	神木本町5-1-4エスプランサ宮前203	044-740-9043
20	地域相談支援センターシリウス	鷺沼1-2-1安藤マンション403	044-920-9105

◇【地域生活支援拠点】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）が集約された拠点です。

21	まじわる宮前（生活支援センター きまっしー、あーる工房、こころん）	馬絹6-10-33	044-855-1011
----	-----------------------------------	-----------	--------------

◇【障害者支援施設】

障害者の支援を行う施設です。

22	れいんぼう川崎	東有馬5-8-10	044-888-8601
23	障がい者支援施設みずさわ	水沢3-6-50	044-978-3238

●【こども文化センター】

0歳～18歳の子どものための、いつでも自由に訪れて遊べる施設です（乳幼児は保護者同伴）。子育てサークルなどのグループが部屋を借りて活動しています。また、毎月いろいろな子ども向けの催しを行っています。

	施設名	所在地	電話
24	宮崎こども文化センター	宮崎1-7	044-888-2755
25	有馬こども文化センター	有馬4-5-2	044-855-2166
26	野川こども文化センター	野川3182-1	044-788-2202
27	宮前平こども文化センター	宮崎6-2	044-855-1884
28	平こども文化センター	平2-13-1	044-865-1032
29	白幡台こども文化センター	白幡台1-13-1	044-977-8600
30	菅生こども文化センター	菅生ケ丘13-2	044-976-0444
31	蔵敷こども文化センター	菅生5-3-21	044-977-2577

○【地域子育て支援センター】

地域全体で子育て家庭を応援するための施設です。子育てに関する相談や講座の開催など、子育て家庭に関する情報を得ることができるとともに、子育てをする親同士の交流や子どもの遊び場の利用ができます。

32	地域子育て支援センターさぎぬま	鷺沼2-1	044-855-1751
33	地域子育て支援センターすがお	菅生5-4-10	044-977-2051
34	地域子育て支援センター花の台	馬絹1-24-9	044-860-2416
35	地域子育て支援センターページブル	土橋3-1-6	044-888-7503
36	地域子育て支援センターたつのこのこ	土橋4-7-1	044-920-9222
37	地域子育て支援センターたいら	平2-13-1	070-5089-2051
38	地域子育て支援センターみやざき	宮崎1-7	070-5024-8525
39	地域子育て支援センターのがわ	野川3182-1	070-5020-6458

○【児童相談所】

子ども（18歳未満）のより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づき設置された専門の相談機関です。お子さんの養育、障害、性格行動、非行、不登校等に関して専門スタッフがご家族と一緒に問題解決にあたります。また、児童虐待に関わる相談・通報を受け付けています。

40	中部児童相談所	高津区末長1-3-9	044-877-8111
----	---------	------------	--------------

○【地域療育センター】

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行い、保健福祉センターや医療機関、児童相談所、保育園、幼稚園などの関係機関とも連携を図りながら、子どもとその家族を専門的かつ総合的に支援する施設です。

41	川崎西部地域療育センター	平2-6-1	044-865-2905
----	--------------	--------	--------------

●【児童家庭センター】

地域の子ども（0歳～18歳未満）の子育てに関する相談をお受けする施設です。児童養護施設などに併設されています。

42	まぎぬ児童家庭支援センター	馬絹1-24-5	044-863-7855
----	---------------	----------	--------------

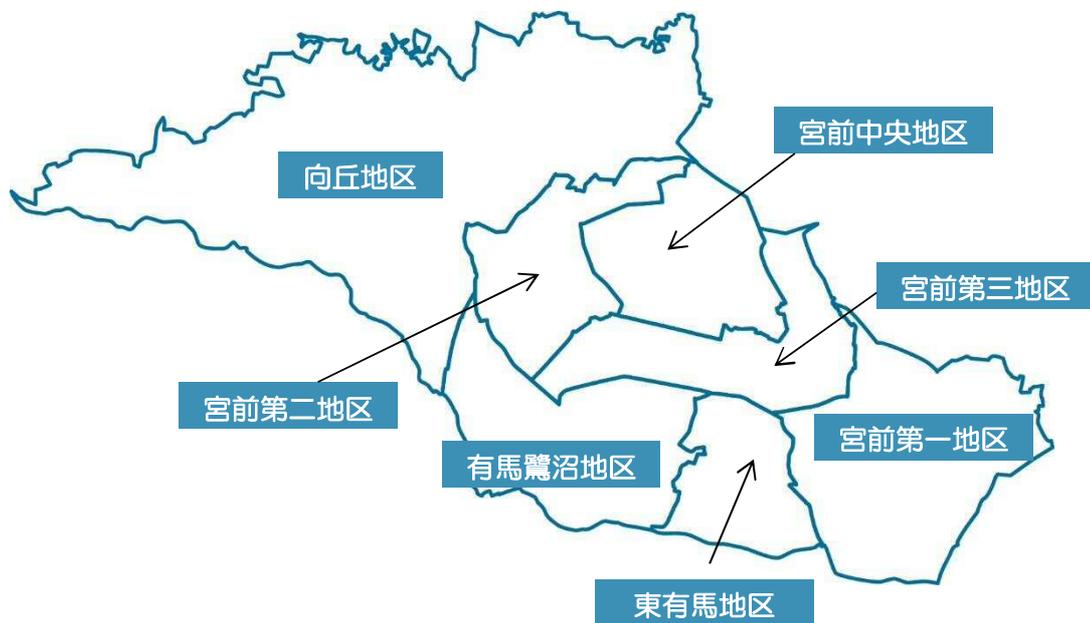
5 地区の概況

川崎市では、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいとの考えから、概ね中学校区を基本とする圏域を「地域ケア圏域」としてきました。

今般、市として、これまでの行政の取組を推進してきた状況を踏まえ、全市で44圏域の「地域ケア圏域」が設定され、宮前区では、次の7つの圏域となりました。

今後とも、圏域ごとの取組がより一層進められていくよう調整を図りながら、引き続き、地域の実情に応じて、より小地域における取組も進めていきます。

※「地域福祉計画推進における圏域の考え方」は、P.17 参照



地域ケア圏域	対象地域
宮前第一地区	梶ヶ谷、西野川1～3丁目、野川、野川本町1～3丁目
宮前第二地区	けやき平、神木1～2丁目、土橋1～7丁目
有馬鷺沼地区	有馬1～9丁目、鷺沼1～4丁目
東有馬地区	東有馬1～5丁目
宮前第三地区	小台1～2丁目、馬絹1～6丁目、宮崎（大塚町内会地域）
宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平1～3丁目、宮崎（大塚町内会地域を除く）
向丘地区	犬蔵1～3丁目、五所塚1～2丁目、潮見台、神木本町1～5丁目 白幡台1～2丁目、菅生ヶ丘、菅生1～6丁目、平1～6丁目 南平台、初山1～2丁目、水沢1～3丁目

(1) 宮前第一地区



①地区の概況

対象の町丁名：梶ヶ谷、西野川1～3丁目、野川、野川本町1～3丁目

地理的特徴等：宮前区の東端に位置し、高津区と横浜市都筑区に隣接する。

住環境：広い台地と川沿いの平地、傾斜地がある地区で、近年急速に宅地開発が進んだ。大小多数の公園や緑地など、自然が多く農地もある。

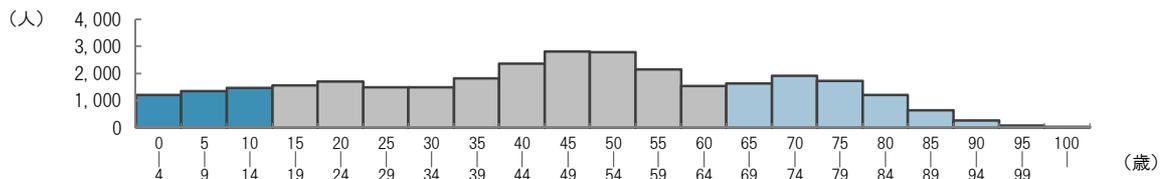
交通：鷺沼駅や梶が谷駅、宮前平駅、武蔵小杉駅、溝の口駅などへ向かう複数のバス路線がある。

②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】

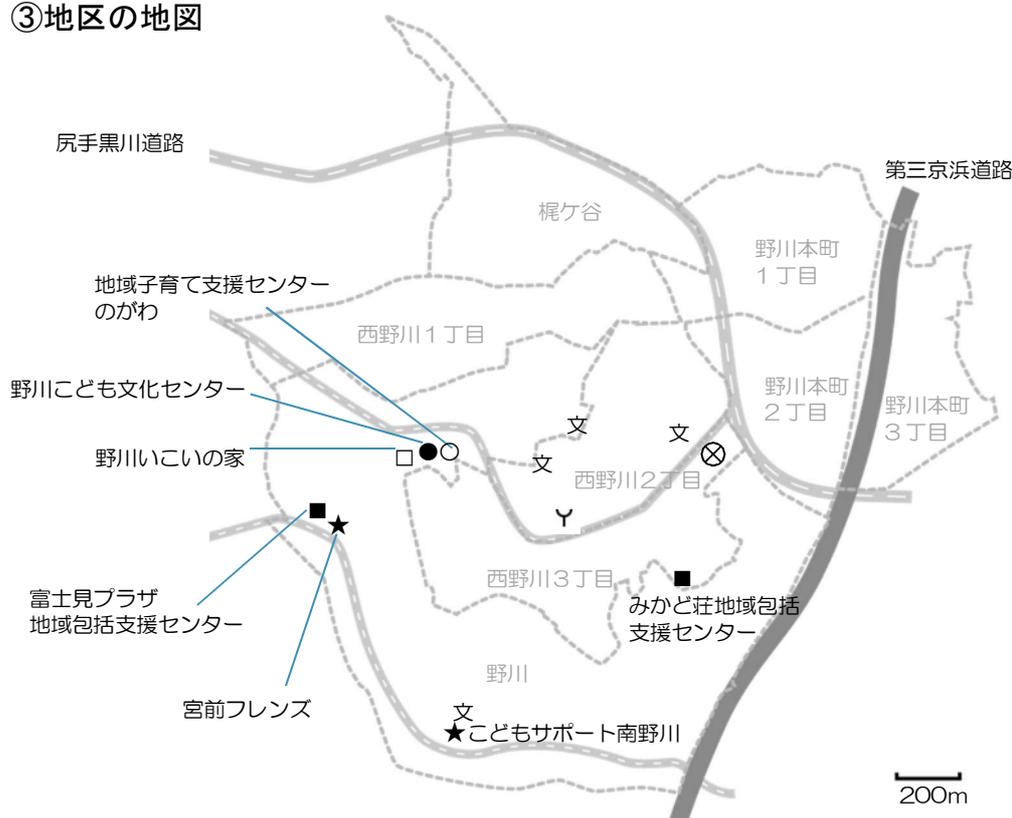
総人口	31,187人	世帯数	13,819世帯
年少人口（0～14歳）	4,028人	年少人口割合	12.9%
生産年齢人口（15～64歳）	19,707人	生産年齢人口割合	63.2%
老年人口（65歳以上）	7,452人	高齢化率	23.9%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末現在）

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	梶ヶ谷金山町内会・県営野川南台団地自治会 野川台自治会・野川町内会・野川西団地自治会
地区社会福祉協議会	宮前第一地区
民生委員児童委員協議会	宮前第一地区

この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	みかど荘地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポポラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	野川小学校・西野川小学校・南野川小学校 梶ヶ谷小学校（高津区）
中学校	宮崎中学校・野川中学校

この地区にある主な施設		
主な公的施設	警察署・ 消防署	野川交番 野川出張所
高齢者関係施設		野川いこいの家
障害者関係施設	地域活動支援センター	宮前フレンズ
子ども関係施設	こども文化センター	野川こども文化センター
	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター のがわ
	児童福祉施設	こどもサポート南野川

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。



※使い方は
P.72を見てね！



(2) 宮前第二地区



①地区の概況

対象の町丁名：けやき平、神木1～2丁目、土橋1～7丁目

地理的特徴等：宮前区の中央部に位置する。東名高速道路が北東部にあり、南部の尻手黒川道路と東名川崎ICで接続している。

住環境：区画整理された戸建て住宅、マンション等が混在する。

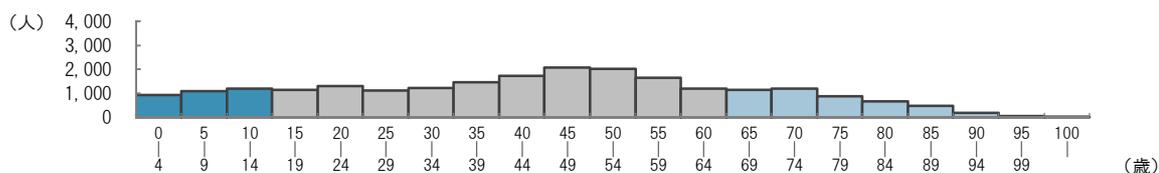
交通：南部は鷺沼駅と宮前平駅に近く、北部は宮崎台駅と鷺沼駅を結ぶバス路線があり、一部でフリー降車区間もある。

②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】

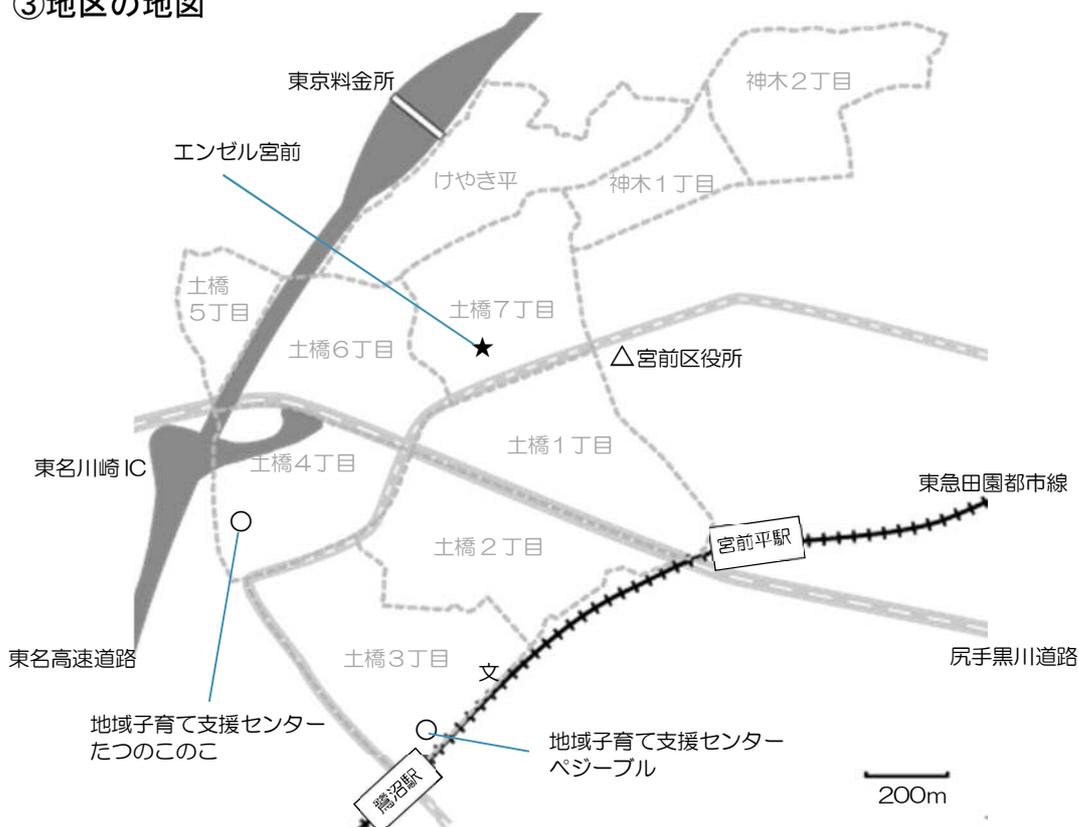
総人口	22,685人	世帯数	9,819世帯
年少人口（0～14歳）	3,221人	年少人口割合	14.2%
生産年齢人口（15～64歳）	14,891人	生産年齢人口割合	65.6%
老年人口（65歳以上）	4,573人	高齢化率	20.2%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末現在）

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	神木本町自治会・新神木自治会・平日影自治会 土橋町内会・宮前平グリーンハイツ自治会 宮前平ロイヤルマンション管理組合 ライオンズマンション宮前平第2管理組合
地区社会福祉協議会	宮前第二地区
民生委員児童委員協議会	宮前第四地区

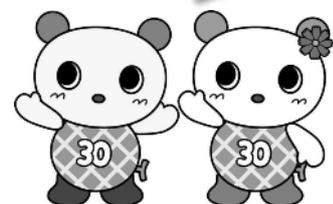
この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	地域包括支援センタービオラ宮崎 レストア川崎地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポプラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	平小学校・富士見台小学校・土橋小学校
中学校	向丘中学校・宮前平中学校

この地区にある主な施設		
子ども関係 施設	病児保育 施設	エンゼル宮前
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センター ペジューブル 地域子育て支援センター たつのこのこ

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



(3) 有馬鷺沼地区

①地区の概況

対象の町丁名：有馬1～9丁目、鷺沼1～4丁目

地理的特徴等：区の南部に位置し、横浜市都筑区に隣接する。

西端に東名高速道路、中央部に田園都市線と国道246号線が横断する。

住環境：鷺沼駅周辺が商業地で周囲は住宅地。住宅地に向かって急勾配となっている。バス通り沿いにマンションや住宅街が続き、わずかに果樹園もある。

交通：急行停車駅の鷺沼駅があり、区内を結ぶバス路線に加え、武蔵小杉駅や横浜市内への路線もある。

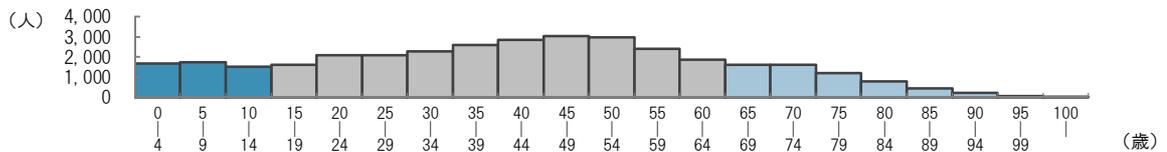


②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】

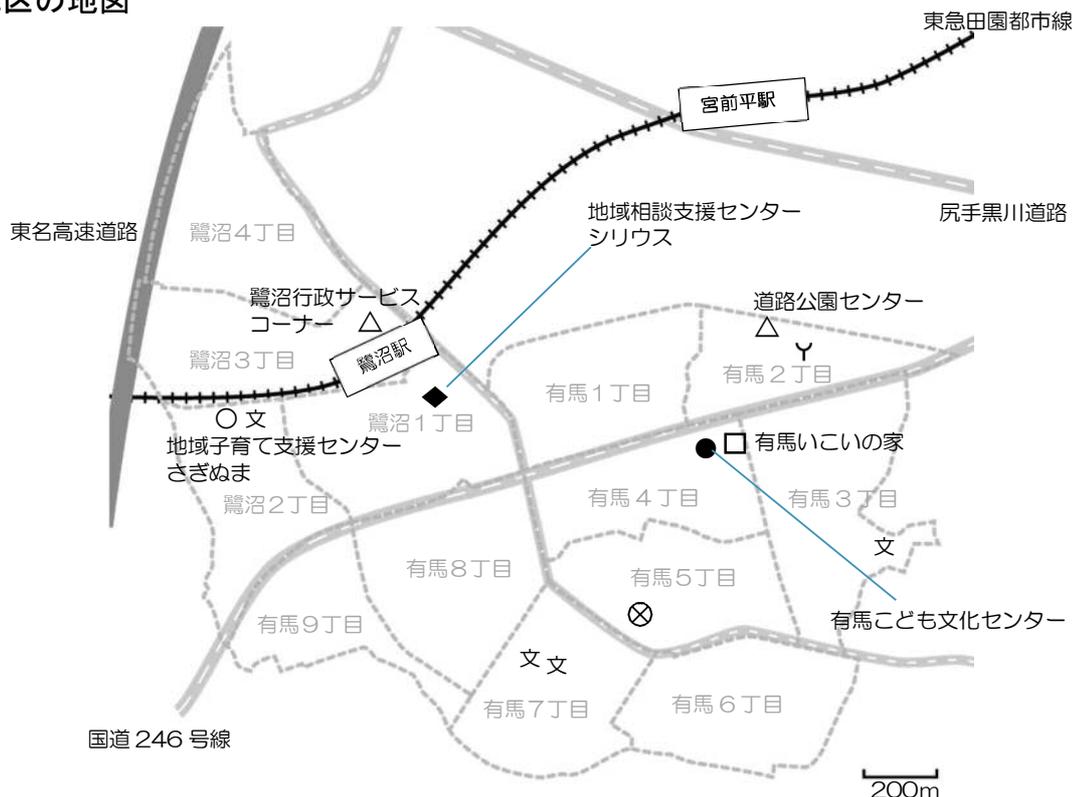
総人口	34,723人	世帯数	15,868世帯
年少人口(0～14歳)	4,944人	年少人口割合	14.2%
生産年齢人口(15～64)	23,800人	生産年齢人口割合	68.5%
老年人口(65歳以上)	5,979人	高齢化率	17.2%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	有馬町会・鷺沼町会 市営有馬第3住宅自治会
地区社会福祉協議会	有馬鷺沼地区
民生委員児童委員協議会	宮前第二地区

この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	富士見プラザ地域包括支援センター レストア川崎地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	鷺沼小学校・宮崎小学校・西有馬小学校
中学校	有馬中学校・宮崎中学校

この地区にある主な施設		
主な公的 施設	区役所等	道路公園センター・鷺沼行政サービスコーナー
	警察署・ 消防署	有馬交番 宮崎出張所
	高校	神奈川県立川崎北高等学校
	高齢者関係施設	有馬いこいの家
障害者関係 施設	障害者支援 施設	地域相談支援センター シリウス
子ども関係 施設	こども文化 センター	有馬こども文化センター
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センター さぎぬま

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



(4) 東有馬地区

①地区の概況

対象の町丁名：東有馬1～5丁目

地理的特徴等：区の南東部に位置し、横浜市都筑区に隣接する。

住環境：有馬川沿いの平地と傾斜地からなる地区で、農地もある。長年住む人の戸建て住宅に加え、新築の戸建てやマンション、県営・市営住宅もある。

交通：鷺沼駅や武蔵小杉駅などへのバス路線がある。横浜市営地下鉄北山田駅が徒歩圏の地域もある。

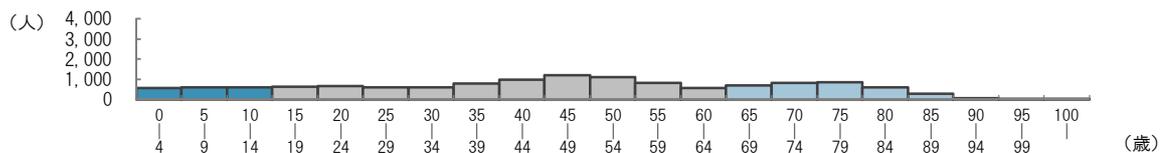


②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】

総人口	13,019人	世帯数	6,043世帯
年少人口（0～14歳）	1,768人	年少人口割合	13.6%
生産年齢人口（15～64歳）	7,892人	生産年齢人口割合	60.6%
老年人口（65歳以上）	3,359人	高齢化率	25.8%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末現在）

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	県営有馬団地自治会・市営有馬第1住宅自治会 市営有馬第2団地自治会・東有馬町会
地区社会福祉協議会	東有馬地区
民生委員児童委員協議会	宮前第六地区

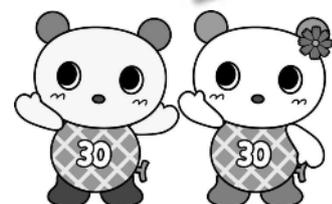
この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	富士見プラザ地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	宮崎小学校・有馬小学校 西野川小学校・南野川小学校
中学校	宮崎中学校・有馬中学校 野川中学校

この地区にある主な施設		
主な公的 施設	文化施設等	有馬・野川生涯学習支援施設（アリーノ）
	医療機関	宮前休日急患診療所
障害者関係 施設	障害者支援 施設	れいんぼう川崎
	地域活動支援 センター	宮前ふれあいの家

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



(5) 宮前第三地区

①地区の概況

対象の町丁名：小台1～2丁目、馬絹1～3丁目、宮崎（大塚町内会地域）

地理的特徴等：区の中央部から東部に位置する。中央部で国道246号線と尻手黒川道路が交差している。

住環境：駅に近い住宅地で坂道が多い。主要道路の交通量は多いが、少し入ると住宅街。長年住む人の戸建て住宅に加え、マンションも多く建っている。

交通：鷺沼駅、宮前平駅、宮崎台駅が最寄り駅。各方面へのバス路線がある。

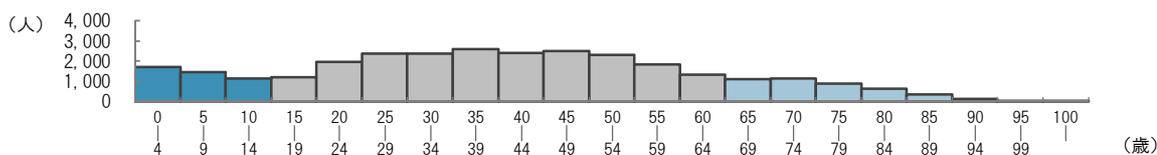


②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】※大塚町内会地域以外の宮崎地区を含む

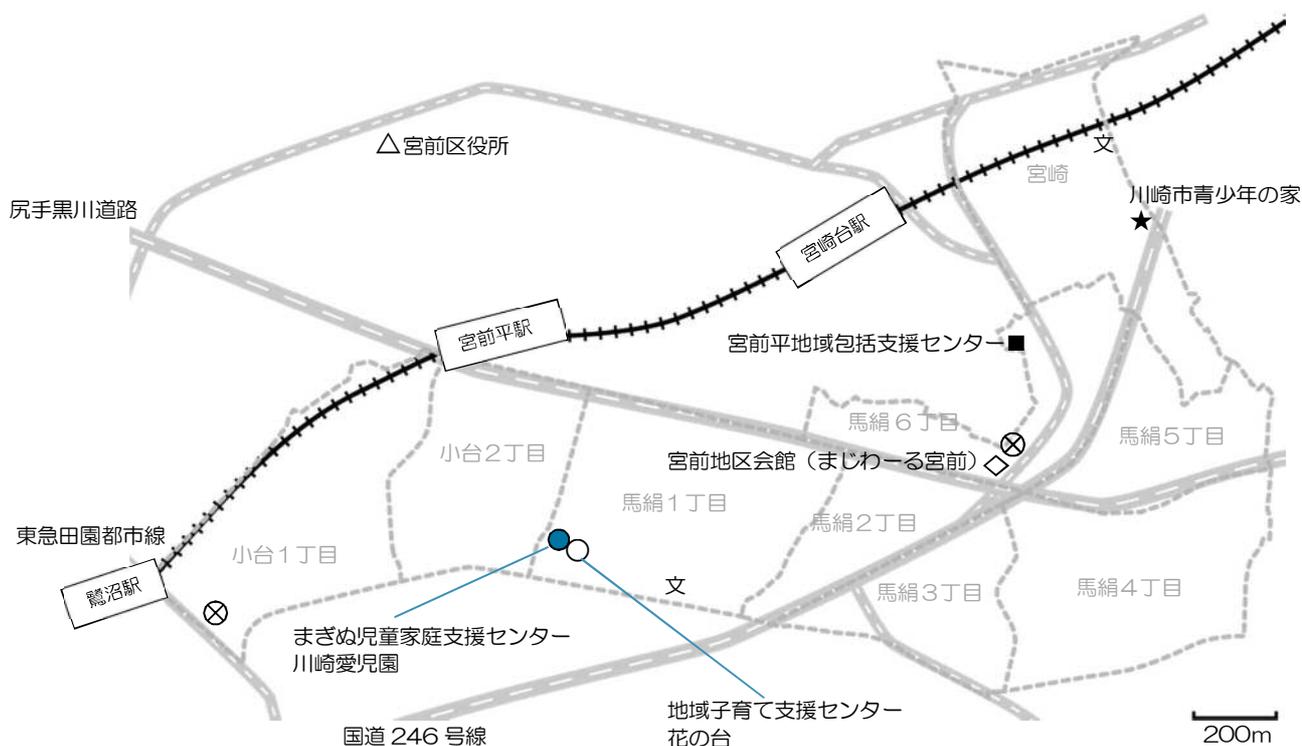
総人口	29,561人	世帯数	14,326世帯
年少人口（0～14歳）	4,311人	年少人口割合	14.6%
生産年齢人口（15～64歳）	20,905人	生産年齢人口割合	70.7%
老年人口（65歳以上）	4,345人	高齢化率	14.7%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末現在）

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	大塚町内会・小台町内会・馬絹町内会
地区社会福祉協議会	宮前第三地区
民生委員児童委員協議会	宮前第三地区・宮前五地区

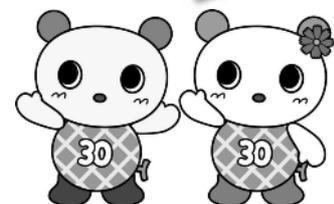
この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	宮前平地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポポラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	土橋小学校・宮崎小学校・梶ヶ谷小学校（高津区） 西梶ヶ谷小学校・宮崎台小学校
中学校	宮前平中学校・宮崎中学校

この地区にある主な施設		
主な公的施設	警察署・消防署	鷺沼駅前交番・馬絹交番
	文化施設等	宮前地区会館（まじわーる宮前） 川崎市青少年の家
子ども関係施設	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター 花の台
	児童福祉施設	まぎぬ児童家庭支援センター
	児童養護施設	川崎愛児園

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



(6) 宮前中央地区

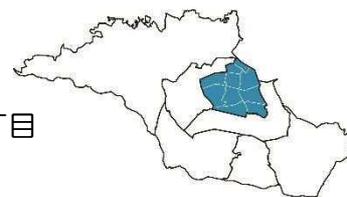
①地区の概況

対象の町丁名：宮崎（大塚町内会地域を除く）、宮崎1～6丁目
宮前平1～3丁目

地理的特徴等：宮前区の中央部から北東部に広がる地域。
北東側は高津区に隣接している。

住環境：戸建てやマンションが建ち並ぶ住宅地で坂道が多い。

交通：東急田園都市線 宮崎台駅、宮前平駅

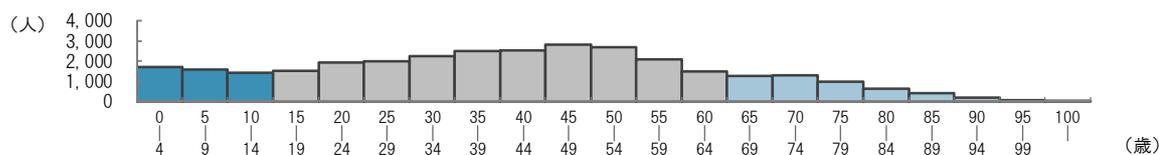


②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】※宮崎地区は宮前第三地区で集計しています

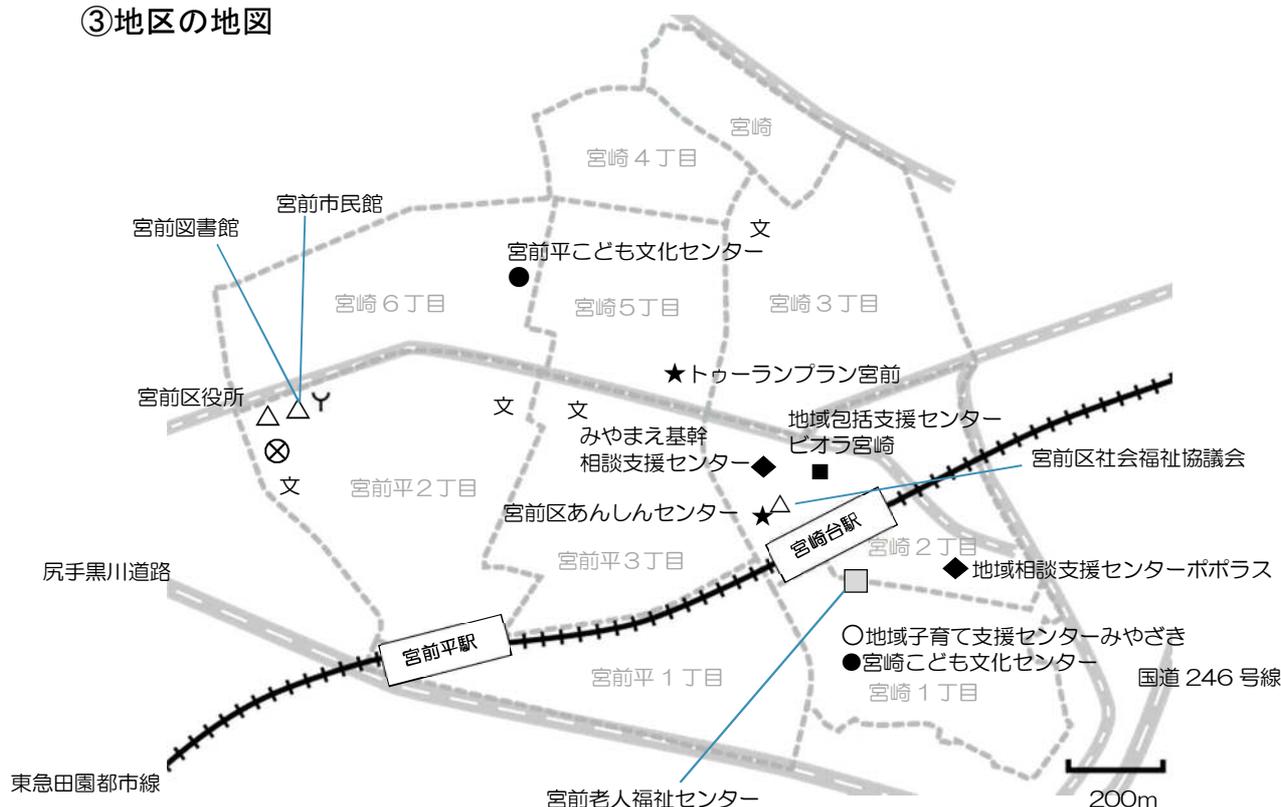
総人口	31,321人	世帯数	14,400世帯
年少人口（0～14歳）	4,707人	年少人口割合	15.0%
生産年齢人口（15～64歳）	21,793人	生産年齢人口割合	69.6%
老年人口（65歳以上）	4,821人	高齢化率	15.4%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末現在）

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	小台町内会・花の台町内会・馬絹町内会・宮崎町内会 宮崎6丁目自治会
地区社会福祉協議会	宮前中央地区
民生委員児童委員協議会	宮前第三地区・宮前五地区

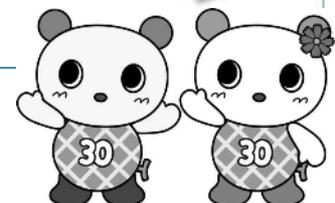
この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	地域包括支援センターピオラ宮崎 宮前平地域包括支援センター
障害者	みやまえ基幹相談支援センター 地域相談支援センターポプラス 地域相談支援センターれもん 地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	宮崎台小学校・富士見台小学校・宮前平小学校
中学校	宮前平中学校

この地区にある主な施設		
主な公的 施設	区役所等	宮前区役所
	警察署・ 消防署	宮前平駅前交番・宮前警察署 宮前消防署
	文化施設等	宮前市民館・宮前図書館
	その他	宮前区社会福祉協議会 宮前区あんしんセンター
高齢者関係施設		宮前老人福祉センター
障害者関係 施設	地域活動支援 センター	トゥーランプラン宮前
子ども関係 施設	こども文化 センター	宮崎こども文化センター 宮前平こども文化センター
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センターみやざき

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



(7) 向丘地区



①地区の概況

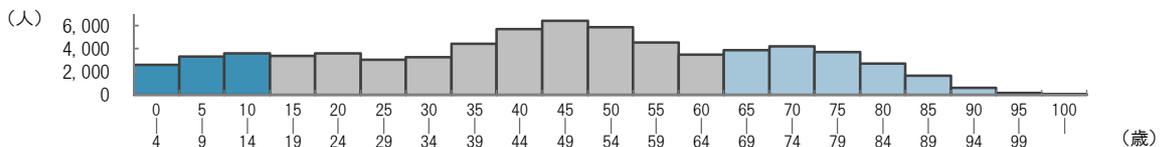
- 対象の町丁名：犬蔵1～3丁目、五所塚1～2丁目、潮見台
 神木本町1～5丁目、白幡台1～2丁目、菅生ケ丘、菅生1～6丁目
 平1～6丁目、南平台、初山1～2丁目、水沢1～3丁目
- 地理的特徴等：区の北部から西部に位置する。高津区・多摩区・麻生区と横浜市青葉区に隣接する広い地域。尻手黒川道路と東名高速道路が交差している。
- 住環境：概ね、丘陵地の住宅街。区内で唯一の市街化調整区域があるなど農地や緑地が比較的多く残されており、広い公園などもある。
- 交通：溝の口駅、梶が谷駅、宮崎台駅、宮前平駅、向ヶ丘遊園駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅、あざみ野駅など各方面へのバスが通っている。

②地区の統計データ

【人口・世帯数と年齢3区分別人口割合】

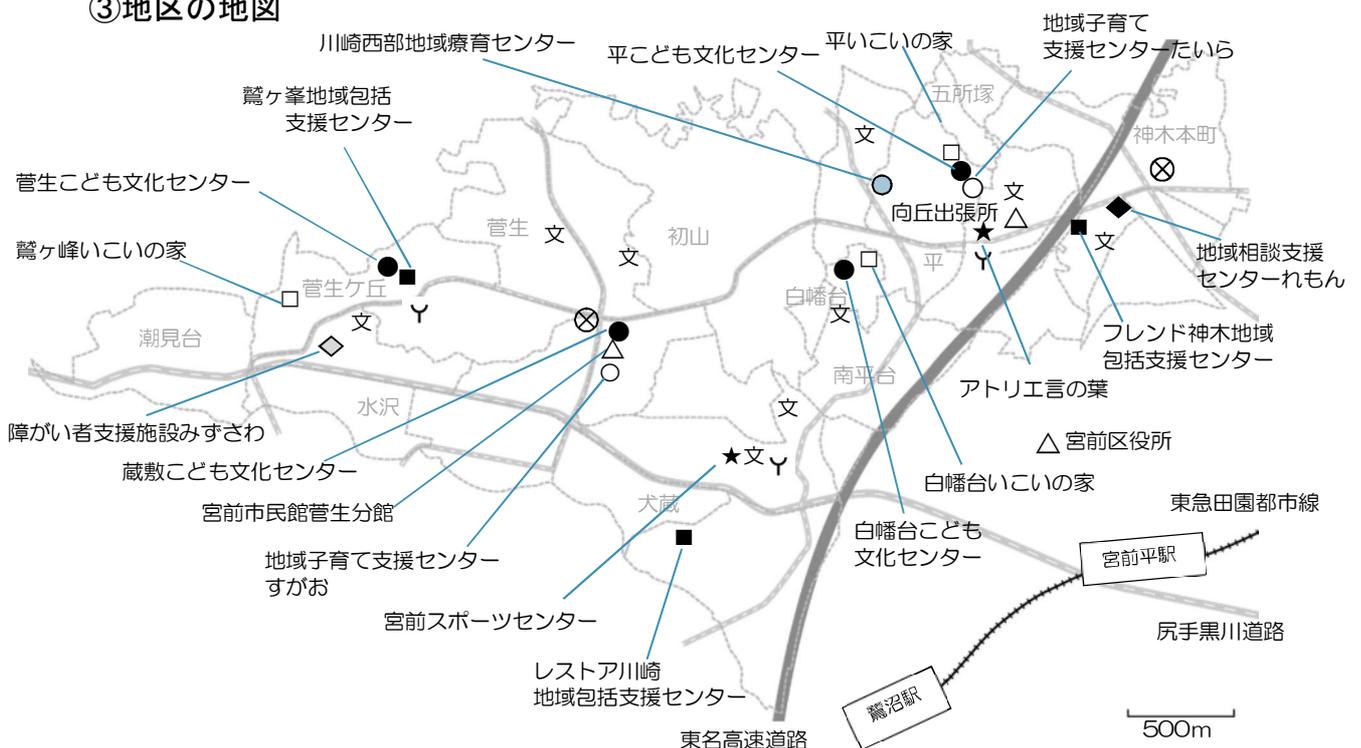
総人口	69,828人	世帯数	30,955世帯
年少人口(0～14歳)	9,484人	年少人口割合	13.6%
生産年齢人口(15～64歳)	43,513人	生産年齢人口割合	62.3%
老年人口(65歳以上)	16,831人	高齢化率	24.1%

【5歳刻み人口グラフ】



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

③地区の地図



④社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	一の丸自治会・犬蔵自治会・エクセル宮前平自治会・グリーンコーポ多摩プラザ管理組合・グリーンヒル宮前平住民の会・五所塚町内会・コスモ宮前平コートフォルム自治会・市営清水台団地自治会・市営高山団地自治会・市営鷲ヶ峰住宅自治会・神木本町自治会・白幡台自治会・白幡台住宅管理組合・菅生ヶ丘自治会・菅生住宅自治会・菅生台自治会・菅生団地自治会・蔵敷自治会・蔵敷団地親和会・平風久保町内会・平住宅自治会・平高山自治会・平日影自治会・平日向自治会・長尾住宅管理組合・長沢自治会・南平自治会・南平台公社住宅自治会・南平台自治会・南平第2団地自治会・南平町内会・南平ハイツ自治会・南平みどり会・初山自治会・初山住宅自治会・初山団地自治会・稗原自治会・稗原団地自治会・南菅生自治会・宮前平パークハイツ自治会・向ヶ丘コーポビアネーズ自治会・向ヶ丘第五次自治会・向ヶ丘遊園センチュリータウン自治会・ライオンズマンション宮前平ヒルズ管理組合・鷲ヶ峰西住宅自治会
地区社会福祉協議会	向丘地区
民生委員児童委員協議会	向丘第一地区・向丘第二地区

この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	レストア川崎地域包括支援センター・フレンド神木地域包括支援センター 鷲ヶ峰地域包括支援センター・地域包括支援センターピオラ宮崎
障害者	みやまえ基幹相談支援センター・地域相談支援センターポポラス 地域相談支援センターれもん・地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	犬蔵小学校・菅生小学校・長尾小学校・向丘小学校・稗原小学校・平小学校南原小学校・白幡台小学校
中学校	犬蔵中学校・菅生中学校・平中学校・向丘中学校

この地区にある主な施設		
主な 公的施設	区役所等	宮前区役所向丘出張所
	警察署・ 消防署	神木交番・蔵敷交番 犬蔵出張所・菅生出張所・向丘出張所
	文化施設等	宮前スポーツセンター 宮前市民館菅生分館
高齢者関係施設		白幡台いこいの家・平いこいの家 鷲ヶ峰いこいの家
障害者 関係施設	地域相談支援センター	地域相談支援センターれもん
	障害者支援施設	障がい者支援施設みずさわ
	地域活動支援センター	アトリ工言の葉
子ども 関係施設	子ども文化センター	白幡台子ども文化センター 菅生子ども文化センター 蔵敷子ども文化センター 平子ども文化センター
	地域子育て支援センター	地域子育て支援センターすがお 地域子育て支援センターたいら
	地域療育センター	川崎西部地域療育センター

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.72を見てね！



6 第5期計画の振り返り

(1) 第5期計画における重点項目の取組状況

第5期計画では、次の4点を重点項目に掲げ、区民等とともに取組を進めてきました。

<第5期計画の重点項目>

- ・地域のつながりワークショップの開催
- ・区民シンポジウムの開催
- ・地域マネジメントの推進
- ・広報の充実

<関係する基本方針>

- ① 地域福祉活動への参加の促進
- ② 地域課題の解決に向けた支援の充実
- ③ 情報提供の充実

① 地域福祉活動への参加の促進

○初山地区の市営住宅と周辺3自治会による地域づくりのワークショップや地域交流会
住民がいつまでも健康で安心な生活を送るため、平成30(2018)年度に開催したワークショップを踏まえ、5自治会が連携して、自治会を越えた地域福祉をめざした交流会を開催し、区民の地域づくりに対する意識を高めました。

○東有馬の市営住宅の地域の助け合いについて、ワークショップを企画・開催

地域の助け合いについてワークショップを企画・開催し、東有馬の市営住宅2自治会、地域包括支援センター、区役所が連携することにより、自助・互助の意識の醸成を図りました。さらに、先進事例をもとに、住民同士で自分たちができることについて話し合う学習会を開催しました。

○宮前区地域包括ケアシステム推進シンポジウムの開催

宮前区地域包括ケアシステム推進シンポジウム「地域づくりの実際取組事例から考える」を平成30(2018)年9月に開催し、支え合い活動の事例発表、東京大学の後藤先生の講演により地域住民の連帯・協働の意識の醸成を図りました。

また、既に行われている安心して暮らせる地域づくりのための活動を知り、地域の若い世代が地域活動に参加し、楽しく活動できる方法を考える機会を提供するため、地域振興課・生涯学習支援課と連携し、令和2(2020)年3月開催に向けて、「若い世代と一緒に地域活動を楽しむためには」と題したシンポジウムを企画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見合わせました。

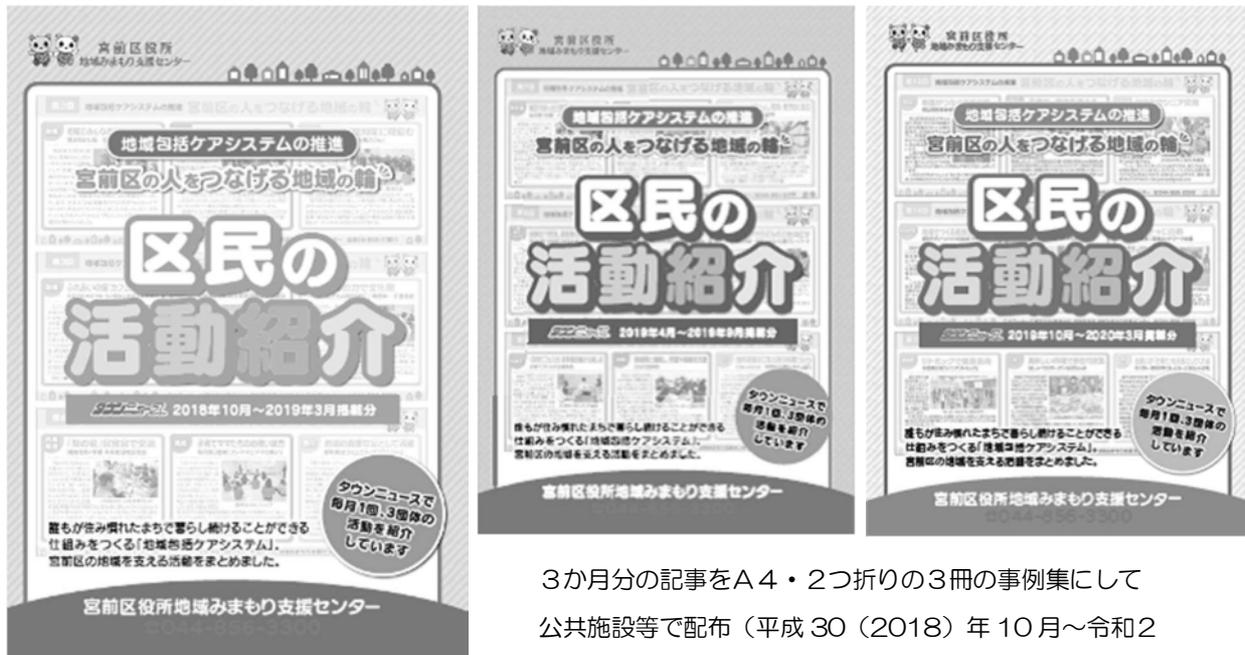


平成30(2018)年9月のシンポジウムには149名が参加

○地域メディアを活用した地域の支え合い活動の情報共有、活動促進の支援

タウンニュース宮前区版を通じて、平成30（2018）年10月から1年半、毎月1回、地域の支え合い活動（各3団体）の情報を発信しました。

さらに、掲載記事をまとめ、地域の活動事例集を発行・配布することにより、区民への活動周知・活動団体間の情報共有へとつなげました。



3か月分の記事をA4・2つ折りの3冊の事例集にして
公共施設等で配布（平成30（2018）年10月～令和2
（2020）年3月）

最終回 地域包括ケアシステムの推進 宮前区の人をつなげる地域の輪

市内各地 認知症の人にやさしい地域づくり 認知症キャラバン・メイト

認知症になっても生き残れる地域で自分らしく暮らし続けることを目指し、認知症キャラバン・メイトは地域で認知症の人を見守ることが出来る人を増やす活動をしています。

認知症の人をやさしく見守る地域の基盤となる「認知症サポーター」を一人でも多く増やしたいと、学校や企業などで行われる「認知症サポーター養成講座」に出講し、認知症への理解を深め、地域で支え合いが広がることの大切さを伝えています。認知症を予防する一歩の「認知症サポーター養成講座」は市内各地で開催されています。90分の講座を受講することで「認知症サポーター」の認定がもらえます。

詳しくは<https://www.kawasaki-chikyo.jp/?p=3326017>（障害者 認知症サポーター）で検索

区内各地 カフェ同士も交流を みやまえカフェ連絡会

宮前区内には、数多くのコミュニティカフェがあります。その有志が立ち上げたのが、みやまえカフェ連絡会です。

年に4 回の定例会で情報を出し合い、勉強会や情報交換をするほか、福祉フェスティバルやご近所イベントなどのイベントに、連絡会として合同カフェ（café）を出店しています。2月には、宮前区単体集会として、それぞれの活動やこれからの取組について、市長を交えて意見交換を行いました。現在コミュニティカフェを運営している人のほか、これから開始してみたい人、興味のある人の参加も歓迎しています。

お問い合わせ 宮前区社会福祉協議会 044-856-5500（事務局）

市内各地 助けあいの輪がある地域に ダブルケアかわさき

育児と介護を同時に行うなどダブルケアケアが必要とする児童が同時に複数いる状態に置かれた市民一人一人が、ケアを取り巻く現状やダブルケア当事者の声を発信し、つながることが必要であると見え、「ダブルケアかわさき」というグループを立ち上げ活動をしています。

ケアについて話せる、つながる機会を作るため、川二河原を平日の午前中、地域のカフェや会議室などで勉強会を開催しています。勉強会は、誰でも参加でき、自分自身を休むことの必要性や先輩の経験談など、多様な疑問を持つそれぞれが安心して語り、悩みをシェアできる場となっています。

今後の予定は、川二河原男女共同参画センター<https://www.scsm21.or.jp/>（代表電話：044-813-0808）

このコーナーに関するお問合せは、宮前区役所 地域みまもり支援センター ☎044-856-3300

毎週金曜日に発行されている「タウンニュース」宮前区版に、毎月1回、3団体を取り上げて掲載。令和2年（2020）3月27日号掲載の最終回では、次の3団体を紹介。

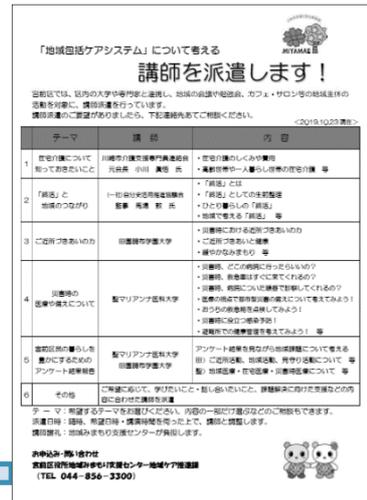
- ・地域で認知症の人を見守ることが出来る人を増やす活動をしている「認知症キャラバン・メイト」
- ・宮前区内に数多くあるコミュニティカフェの有志が立ち上げた「みやまえカフェ連絡会」
- ・育児と介護を同時に行うなど“ダブルケア”当事者の声を発信し、活動する「ダブルケアかわさき」

②地域課題の解決に向けた支援の充実

○聖マリアンナ医科大学、田園調布学園大学とともに実施したアンケート結果を活用したワークショップの開催など、地域状況やニーズに応じた支援の実施

宮前区役所地域みまもり支援センターに所属する多職種の職員が、担当地区ごとに分かれて、情報交換会を定期的を開催（月1回）するなど、区役所の職員間で地域の情報や課題を共有しながら、ワークショップの実施をはじめとした支援方法の検討を進めました。

平成29（2017）年度に聖マリアンナ医科大学及び田園調布学園大学との連携により実施した「宮前区民のくらしを豊かにするアンケート」の結果を活用し、平成30（2018）年度からワークショップを開催するなど、両大学等の協力のもと、圏域会議、地区社会福祉協議会、市営住宅、みやまえカフェ連絡会、地域のカフェなどに地域の状況や団体のニーズに合わせて講師を派遣し、地域課題解決に向けた支援を行いました。



テーマ	講師	内容
1 在宅介護について知っておきたいこと	川崎市介護支援専門員連絡会 元会長 小川 眞悟 氏	・在宅介護の仕組みや費用 ・高齢世帯や一人暮らし世帯の在宅介護 等
2 「終活」と地域のつながり	(一社)自分史活用推進協議会 監事 馬場 敦 氏	・「終活」とは ・「終活」としての生前整理 ・ひとり暮らしの「終活」 ・地域で考える「終活」 等
3 ご近所づきあいの力	田園調布学園大学	・災害時における近所づきあいの力 ・ご近所づきあいと健康 ・緩やかなみまもり 等
4 災害時の医療や備えについて	聖マリアンナ医科大学	・災害時、どここの病院に行ったらいいの？ ・災害時、救急車はすぐに来てくれるの？ ・災害時、病院についての順番で診察してくれるの？ ・医療の視点で都市型災害の備えについて考えてみよう！ ・おうちの救急箱を点検してみよう！ ・災害時に役立つ感染予防！ ・避難所での健康管理を考えてみよう！ 等
5 宮前区民の暮らしを豊かにするためのアンケート結果報告	聖マリアンナ医科大学 田園調布学園大学	アンケート結果を見ながら地域課題について考える 田園調布学園大学 ご近所活動、地域活動、見守り活動について 等 聖マリアンナ医科大学 地域医療・在宅医療・災害時医療について 等
6 その他	ご希望に応じて、学びたいこと・話したいこと、課題解決に向けた支援などの内容に合わせた講師を派遣	

さらに、令和2（2020）年度には、聖マリアンナ医科大学及び田園調布学園大学と連携してアンケート及びヒアリングを行いました。これまで取り組んできたワークショップをきっかけとした地域づくりや、平成30（2018）年度に作成した災害時医療啓発ポスターを活用した啓発活動などに対する効果測定を行うとともに、新型コロナウイルス感染症流行に伴う課題・変化・工夫についても調査しました。

③情報提供の充実

○紙媒体やSNSを利用した広報の実施

「みやまえ子育てガイドとことこ」は、子育ての「当事者が必要とする情報をまとめたガイドブック」をめざして、平成15（2003）年版から発行しています。現在まで、子育て中の方を中心に多くの区民が関わって更新しており、母子健康手帳の交付を受ける方に配布している冊子です。令和元（2019）年版では5年に一度の大改訂を行い、公募区民による編集委員会で子育て世代の意見を反映しました。さらに、妊娠・出産・子育てに関する民間事業者の広告を掲載し、財源の確保と内容の充実を図りました。



「このガイドブックが、出会いや子育ての手がかりになるといいな」という多くの区民の思いのこもった冊子。様々な制度、保育所等に関する情報、屋内外のお出かけ先、子育てグループなど、内容は多岐にわたっています。

この他、twitter、facebook や各種チラシにより、子ども・子育て等に関わる多彩な情報の発信を行いました。

令和2（2020）年7月、宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」を公開しました。地域包括ケアシステムについて知っていただくために、宮前区全町内・自治会連合会と連携し、地区カルテの情報と町内会・自治会をはじめとした地域活動の情報を、町名単位で整理して発信しています。



みやまえご近助さん（PC版のトップページ）



これにより、町名ごとの様々な活動情報をホームページで一度に見ることができるようになり、これまで知らなかったご近所の活動や団体を知ることができるようになりました。



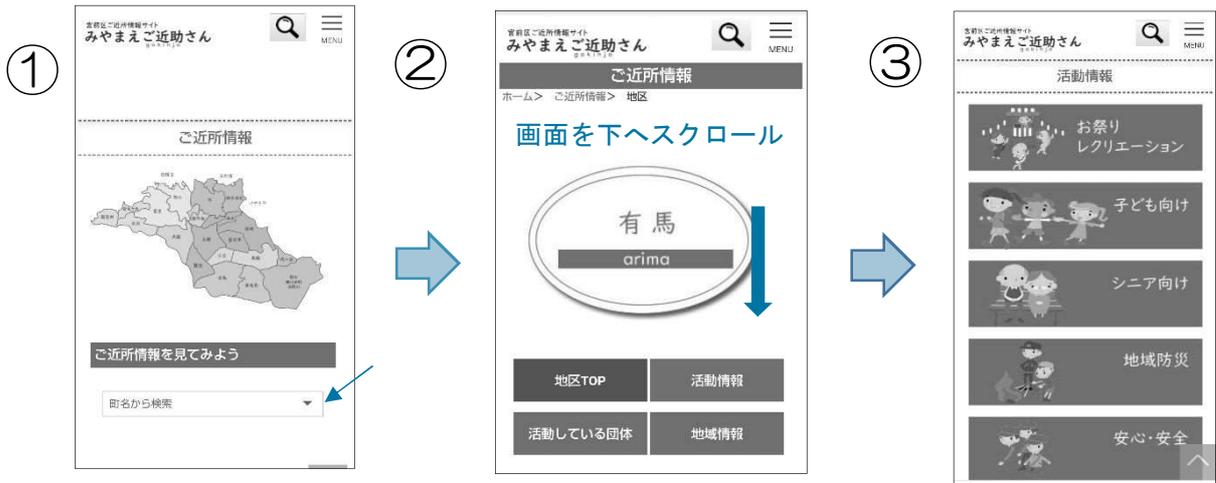
宮前区ご近所情報サイト

みやまえご近助さん で地域の情報を知ろう！

その1 地域の活動情報を知ろう！



- ① サイト内「ご近所情報」から町名を検索。
- ② 画面を「活動情報」まで下にスクロールする。
- ③ 子ども向けやシニア向けなど、個々の活動の場所や日時を詳しく知ることができます。



その2 地域の活動を深く知ろう！

メニューから「News & Topics」を選択すると、地域で行われるイベント情報や、「ご近助コンシェルジュ※」が地域活動取材した記事などが見られます。

※地域で活動している子育て世代の「ご近助コンシェルジュ」が町内会などの地域活動を発信していきます！詳しくはサイト内で。



その3 困った時の相談機関を知ろう！

【子育てや介護など、日々の生活のなかでの相談窓口】

ホーム画面を下方方向にスクロールし、「健康・福祉・子育ての相談窓口」を選択。

【急病のときの相談窓口】

ホーム画面を下方方向にスクロールし、「急病のときに」を選択。



まずはサイトを CHECK !



○地域包括ケアシステムを学ぶ子ども向けマンガやウエットティッシュの作成・配布による啓発強化

地域のつながり・支え合いの大切さについて考えるきっかけとなるよう、地域包括ケアシステムと認知症についての啓発マンガを作成しました。区内全校の小・中・高校生に配布し、次世代への啓発を行うとともに公共施設や研修等で配布することを通じて、区民に「わたしたちにできること」を考える機会を提供しました。

ウエットティッシュについては、地域のイベント、離乳食教室や小・中学生の職場体験などの様々な場面で配布し、「地域包括ケアシステム」についての周知を図りました。



●地域包括ケアシステム啓発マンガ（2種類）

A5サイズ・8ページ、ルビ付き。子どもから大人まで、「みんながぐらすまちで、わたしたちができることについて考えてみよう」と問いかける内容です。



●地域包括ケアシステム啓発ウエットティッシュ
宮前区PRキャラクターの「宮前兄妹」を活用し、「地域包括ケアシステム」とは何かを伝えるデザイン。

裏表紙は黒板に見立てた紙面構成で、ポイントを分かりやすく解説しています。

○在宅介護等に関する講演会の開催による高齢者支援制度等の普及啓発活動の実施

聖マリアンナ医科大学等と連携し、地域における医療・療養の仕組みや介護の体験談についての講演会「親や家族の介護を担うとき知っておきたいこと」を平成30（2018）年11月に開催するとともに、地域包括支援センターによる個別相談ブースを設置し、区民への普及啓発につなげました。

住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現するため、令和元（2019）年11月に、講演会「がんばりすぎない介護のヒケツ」を開催しました。介護作家 工藤広伸さんを講師に招き、遠距離介護や仕事・子育てと介護の両立について体験談を踏まえて講演いただくとともに、地区社会福祉協議会から認知症に関する活動を紹介しました。

介護ってやっぱり大変!? 在宅介護に関する講演会
がんばりすぎない 介護のヒケツ 参加費無料

その日は突然、やっつくる。「介護なんてまだ早い?」または「近い将来親を看るの?」とか思っていませんか? 他人事ではありません。介護ってどうするの? 仕事や子育てとの両立はできる? がんばりすぎない介護の秘訣とは? これから介護するかもしれない方・いま介護員さんの中の方へ 介護作家「くどひろ」さんが在宅介護のいろはをお伝えします!

日時 令和元年 11月30日(土)
 13:30~15:30 (受付 13:00~)

会場 宮前区役所4階 大会議室 (宮前区宮前平2-20-5)
 東田園都市線「宮前平駅」から徒歩8分又はバス「宮前区役所前」
 (ご来場の際は、できる限り、公共の交通機関をご利用ください)

I部 講演 (90分)
 講師 工藤広伸氏 (介護作家、プログラマー)
 1972年若手介護師生まれ、父の介護のため35歳で離職。若手単に住む祖母と母の介護のため40歳のときに2度目の離職。現在の東京一歩手の片道5時間通勤、年間約20往復して遠距離介護中。介護や情報系ブログ「40歳からの遠距離介護」や著書で発信し、全国各地で講演を行っている。返事に「足りなくて来る親の介護」、「認知症介護で倒れないための5Sの心得」など。

II部 認知症に関する情報提供 (20分)
 宮前第二地区社会福祉協議会会長 老門 泰三氏
 認知症の方が集える「土橋カフェ」や、キャラバン隊として小学校や地域で認知症サポーター養成講座を開催する等、認知症の人とその家族を支えるまちづくりに取り組んでいる。

裏面のFAX送信用紙 または お電話でお申込みください

＜第5期計画の重点項目に関する取組のまとめ＞

このように、「みんなでつくろう 地域の輪～共につながり支え合い 安心して暮らせる地域づくり～」という基本理念のもと、宮前区らしい地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を進めてきましたが、ポイントは次のとおりです。

- より多くの関係機関や地域活動団体、区民の方々が多様な連携を進め、さらに活動に主体的に取り組めるよう、地域づくりワークショップの開催を通じて、地域のニーズや課題に対応した活動のきっかけづくりを支援してきました。
- 宮前区の特長として、既に地域活動が活発に行われていることを踏まえ、支え合い活動の事例発表や講演会、タウンニュースによる情報発信を行い、住民主体で現在行われている既存の活動を発展させたり、ネットワークを広げたりすることで支え合いの地域づくりを実現していけるよう、活動を周知しました。
- 高齢化の進展で大きな課題となってくる認知症や在宅介護などについても具体的に分かりやすく広報したり、講演会を開催したりするなど、高齢者支援制度等の普及・啓発を推進しました。

ちいさき 地域をつながり・支え合いのしくみ = 地域包括ケアシステム
 だれもが すみ慣れた ちいさき まちで 安心して暮らし続けることができる仕組みをつくること

みんながくらすまちで、
 わたしたちができることを考えていこう!

(2) 第5期計画全体の取組状況と課題

重点項目以外の取組状況について、第5期計画の4つの基本目標ごとに振り返ります。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

宮前区では地域活動が活発に行われていることから、住民主体で現在行われている既存の活動を発展させたり、ネットワークを広げたりすることで支え合いの地域づくりを実現していきけるような支援を進めました。

＜具体例1＞ 区民の健康づくり・介護予防の支援

公園体操や地域の自主グループ、コミュニティカフェ、自治会や老人会等に出向き、保健師や栄養士、歯科衛生士などの専門職による健康講座や衛生教育を実施し、健康づくりや介護予防の知識の普及啓発を行うとともに、健康づくり・介護予防の効果が期待できるよう、グループ活動の見直しや運営に関して助言を行うなど後方支援を行い、住民が自主的に取り組めるよう支援しました。



＜具体例2＞ 親と子の子育て応援セミナー事業

育児不安や孤立感の解消、育児力の向上をめざすことを目的に「親と子の子育て応援セミナー」を開催しました。専門職による講座や助言が育児の悩みや不安を解消する契機となり、参加者同士の交流、仲間づくりにつながったほか、セミナー受講者によるOG会が開催されるなど子育て支援活動への参加や支援者の育成へとつなげました。

基本目標1（区民が主役の地域づくり）の概要

◎：第5期計画の重点項目

基本方針	第5期計画（平成30年度～令和2年度）の取組
1 誰もが参加できる健康・いきがいづくりの支援	1 区民の健康づくり・介護予防の支援 2 地域関係団体との連携等による食育の推進
2 地域福祉活動への参加の促進	◎ 3 地域のつながりワークショップの開催 ◎ 4 区民シンポジウムの開催
3 地域で活動するボランティアや各種団体の支援	5 子育て・健康づくり等グループ支援 6 地域で活動する市民活動団体の支援 7 地域のサロン等への支援 8 老人クラブ育成事業
4 活動・交流の場づくり	9 精神障害者家族教室の開催 10 親と子の子育て応援セミナー事業 11 冒険遊び場活動支援事業 12 子育て支援拠点の活用・充実 13 ウェルカム！みやまえキャンペーンの開催 14 地域の居場所としてのサロンの立ち上げ支援 15 しあわせを呼ぶコンサートの開催
5 地域課題の解決に向けた支援の充実	◎16 地域マネジメントの推進 17 地域における健康で快適な生活のための支援

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

子育てや健康づくりなどに関する情報をチラシやリーフレット、ガイドブックで周知するほか、ホームページやSNSを活用し積極的な情報発信を行うとともに、幅広い福祉サービスをスムーズに受けることができるよう関係機関と支援体制の充実を図りました。また、充実した地域活動が行えるよう、各種講座を開催し地域活動の担い手となる人材育成に努めました。

＜具体例1＞ 子ども・子育てに関する相談の実施

母子健康手帳の交付を受けた時から、妊娠中や産後の母親の体調、出産・育児等について、保健師等の専門職が相談支援を行うとともに、必要に応じて庁内の関係部署や病院、関係機関等と連携を図りながら、多角的に支援を行い、子どもの健やかな育ちをサポートしました。

＜具体例2＞ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症への地域の理解を深めるため、小学校PTAをはじめ、企業や学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しました。また、キャラバン・メイト交流会やサポーターフォローアップ講座を開催し、地域包括ケアシステムの構築に必要な人材の確保にも努めました。

**＜具体例3＞ 次世代に向けた地域福祉講座の開催**

小・中学生の職場体験学習の場において、小・中学生向け地域包括ケアシステム啓発DVDやチラシ等を用いて、地域包括ケアシステムの啓発を図りました。

また、中学校に出向き「認知症サポーター養成講座」を開催するなど将来地域福祉を担う人材育成に努めました。

基本目標2（区民本位の福祉サービスの提供）の概要

基本方針	第5期計画（平成30年度～令和2年度）の取組
1 情報提供の充実	◎18 広報の充実 19 みんなで実践健康づくり支援事業 20 子育て情報発信事業 21 高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施
2 相談支援体制の充実	22 生活保護世帯の中学生に対する学習機会の提供 23 子ども・子育てに関する相談の実施 24 健康や福祉に関する相談の実施 25 保育所入所相談の実施 26 高齢者・障害者に対する相談体制の充実
3 保健・福祉人材の育成	27 認知症サポーター養成講座の開催 28 子育て・健康づくり等ボランティア養成講座の開催 29 次世代に向けた地域福祉講座の開催

基本目標3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり

子育て家庭や一人暮らし高齢者、災害時に支援が必要な人など、様々な立場の支援が必要な人に支援を提供できるように、地域住民・民生委員児童委員の協力や民間事業者等と連携して地域で見守りや支え合いを推進しました。また、虐待に適切に対応できるよう関係機関と連携し、支援体制の充実に取り組みました。

<具体例1> こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭に、研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、地域の子育て支援情報などを届けながら、子育て家庭が地域とのつながりを持てるよう、声かけを行う事業です。

養成講座を受講した訪問員が子育て家庭と地域とのつながりを持てるように配慮しながら連絡会及びフォロー研修を開催し、訪問員のスキルアップや訪問員同士のつながり強化を図りました。



<具体例2> ひとり暮らし等高齢者見守り事業

民生委員児童委員の協力のもと、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況を把握し、見守りが必要な対象者については、民生委員児童委員が定期的に自宅を訪問するなど、地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者を支援しました。

<具体例3> 児童虐待予防・早期発見体制の充実

多職種連携によるチームアプローチで、子育てしやすい地域づくりの推進や育児不安など児童虐待につながる兆候の早期発見・早期支援を実施しました。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議、連携調整部会をそれぞれ開催し、行政報告や各機関の役割や情報共有を図るなど、より迅速で適切なケース対応ができるよう、連携強化を図りました。

基本目標3（必要な人が支援へつながる仕組みづくり）の概要

基本方針	第5期計画（平成30年度～令和2年度）の取組
1 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進	30 地域が主体となった見守り・支え合いの促進 31 こんにちは赤ちゃん事業 32 川崎市地域見守りネットワーク事業等の充実 33 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 34 ひとり暮らし等高齢者見守り事業 35 災害時要援護者対策の充実
2 虐待への適切な対応の推進	36 児童虐待予防・早期発見体制の充実 37 高齢者虐待防止の支援体制の充実 38 障害者虐待防止の支援体制の充実

基本目標4 地域づくりのための連携・協働の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、保健・福祉に関わる団体と連携・協働に取り組みるとともに、町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との連携・協働により、地域づくりや地域福祉の向上を図りました。

＜具体例1＞ 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催

宮前区地域福祉計画及び地域包括ケアシステム推進ビジョンの冊子や概要版を活用し、区で実施している講座、高齢者見守り活動のイベント、各種事業等で広報するとともに、ワークショップ等を通じて、地域包括ケアシステム及び地域福祉計画の理念の発信や周知を行い、地域福祉の推進に取り組むきっかけづくりを行いました。

＜具体例2＞ 地域包括支援センターとの連携による地域づくり

聖マリアンナ医科大学、田園調布学園大学との連携協定に基づき地域ケア推進会議で作成したポスターやチラシを地域に配布し、災害時医療体制など災害時に必要な情報について啓発しました。また、包括支援センターと連携し、圏域会議や地域のカフェなどにおいて、地域でのつながりづくりなどニーズに沿ったワークショップ等の開催を支援しました。

宮前区地域包括支援センター連絡会議を開催し、地域課題の抽出や社会資源の開発に取り組みました。

**＜具体例3＞ 宮前区地域自立支援協議会の開催**

事業者や当事者、関係機関で構成する地域自立支援協議会において、定例会、専門委員会を開催し、これまでの取組や相談支援の充実、障害を知る・理解する取組として、講座の開催や広報誌を発行するなど相談支援の充実や啓発活動に取り組みました。

基本目標4（地域づくりのための連携・協働の推進）の概要

基本方針	第5期計画（平成30年度～令和2年度）の取組
1 保健・福祉などの連携・協働の推進	39 宮前精神保健福祉連絡会 40 安心な在宅療養の環境づくり
2 区民、事業者と行政の連携・協働の推進	41 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催 42 地域包括支援センターとの連携による地域づくり 43 民生委員児童委員・保護司会等の活動支援 44 主任児童委員と保健福祉センターとの連絡会の開催 45 宮前区地域自立支援協議会の開催 46 子ども・子育てネットワーク会議の開催 47 幼保小(中)連携事業 48 関係する営業施設等との協働による地域づくりの推進 49 社会福祉協議会との連携・協働

＜第5期計画の課題や取組を、第6期計画につなぐ視点＞

第1章では、様々な調査等の結果から、どういった課題が見えてきたか、また、計画に位置付けられた重点項目に対し、どのような取組が行われたかをまとめました。

これまでの課題や取組を踏まえ、第6期の計画策定につなぐ視点は、次のとおりです。

視点1 近所づきあいや地域住民の交流の重要性、地域で支え合うことの大切さ

- ・「第5回川崎市地域福祉計画実態調査」で、地域福祉を推進するため取り組むこととして、「地域での交流などを通じて、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が最も多い(35.9%)
- ・地域包括ケアシステム推進シンポジウムで、田園調布学園大学の小林俊子氏から、「『近くで助ける』と書く『近助』活動を小さなことからつなげていくことで、住みやすい地域を作り出せる」と講演(平成30(2018)年3月)
- ・地域の様々な主体が出会い・つながる機会として令和元(2019)年9月に開催された「みやまえご近助ピクニック」。令和2(2020)年7月に開設した「宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』」をはじめ、「ご近助」をキーワードとした取組を展開



- 引き続き、「ご近助」をキーワードに取組を進めていく

視点3 様々な立場で関わる区民・関係機関・事業者が強みを活かしてつながる大切さ

- ・市は「多様な主体の連携により、『市民創発』による持続可能な暮らしやすい地域を実現すること」をめざして、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定



- 地域福祉の分野においても、区民・関係機関・事業者・行政等が連携し、互いの強みや役割を理解して、それぞれ主体的に取り組んでいく

視点2 必要な情報が必要性や興味のある人に届くこと、きっかけづくりの大切さ

- ・「第5回川崎市地域福祉計画実態調査」で、地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由として「きっかけがつかめない」が32.9%。どのような状況になれば参加したいかについては、「きっかけがあれば」が最も多く、18.8%
- ・保健や福祉の団体・施設、各種制度や活動の情報が、必要性や興味のある人に十分には届いていない



- 困りごとの解決や活動への参加につながる「きっかけづくり」を大切に
- 適切な情報発信で理解と共感が広がるように

視点4 分かりやすく、柔軟に対応しやすい計画に

- ・「第5回川崎市地域福祉計画実態調査」で、「市の計画も区の計画も知らない」が86.7%



- 第5期計画では、事業ごとに【区担当所管】を掲載(関係団体・機関等は、説明文に記載)
→ 主にどのような「区民・団体・機関等」と区の関係課が取り組むか、分かる計画に

- 第5期計画では、対象や実施方法などにより具体的な事業を細分化(49項目)
→ 社会環境の変化が大きい状況を踏まえ、同じ方向性のもをまとめ、柔軟に対応しやすく

今後も、地域包括ケアシステムの推進を「わが事」として捉えられるよう、区民意識の醸成につながる取組を進めることが必要となっている状況を踏まえ、引き続き、第6期計画においても、区民・関係機関・事業者とともに取組を進めていきます。

宮前区の地域福祉推進の取組

第2章

1 宮前区がめざす地域福祉

(1) 基本理念

みんなで作ろう ご近助のわ
～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～

川崎市は「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念として、福祉・医療・地域づくり・子育てなど、様々な計画・事業を進めています。

そんな地域を実現するために大切にしたいことは、「地域のつながり・助け合い」です。高齢者、障害者、子ども、子育て中の人など、暮らしに助け（ケア）が必要な人たちにとっては、行政や民間のサービスを活用するだけで、困りごとが解決するとは限りません。家族だけではなく、身近な他人同士が声をかけ合い、頼り合うことで、困りごとが解決されることもあります。

「地域のつながり・助け合い」は、ケアを必要とする人だけではなく、誰にとっても大切です。身近な人との対話で孤独が癒されることもあります。世代感覚や考え方のちがいを楽しんだり、自分が好きな活動や地域が必要とする活動に主体的に関わって活躍したりすることは、私たちの人生を豊かにしてくれます。

さらに、感染症や災害などに伴う社会環境の変化が大きい現在、何かあれば、頼れる誰かがいるという安心とともに暮らすことが、かつてなく切実なものとなっています。

宮前区は、ご近所同士で助け合う地域をめざして、「ご近助」というキーワードで様々な地域福祉の取組を進めており、第6期計画では、「**みんなで作ろう ご近助のわ ～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～**」を理念として掲げています。

この計画に書かれていることは、言い換えれば、様々な方法により、みんなで「ご近助のわ」をつくろうということです。

区内のそれぞれの地域で、身近にいる人たち同士が、日々の暮らしのなかで支え合い、助け合うとともに、区民・事業者・行政等が、それぞれの強みを活かして連携し、かつ、主体的に取り組むことを通じて、子どもから高齢者までがゆるやかにつながり、全ての区民が安心して暮らせる地域づくりを「みんなで」進めていきます。



(2) 基本目標

基本目標1 ご近助で「ささえあう」地域づくり

～互助に触れ、自助意識をたかめる～

地域福祉活動を推進していくには、担い手となる区民一人ひとりの意識が大切です。このため、地域福祉活動に関わりながら、いきがいを見つけ、仲間を作り、自らの健康の維持・向上ができるよう、安心して参加できる活動・交流の場づくりを進めます。

また、高齢者、障害者、子ども、子育て中の人など、暮らしに助け（ケア）が必要な人が、家族以外の身近な人とゆるやかにつながり、支え合い、助け合うことを通じて、子どもから高齢者までの地域の「わ」を広げ、一人ひとりが抱える困りごとが解決に向かうよう、「ご近助で『ささえあう』地域づくり」に取り組みます。

基本目標2 支援に「つながる」きっかけづくり

～互助を担い、共助・公助につなげる～

困りごとが解決に向かったり、活動に初めて参加したりするには、解決や参加につながる何らかのきっかけが必要です。このため、福祉サービスや地域活動の情報がすぐ必要な人だけでなく、より多くの人に伝わるよう、様々な媒体を活用し、理解と共感を広げる情報発信を進めるとともに、各種相談を通じた不安・困りごとの軽減を図ります。

また、地域でひとり暮らし高齢者等、支援が必要な人の見守りを行うとともに、認知症サポーターや地域で活動するボランティアを増やす取組を進めます。さらに、次の世代を担う小・中学生に地域のつながりを考える機会を提供したり、虐待への適切な対応を行ったることを通じて、「支援に『つながる』きっかけづくり」に取り組みます。

基本目標3 区民・事業者・行政等が「一体となる」ネットワークづくり

～強みをいかし、つながる～

地域づくりには、これまでも様々な人や団体・機関等が関わってきましたが、社会環境の変化が大きい状況下で「安心して暮らせる地域づくり」を進めていくには、区民・事業者・行政等の連携を強化し、一体となって取り組むことが大切です。各分野の地域福祉の向上を図り、活動への理解を広げるため、様々なつながりを活用して、関係者間で課題や情報を共有します。

さらに、お互いの強みや役割を理解し、知恵を出し合うことを通じて、安心して暮らせる地域づくりにそれぞれが主体的に取り組みます。

★社会環境の変化に柔軟に対応し、 安心して暮らせる地域づくりをめざして

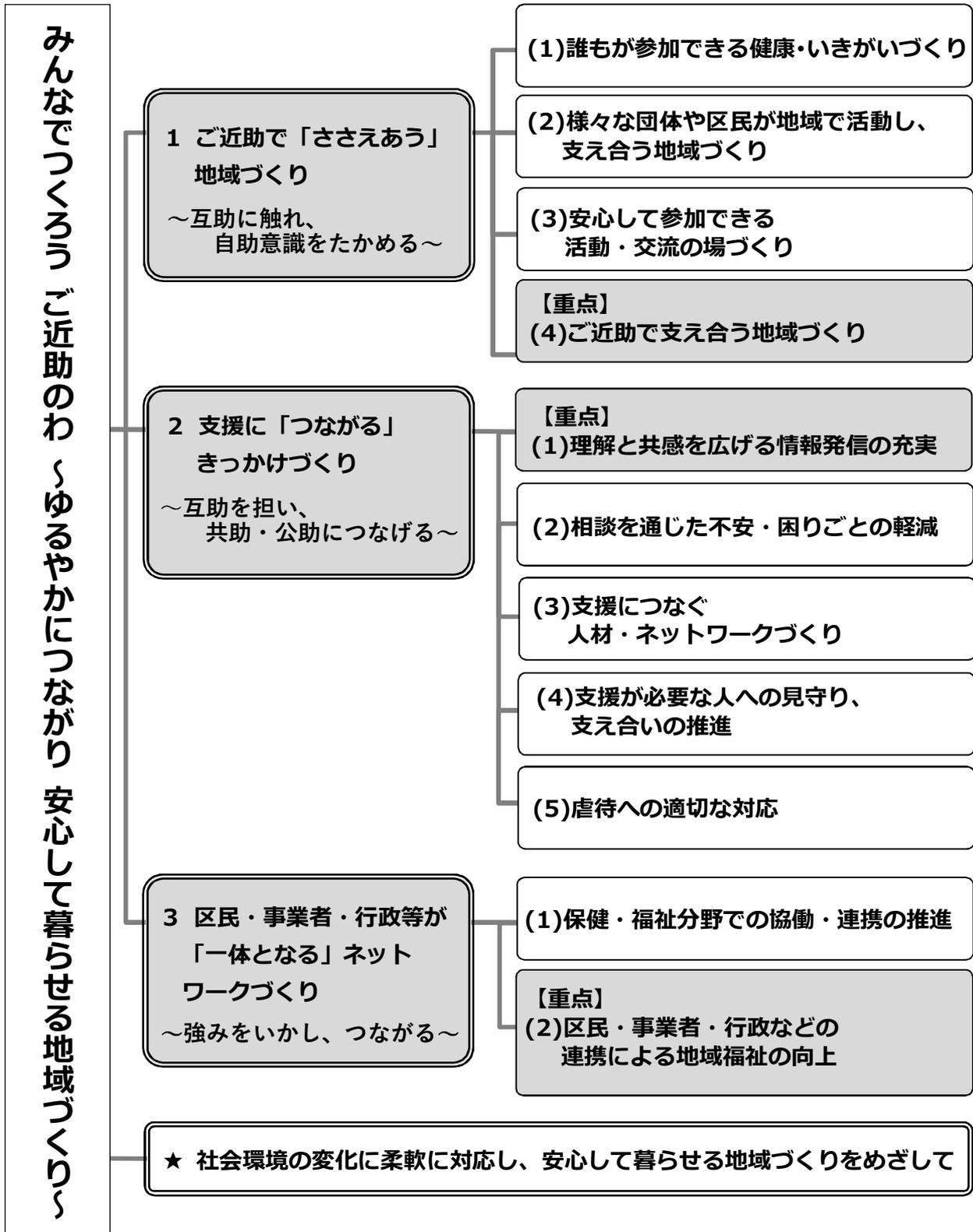
感染症や災害などに伴う社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、引き続き、住民一人ひとりへの「個別支援の強化」と、地域の多様な主体の連携による「地域力の向上」を進めることを基本に、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を進めます。

(3) 計画の骨子

●理念

●基本目標

●基本方針



(4) 事業体系一覧表

 第6期計画の重点項目 (以降、同様のマークをつけています)

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組		掲載ページ
みんなできくろう 「近助のわ くゆるさか つながらり 安心して暮ら せる地域づく り」	1 「近助で 「わくえあ つ」地域づく り	1 誰もが参加できる健康・いきがいづくり	1	健康づくり・介護予防を進めます	89
			2	食育を進めます	89
		2 様々な団体や区民が地域で活動し、支え合う地域づくり	3	子育てしやすい地域づくりを進めます	89
			4	高齢者の仲間づくりを進めます	89
			5	区民の多様な活動が地域に広がります	89
		3 安心して参加できる活動・交流の場づくり	6	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	90
			7	育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます	90
			8	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場をつくります	90
			9	精神障害者家族の学びの機会をつくります	90
		4 ご近助で支え合う地域づくり 	10	しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます	90
			11	ご近助で支え合う地域づくりを進めます	91
	2 支援に「つながる 「きっかけづく り」	1 理解と共感を広げる情報発信の充実 	12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	92
			13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	92
			14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	92
		2 相談を通じた不安・困りごとの軽減	15	子ども・子育てに関する不安を軽減します	93
			16	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	93
			17	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	93
			18	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	93

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組		掲載ページ
みんなでつくろう「近助のわ」ゆるやかにつながり安心して暮らせる地域づくり	2 支援に「つながる」きっかけづくり	3 支援につなぐ人材・ネットワークづくり	19	認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります	94
			20	認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります	94
			21	徘徊高齢者等SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます	94
			22	ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります	94
			23	小・中学生の職場体験学習等を通じて、自分ができることを考えるきっかけをつくります	94
		4 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進	24	民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います	95
			25	民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います	95
			26	生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます	95
			27	災害時に援護を必要とする方に対し、互助による避難体制づくりを進めます	95
		5 虐待への適切な対応	28	育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます	95
	29		高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	95	
	3 区民・事業者・行政等が「一体となる」ネットワークづくり	1 保健・福祉分野での協働・連携の推進	30	障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	96
			31	在宅介護等に多職種が連携して取り組み、情報発信を行います	96
		2 区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上	32	地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります	97
			33	高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	97
			34	民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます	97
			35	地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります	97
			36	小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適応しやすくします	97
37			地域の事業者団体等と連携し、地域福祉に関する情報発信を行います	97	
38	社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます	97			

2 重点的な取組

1 ご近助で支え合う地域づくりを進めます

基本目標 1
基本方針 4

コミュニティカフェなど、地域における多様な取組の実践を通じて得られた地域住民の交流、情報発信等のノウハウの共有を図ることにより、地域福祉をはじめとする多様な活動への積極的な参画や、新たな連携を促します。

さらに、それぞれの地域が抱える困りごとを住民が共有し、自分事として問題意識を持ち、連携して解決をめざすことを通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み「地域包括ケアシステム」の基盤を強化し、ご近助で支え合う地域づくりを進めます。

2 理解と共感を広げる情報発信を充実します

基本目標 2
基本方針 1

福祉サービスなど地域包括ケアシステムに関する情報については、単にメニューが充実しているだけではなく、子育て世帯や高齢者、障害者、生活困窮者など支援を必要としている人に対して、いつでも入手しやすく、分かりやすく情報提供していくことが重要です。

また、隣近所や友人・知人など地域住民によるご近所での情報交換も大きな発信力となることが期待できます。

さらに、福祉サービス等の情報提供の充実とあわせて、地域福祉活動に関心を持ち、区民同士が支え合う地域づくりについて考える機会や活動への参加を促進します。

3 区民・事業者・行政などの協働・連携により、 地域福祉の向上に取り組みます

基本目標 3
基本方針 2

町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等、地域における多様な主体がそれぞれの強みを活かし、主体的に取り組むことを通じて、様々な分野での地域福祉の向上を図ります。



3 具体的な取組

基本目標 1

ご近助で「ささえあう」地域づくり

基本方針 1

誰もが参加できる健康・いきがいつくり

身近な地域で、区民の誰もが気軽に参加できる活動が広がり、子どもから高齢者までいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりや食育を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
1	健康づくり・介護予防を進めます	健康づくりに関する情報や、地域の健康づくり活動の場・イベントについての情報を発信します。 また、公園における体操やサロンなど地域での自主的なグループ活動を広げ、ミニ講座の開催等を通じて、健康づくり・介護予防を進めます。	公園体操など、健康づくり・介護予防を行う区民地域包括支援センター	地域支援課
2	食育を進めます	地域の食育活動団体によるイベントや講習会等を通じて、食育の取組を推進します。	食育活動団体	地域支援課

基本方針 2

様々な団体や区民が地域で活動し、支え合う地域づくり

子育てや高齢者に関わる団体やボランティアなど、地域福祉活動の担い手による活発な相互交流を進め、世代を問わず様々な人々が地域で活動し、支え合う地域づくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
3	子育てしやすい地域づくりを進めます	子ども・子育て支援機関、団体の代表者、子育てグループ等が集まり、情報共有や子育て支援等に関する意見交換を行うことを通じて、子育てしやすい地域づくりを進めます。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当 生涯学習支援課
4	高齢者の仲間づくりを進めます	地域の高齢者が主体的に集まる場としての老人クラブの活動を通じて、高齢者の仲間づくりやいきがいつくりを進めます。	老人クラブ	高齢・障害課
5	区民の多様な活動が地域に広がります	団体への支援や団体間の交流促進などを通じて、区民の多様な活動を地域に広げ、地域の課題解決につなげていきます。	地域で活動する団体	地域振興課

基本方針 3

安心して参加できる活動・交流の場づくり

世代や障害の有無などを問わず、様々な人々が地域活動によって交流していくことができるように、安心して参加できる活動や交流の場をつくります。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
6	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	あらゆる世代が集う地域のサロン・カフェ等の運営者がつながり、情報共有を行うとともに、新たなサロン等の立ち上げを支援することなどを通じて、身近な地域の居場所づくりを進めます。	サロン・カフェ 区社会福祉協議会 地域包括支援センター	地域支援課 向丘出張所 保育所等・地域連携担当 地域ケア推進課
7	育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます	区内の保育所と連携し、保育士等の専門職による講座や子育ての先輩の体験談を聞き、相談できるセミナーを開催することを通じて、育児不安・孤立感などの解消と育児力の向上をめざすとともに、子育て支援活動参加へのきっかけづくりを進めます。	子育てグループ 保育園等	保育所等・地域連携担当
8	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場をつくります	公園などを活用した「冒険遊び場」の活動を通じて、小地域での多世代交流と子どもの健やかな成長の場をつくります。	冒険遊び場運営団体	地域ケア推進課 道路公園センター
9	精神障害者家族の学びの機会をつくります	精神障害者家族の悩みごとや困りごとを共有し、家族を支援するため、病気への対応方法や社会資源、制度について学習する機会を提供します。	精神障害者家族 精神障害に関わる専門職	高齢・障害課
10	しあわせを呼び込むコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます	障害者施設の利用者が出演するコンサートを開催することにより、障害者の自立支援・社会参画の機会とするとともに、音楽を通じて相互理解を深め、障害者との交流の場づくりを進めます。	障害者施設利用者	地域振興課

基本方針 4

ご近助で支え合う地域づくり



地域包括ケアシステムの実現に向けて、より多くの区民が地域福祉活動に関心を持ち、「ご近助」で支え合う地域づくりについて考える機会の提供や、地域福祉活動団体やボランティア活動への参加を促進し、ご近助で支え合う地域づくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
11	ご近助で支え合う地域づくりを進めます	地域でどのような活動が行われ、どのような人々が活動しているのかを具体的に知る機会をつくれます。また、コミュニケーションカフェなど、地域における多様な取組の実践を通じて得られた地域住民の交流、情報発信等のノウハウの共有を図ることにより、地域福祉をはじめとする多様な活動への積極的な参画や、新たな連携を促します。さらに、それぞれの地域が抱える困りごとを住民が共有し、自分事として問題意識を持ち、連携して解決をめざすことを通じて、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み「地域包括ケアシステム」の基盤を強化し、ご近助で支え合う地域づくりを進めます。	地域で活動する団体 地域住民	地域ケア推進課 地域支援課

基本目標 2

支援に「つながる」きっかけづくり

基本方針 1

理解と共感を広げる情報発信の充実



地域のつながりや支え合いの大切さへの理解や共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を通じた情報発信を充実します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	チラシ・リーフレット・ホームページ等を媒体とし、地域包括ケアシステムや地域福祉の目的・理念等について普及啓発を行うことを通じて、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げます。	地域活動を行う団体 事業者	地域ケア推進課 地域支援課 企画課 向丘出張所 宮前図書館
13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行、宮前区こども子育てホームページの充実、SNSやアプリの活用等により、子育て情報を広く地域へ発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	高齢者が安心して生活していくために高齢者在宅生活支援サービスや成年後見制度等の利用促進、普及啓発を実施します。また、介護予防など高齢者への地域の理解を深める講座を通して、知識の普及啓発を図ります。	地域包括支援センター	高齢・障害課 地域支援課

基本方針 2

相談を通じた不安・困りごとの軽減

区民や地域が抱える様々な生活課題を把握し、その適切な解決に向けて、寄り添いながら相談を通じた不安や困りごとの軽減を図ります。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
15	子ども・子育てに関する不安を軽減します	妊娠中から出産、育児等に関する個別相談等を通じて、子ども・子育てに関する不安を軽減します。また、主に乳幼児のいる家庭の地域での見守りや育児課題について連絡会を開催し、情報共有を図ります。	主任児童委員	地域ケア推進課 地域支援課
16	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	子どもの預け先を探す保護者の一人ひとりに寄り添い、保育所入所相談を実施することを通じて、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。	保育園等	児童家庭課
17	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	高齢者・障害者に関する相談等について、相談内容等に応じた適切な機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター 障害者相談支援センター	高齢・障害課
18	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	地域で健康で快適な生活が送れるよう、ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する区民からの相談に対応し、衛生的で健康的な住環境を確保します。	ペットを飼養する区民等 動物病院	衛生課

基本方針 3

支援につなぐ人材・ネットワークづくり

支援につながるきっかけが得やすくなるよう、地域で活動する人や地域福祉活動に関わる人など、地域活動の担い手となる人材の育成やネットワークづくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
19	認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります	「認知症サポーター養成講座」を小地域で開催し、認知症への理解・共感を広げ、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくります。	認知症サポーター キャラバン・メイト	地域支援課
20	認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります	支援チーム員が自宅を訪問し、アセスメント、家族支援までの初期の支援を集中的に行い、症状に応じた助言や支援等をする体制をつくります。	認知症疾患医療センター 地域包括支援センター 訪問看護ステーション 川崎市介護支援専門員連絡会	高齢・障害課 地域支援課
21	徘徊高齢者等SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます	徘徊の恐れのある高齢者等の登録を事前に行い、徘徊が発生した際に関係機関や近隣自治体に情報提供することで、高齢者等の安全を確保し、家族等を支えます。	地域包括支援センター 区社会福祉協議会 警察署	高齢・障害課
22	ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります	子育て支援や、健康づくり・介護予防等に資するボランティアを養成し、保健・福祉活動への参加を促し、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります。	食生活改善推進員 運動普及推進員 すくすく子育てボランティア	地域支援課
23	小・中学生の職場体験学習等を通じて、自分ができることを考えるきっかけをつくります	次世代の地域福祉の担い手である小・中学生を対象とし区役所等での職場体験学習や出前講座を通じて、地域のつながりの大切さや自分たちができることを考えるきっかけをつくります。	区内の小・中学校	地域ケア推進課 地域支援課

基本方針 4

支援が必要な人への見守り、支え合いの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関等と連携し、支援が必要な人への見守り、支え合いを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
24	民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民間業者等との連携による見守りを行い、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている人等を早期に発見し、必要な支援につなげます。	協力事業所（LPガス協会、新聞販売店、生活協同組合等）	地域ケア推進課 地域支援課 児童家庭課 高齢・障害課 保護課
25	民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員児童委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、地域での高齢者の見守りを行います。	民生委員児童委員	高齢・障害課
26	生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます	貧困の連鎖を防止できるよう、生活保護受給世帯の小・中学生に学校以外の学習の機会や居場所を提供し、進学を支援する学習支援事業を積極的に案内し、参加を呼びかけます。	学習支援を行う事業者等	保護課
27	災害時に援護を必要とする人に対し、互助による避難体制づくりを進めます	災害時に自力で避難することが困難で、支援組織への個人情報の提供に同意する人を対象に、災害時に支援組織が安否確認・避難支援等を行う「災害時要援護者避難支援制度」を運用し、互助による避難支援体制づくりを進めます。	地域の支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員）	危機管理担当 高齢・障害課

基本方針 5

虐待への適切な対応

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、子ども、高齢者、障害者に対する虐待に対し、連携して適切に対応します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
28	育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます	要保護児童対策地域協議会の各種会議を通じて、子育て支援機関・団体・児童福祉従事者等と考え方を共有し連携を強化することにより、育児不安や児童虐待につながる兆候を早期に把握し、地域での継続した支援を進めます。	子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域支援課
29	高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	高齢者・障害者虐待に関する相談・通報内容に応じて、適切な機関と連携、対応を図ります。	地域包括支援センター 介護支援専門員 介護サービス事業所 障害者相談支援センター	高齢・障害課

基本目標 3

区民・事業者・行政等が「一体となる」
ネットワークづくり

基本方針 1

保健・福祉分野での協働・連携の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・福祉分野での協働・連携を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
30	障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を通じて、相談支援の充実や障害に対する理解を深める普及啓発を図ります。 また、障害者（児）を取り巻く様々な課題を共有しながら、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域自立支援協議会 障害者相談支援センター	高齢・障害課
31	在宅介護等に多職種が連携して取り組み、情報発信を行います	安心して在宅で介護・福祉等一体となったケアが受けられるよう、多職種間での連携に努めるとともに、在宅介護等に関する様々な情報を、区民に向けて発信します。	地域住民 各種専門職 地域包括支援センター	地域ケア推進課 高齢・障害課

基本方針 2

区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上



町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との協働・連携により、地域福祉の向上に取り組みます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
32	地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区地域福祉計画の策定、進捗管理等を行うとともに、関係団体等との連携を強化することを通じて、区民への互助意識を浸透させ、地域包括ケアシステムの区民への普及啓発を進めます。	学識経験者 保健・医療・福祉・子ども関係団体 市民団体 ボランティア組織 社会奉仕団体 社会福祉当事者組織 事業者	地域ケア推進課
33	高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	地域ケア会議や地区活動を通じて、高齢者を取り巻く様々な課題を共有しながら、地域づくりのためのネットワークを構築し、地域包括支援センターと連携して、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域包括支援センター	地域支援課 高齢・障害課
34	民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます	地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員や保護司等の取組について、広く区民に周知することを通じて活動への理解を広げます。	民生委員児童委員 保護司 更生保護関係団体	地域ケア推進課
35	地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります	大規模な災害等に備え、区民・事業者・関係団体・行政等で構成される宮前区地域防災連絡会議等において、必要な対応策の協議・検討や防災・減災に関する情報の収集・共有を進め、地域防災力の強化を図ります。	町内会・自治会 自主防災組織 事業者	危機管理担当 地域ケア推進課 地域支援課 衛生課 高齢・障害課 道路公園センター
36	小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適応しやすくします	区内にある幼稚園、保育所及び小・中学校が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを意識して情報共有を進め、連携を強化し、保護者への情報提供を行うなど、新しい環境での学習や生活に適応しやすくします。	幼稚園 保育所 小・中学校	保育所等・地域連携担当 学校・地域連携担当
37	地域の事業者団体等と連携し、地域福祉に関する情報発信を行います	食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア等、地域で活動する団体とのつながりを活用し、事業者等を介した情報発信等を通じて、地域包括ケアシステムへの理解を広げます。	食品衛生協会 理美容組合 営業施設 動物愛護ボランティア 地域で活動する事業者	衛生課
38	社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます	地域課題を共有し、宮前区社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と補強・補完し合いながら、社会福祉協議会と区役所が連携して、地域福祉の取組を進めます。	区社会福祉協議会	地域ケア推進課 地域支援課

第6期計画の推進体制

第3章

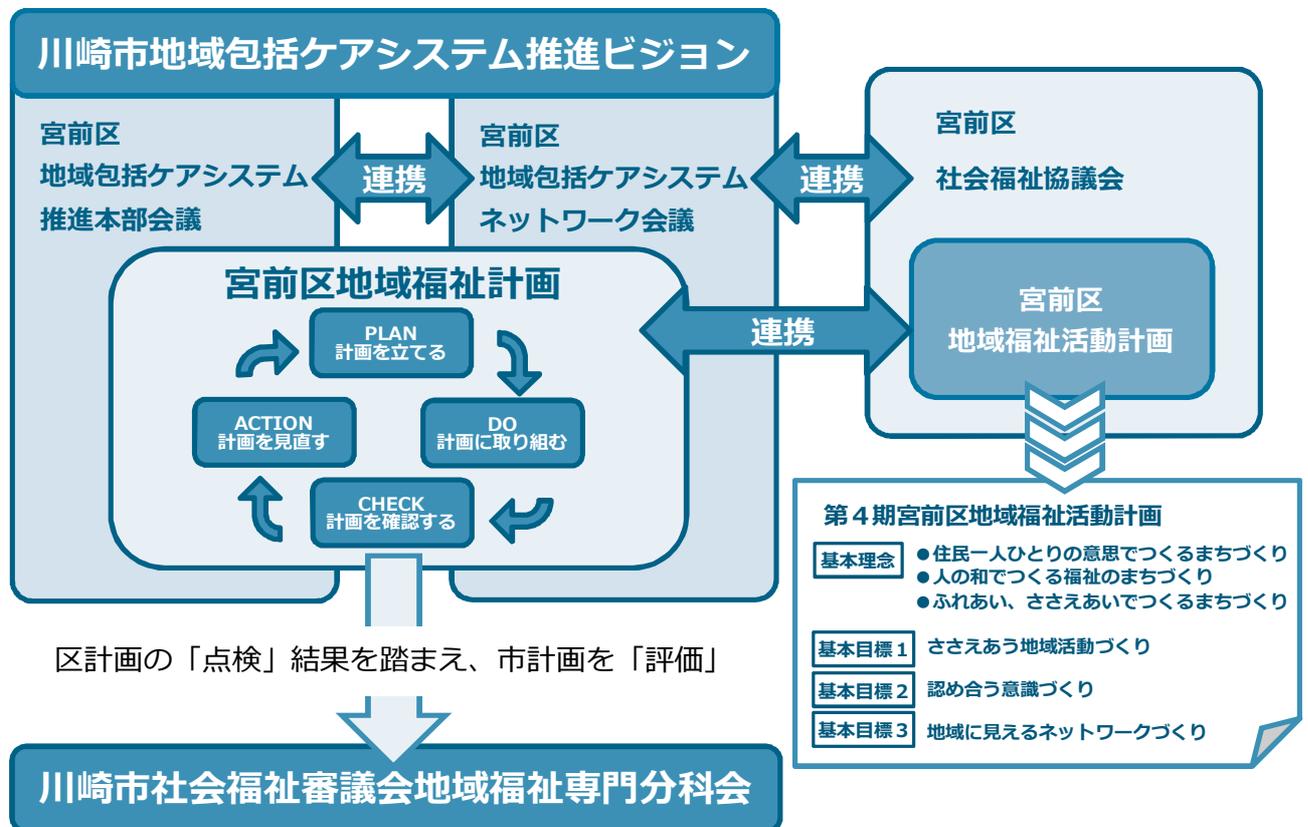
1 計画の推進体制

「宮前区地域福祉計画」は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり等、様々な分野に関連していることから、宮前区長を本部長とし、区役所の全部署で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、地域包括ケアシステム及び本計画に基づく施策を進めています。

また、宮前区社会福祉協議会と地域課題を共有し、宮前区社会福祉協議会が策定している「宮前区地域福祉活動計画」と相互に補強・補完し合いながら、区内における地域福祉の向上を図っています。

さらに、学識経験者、町内会・自治会、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他各分野の団体の代表、事業者等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において、地域包括ケアシステムの推進に関する取組方法や本計画等に対し、専門的な意見を求めるとともに、そのネットワークを活用して取組を進めます。

第6期計画の推進体制



2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年、庁内の「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、区民・関係団体・事業者等が実施した個々の取組の実施状況を確認します。

また、「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」においても取組の実施状況を振り返り、次年度に向けての課題・展開、事業内容の見直しなどについて検討することを通じて、区計画の実施状況の「点検・見直し」を行います。

さらに、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、各区の「点検」結果を踏まえて川崎市地域福祉計画の「評価」を行うことにより、継続的な進行管理を行い、次期計画につなげていきます。

第6期宮前区地域福祉計画（素案）

【発行年月】 令和2（2020）年11月
【編集・発行】 川崎市宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課
〒216-8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5
TEL 044-856-3300
FAX 044-856-3237
E-mail 69keasui@city.kawasaki.jp